

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
四條畷学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	6
基準1 使命・目的等 ······	6
基準2 学修と教授 ······	24
基準3 経営・管理と財務 ······	66
基準4 自己点検・評価 ······	90
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 ······	97
基準A 地域・社会貢献 ······	97
V. エビデンス集一覧 ······	100
エビデンス集（データ編）一覧 ······	100
エビデンス集（資料編）一覧 ······	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四條畷学園の建学の精神、教育理念、教育方針

(1) 建学の精神 「報恩感謝」

四條畷学園は、牧田宗太郎、牧田環兄弟によって大正 15 (1926) 年に「四條畷高等女学校」として創設された。

兄弟は、自分達が教育界・実業界で世の役に立つことができたのは、厳しい中にも慈しみ深い愛情をそそぎ、教育してくれた母がいたからこそだと、母への感謝と敬愛の念をつねに胸に深く抱いていた。兄、牧田宗太郎は、大正 8 (1919) 年に教育事情の視察と研究のため欧米を訪問したが、その際、わが国においても高い教育に立脚した子女教育が必要であることを痛感した。帰国後、母に対する報恩の一端として、将来妻として、また母として社会の進歩に順応し得る子女を教育し、高い教養と優れた個性を備えた女性を育成する目的で、弟、牧田環の協力を得て、四條畷高等女学校を設立した。すなわち、ここに母に対する「報恩感謝」の念が具現化されたのであり、この至純なる精神「報恩感謝」は、本学園建学の精神として後世に引き継がれ、今日の総合学園に至る発展の歩みを支えるものとなっている。

(2) 教育理念 「人をつくる」

本学園の基本理念は教育理念「人をつくる」であらわされている。教育の目的は人をつくることであり、人をつくることは、徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依ってのみ可能である。「人をつくる」ために、本学園では「実践躬行」および「Manners makes man」という標語を掲げている。

「実践躬行」

品性人格は、単に知識を身につけるだけでなく、身をもって実際にすることにより修得される。

「Manners makes man」

礼儀正しい行いを身につけることが、人として成長し、品性人格の備わった人になることにつながる。

(3) 教育方針 「個性の尊重」「明朗と自主」「実行から学べ」「礼儀と品性」

「個性の尊重」

個々の人が持つ異なる性格と特色ある才能とを尊重し、これを画一化することなく、それぞれの天賦の才能を探究し、発揮させる。

「明朗と自主」

自分達の未来を信じて、明るく朗らかで、何事にも自主的、積極的に取り組む人を育てる。

「実行から学べ」

知識は実践を伴ってこそ価値があることを知り、「知って行い、行って知った」という過程を通じて学ぶ人を育てる。

「礼儀と品性」

礼儀と礼節を重んじ、自らの教養を磨く、品性豊かな人を育てる。

2. 四條畷学園大学の建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

(1) 建学の精神・基本理念

本学園の建学の精神および教育理念（基本理念）を踏まえ、四條畷学園大学の建学の精神・基本理念もまた「報恩感謝」および「人をつくる」である。

(2) 使命・目的

使命は、四條畷学園大学学則（理念・使命）第1条に「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養を図り、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を世に送り出すことを使命とする」と定めている。

また、優れた医療専門職を育成して世に送り出すという上記の使命を完遂することが「目的」であるが、その実現のために学則（目標）第1条2に下記の教育目標を掲げている。

教育目標

リハビリテーション学部

- ①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること
- ②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること
- ③セラピストとしての実践力を育成すること

看護学部

- ①幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること
- ②看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と、看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること
- ③保健・医療および福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること
- ④看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成すること

3. 大学の個性・特色

四條畷学園大学の建学の精神は、前項2.に記したように「報恩感謝」である。この精神を踏まえ、四條畷学園大学では、感謝の心を持った学生を育てることを心掛けている。医療を必要とするさまざま立場の人との接触は、自分を成長させてくれる機会でもあることを理解し、その機会を与えてくれたことに感謝して初めて最善の医療ができるからである。また教職員も学生たちの教育に携われる喜びに対して感謝する心を見失わないようにしている。教育とは自己の向上にもつながるからである。このように、本学では学生と教職員が同じ精神を共有し、教育理念である「人をつくる」のもと、医療人としての識見、人格ともに優れた人材を世に送り出してきた。これがすなわち、四條畷学園大学の「使命」である「人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を

世に送り出すこと」であり、本学の個性・特色の根幹をなしている。四條畷学園大学のこのような個性・特色の根幹を具体的に示すと、以下の5点となる。

- ①演習を含む体験型学習や臨地臨床実習の重視
- ②多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保
- ③医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実
- ④人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供
- ⑤国家試験対策も含めた細やかなサポート体制

また、リハビリテーション学部、看護学部それぞれにおける個性・特色として次の点をあげることができる。

リハビリテーション学部

医療専門職としての国家資格取得を目指すが、病者、障害者、高齢者などを主な対象とするため、単なる知識・技術の修得に偏重することなく、人間性の涵養のための教科、コミュニケーション技法の習熟を図るための教科などの教養科目を一般教育科目として多く取り入れている。また専門教育に必要な基礎知識をしっかりと修められるように、専門基礎科目を入学後早期からカリキュラムに編入し、基礎から応用へと体系的な学修が可能になっている。このような体系により、臨床現場における対応力向上につながる知識、技術を修得できる。

看護学部

1年次から4年次までのそれぞれに、体験型・実践型学習を取り入れた学生の理解が深まる学習サイクルを導入している。特に1年次6月は病院へ、2年次8月にはデイサービス等利用者を通して、対象者のニーズや生活の実態を理解するための早期体験実習を開講している。

また、具体的・実践的な学修を深めるために、一つの模擬家族を事例として家族が成長する過程で生じる様々な看護を、演習を通して各専門領域（基礎、小児、成人、老年、母性、精神、在宅看護学領域）で学ぶようにしている。

さらに医療の高度化や看護師の活動の場の多様化等により、学修すべき内容の質的および量的な増大に伴い、社会的に看護師のみの教育課程の推進が叫ばれているという現状認識のもと看護師のみの教育課程に特化した。そして、卒業後のキャリア支援体制として、他大学の大学院（専門看護師、保健師等）や助産学校への進学をはじめ、様々な支援ができるように準備を進めている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

四條畷学園大学は、「報恩感謝」を建学の精神とする幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学からなる総合学園の一角として平成 17（2005）年 4 月に設置された。

大正 15（1926）年	四條畷高等女学校 創立
昭和 16（1941）年	四條畷学園幼稚園 開園
昭和 22（1947）年	新制四條畷学園中学校 開校
昭和 23（1948）年	新制四條畷学園高等学校 開校 / 四條畷学園小学校 開校
昭和 26（1951）年	学校法人四條畷学園に組織変更
昭和 39（1964）年	四條畷学園女子短期大学 開学
平成 12（2000）年	四條畷学園女子短期大学を四條畷学園短期大学に名称変更
平成 13（2001）年	四條畷学園短期大学にリハビリテーション学科 開設
平成 17（2005）年	四條畷学園大学開学 リハビリテーション学部 開設
平成 27（2015）年	四條畷学園大学看護学部 開設
平成 28（2016）年	四條畷学園創設 90 周年

エビデンス集（データ編）[表 F-2]参照

2. 四條畷学園大学の現況

学部の構成

リハビリテーション学部（大学本部）	看護学部
〒574-0011	〒574-0001
大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号	大阪府大東市学園町 6 番 45 号
電話 072-863-5043	電話 072-813-2601
Fax 072-863-5022	Fax 072-813-2602

エビデンス集（データ編）[表 F-1]参照

学生数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）（単位：人）

学部・学科	専攻	定員		現 員				
		入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計
リハビリテーション学部	理学療法学	40	160	33	41	40	70	184
	作業療法学	40	160	18	30	40	35	123
リハビリテーション学部 計		80	320	51	71	80	105	307
看護学部看護学科 (学年進行中)		80	320	87	76	78	—	241
合 計		160	640	138	147	158	105	548

エビデンス集（データ編）[表 F-4]参照

教員数（平成 29（2017）年 5月 1 日現在）（単位：人）

学部・学科	専任教員*				助手	合計	
	教授	准教授	講師	助教			
リハビリテーション 学部 リハビリテーション 学科	男	8	3	3	3	0	17
	女	2	1	2	0	0	5
	小計	10	4	5	3	0	22
看護学部 看護学科	男	1	0	0	1	0	2
	女	6	4	6	5	1	22
	小計	7	4	6	6	1	24
大学合計	男	9	3	3	4	0	19
	女	8	5	8	5	1	27
	合計	17	8	11	9	1	46**

*学長・特任教授・客員教授を含まず

エビデンス集（データ編）[表 F-6]参照

**大学設置・学校法人審議会による教員資格審査の結果、教授 1 名、講師 1 名、助教 1 名（いずれも看護学部）の近日着任が認められている

職員数（平成 29（2017）年 5月 1 日現在）（単位：人）

	専任教員		パート アルバイト	合計
	正職員	嘱託職員		
男	6	1	3	10
女	4	6	3	13
合計	10	7	6	23

エビデンス集（資料編）[表 3-1]参照



四條畷学園校章

3枚のクスノキの葉の中で菊花が咲いている。

3枚の葉はそれぞれ学園の教育理念にある「徳育」、「知育」、「体育」を表している。3枚の葉に守られて咲いている菊花は、高潔な品性を象徴している。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、建学の精神「報恩感謝」に則った大学の使命・目的および教育目的を明確にするために、本学学則【資料 F-3】の第1条（理念・使命）に、四條畷学園の建学の精神、使命ならびに教育理念「人をつくる」を明示し、第1条2項（教育目標）にリハビリテーション学部では3つ、看護学部では4つの教育目標をわかりやすく掲げている。

使命・目的

使命は、学則【資料 F-3】に第1条（理念・使命）：広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養を図り、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を世に送り出すことと具体的かつ明確に記されている。すなわち、本学の使命は優れた医療専門職を世に送り出すことにより、その使命を完遂することが目的である。

教育目的

優れた医療専門職を世に送り出すことが使命・目的であり、その目的に至るために必要な具体的「教育目標」は、p2に記したようにリハビリテーション学部では3つ、看護学部では4つ掲げている。これら教育目標に到達した学生を育てあげることが教育目的である。

なお、看護学部の教育目的として、大学の教育目的を踏まえ、生命の尊厳を守り、患者・家族を中心とした看護を実践できる人間性豊かな看護専門職の育成、また看護専門職として高い倫理観を持って、医療・保健・福祉の場で看護を実践できる人材を育成することを掲げている【資料 1-1-1】(p7)。この目的をさらに具体的に明文化したものが4つの看護学部教育目標である。

以上述べた通り、使命・目的および教育目的は具体的かつ明確である。

《エビデンス資料》

【資料 1-1-1】四條畷学園大学看護学部設置認可申請書

1-1-② 簡潔な文章化

大学ホームページ【資料 1-1-2】や「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）【資料 F-5】(p1) あるいは「学生便覧」（看護学部）【資料 F-5】(p1) に建学の精神、使命、教育理念、教育方針、各学部の教育目標を分かり易く提示している。また、創立 90

周年を機にまとめられた「四條畷学園創立 90 周年記念誌」に創立の経緯を写真等の利用によりわかりやすく紹介している【資料 1-1-3】。さらに、四條畷学園の建学の経緯について分かり易くまとめた「四條畷学園建学の思い」【資料 1-1-4】を全学生ならびに教職員に配布している。

以上のように、本学の使命・目的および教育目的（目標）は簡潔に文章化されている。

《エビデンス資料》

【資料 1-1-2】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/> 大学紹介/建学の精神・教育理念・教育方針：教育目標/3つのポリシー：本学の特色

【資料 1-1-3】四條畷学園創立 90 周年記念誌

【資料 1-1-4】四條畷学園建学の思い

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生および卒業生が建学の精神・使命と教育理念、目標を正しく理解し、在学中から卒業後まで継続して自己の成長および社会貢献などにおいて、その基本を理解して力を発揮できるように、今後も上記に示したように、入学式をはじめとした式典やオープンキャンパス、ホームページ、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その意味内容をわかりやすく伝達していく。教職員も建学の精神や教育理念等を再認識して、教育活動に従事していく必要性があることを FD (Faculty Development)、SD (Staff Development) 等を通じさらに周知徹底する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

基準項目 1-1 に詳細に記したように、本学では「報恩感謝」の精神を学生・教職員が共有し、「使命・目的」である高度な医療専門職を世に送り出すことに邁進している。すなわち、最新の知識を有する医療専門職を育成するためには、単なる一方向の授業・実習では不十分であり、体験型実習や臨床実習の体験、高度なコミュニケーション力、高い教養などを修得できる教育体系が求められるため、以下のような特色ある教育を行っている。

①演習を含む体験型学習や臨地臨床実習の重視

②多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保

③医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実

④人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供

⑤国家試験対策も含めた細やかなサポート体制

これらの特色は大学ホームページ【資料 1-1-2】や「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」【資料 F-2】(p13、p41) でも詳細に紹介している。また、個性・特色とそれを反映させることにより実現する使命・目的は、本学学則【資料 F-3】の第 1 条（理念・使命）に、四條畷学園の建学の精神、使命ならびに教育理念「人をつくる」として明示している。また目的にいたるために必要な具体的「教育目標」は第 1 条 2 項（教育目標）にリハビリテーション学部では 3 つ、看護学部では 4 つをわかりやすく掲げている（前掲 1-1-①参照）。

1-2-② 法令への適合

本学の理念・使命および目標は、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条などの法令に適合している。学校教育法第 83 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させることを目的とする。」と規定しており、同条第 2 項は、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。さらに、大学設置基準第 2 条は、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定している。本学の理念・使命および目標は、下記の学則に示すようにこれらの条項に適合するものとなっている。

すなわち、学則（理念・使命）第 1 条に「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養を図り、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を世に送り出すことを使命とする。」とある【資料 F-3】。

使命の完遂が「目的」であることは自明であり、本学では使命と目的はほぼ同義とみなしている。すなわち、使命を明確に掲げることは学校教育法第 83 条に適合している。また、本学では使命を実現するために教育目標を掲げており、大学設置基準第 2 条にも適合している。

1-2-③ 変化への対応

優れた医療専門職を世に送り出すことが本学の使命であり、リハビリテーション学部では多くの理学療法士、作業療法士を輩出してきた。一方、超高齢社会にあって、看護専門職の育成が大きな社会的要請となっている。このような社会の変化に対応すべく、平成 27 (2015) 年、新たに看護学部を開設した。

なお、看護学部は、開設が平成 27 (2015) 年で今年 3 年目であり、「四條畷学園大学看護学部設置認可申請書」【資料 1-1-1】に記載した通り肅々と計画を実施しており、大きな見直しを必要とする段階に至っていない。

本学は設立以来 10 年を経過したが、設立時の使命・目的の重要性はますます高まっている。特に人口の高齢化に伴って、介護保険法におけるリハビリテーション専門職に対する役割や責任に変化が生じてきた。本学ではこれらに対応した講義内容の充実などを図ることによって社会情勢の変化に対応した専門職の育成に努めている。また看護学部の新設

により医療専門職の育成を目的とした大学の使命・目的によりかなう体制を整備してきたところである。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的等は、現時点においては法令に適合したものとなっているが、法令の改正等が実施された場合には速やかに対応する。また、大学の使命・目的等は、大学の状況や社会情勢等に対応して、必要に応じて見直しを行う。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、教育目標は評議員会および理事会に諮られ、理事長以下全役員の理解と支持を得ている。教職員については FD 活動や委員会活動の中で大学の使命・目的、教育目標を理解するよう努めており、支持されている。

開設 3 年目の看護学部においては、これらの理解の徹底が特に重要と考え、本学の使命・目的および教育目標は、「四條畷学園大学看護学部設置認可申請書」【資料 1-1-1】(p7) に記載しており、申請にあたりこれらは評議員会および理事会に諮られおり、理事長以下全役員の理解と支持を得ている。教職員については、学部会議、学科会議、専攻会議、FD 活動、各種委員会活動の中で大学の使命・目的等を理解するよう努めており、支持されているものである。看護学部開設 1 年目には、開設直後に教職員を対象として設置の趣旨等を中心に説明を行い、2 年目に着任の教員に対しても同様の機会を設け、理解と支持を得ている。

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的、教育目標は、四條畷学園大学学則【資料 F-3】、「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部) (p1)【資料 F-5】、「学生便覧」(看護学部) (p1)【資料 F-5】に明示され、学生、教職員、受験者、保護者・保証人、その他関係各位の理解が得られるようにしている。周知のための具体的な取り組みは次の通りである。

すなわち、これら使命等の意味や内容の周知徹底のために、建学の精神「報恩感謝」については、入学式における学長の式辞に始まり、学舎内には創始者 牧田宗太郎の直系にあたる本学園理事 牧田朝美 の揮毫による「報恩感謝」の額を掲示するなど、日常的に学生の目に直接触れるようにしている。前・後期それぞれの学年別オリエンテーション並び

に教育ガイダンスにて学「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)および「学生便覧」(看護学部)を用いて説明し、このことが担当の教職員に対しても改めて大学の使命・目的、教育目標を認識できる機会となっている。

とりわけ新入生及びその保護者に対しては、学長が入学式式辞において四條畷学園大学の果たすべき役割、大学で学ぶ意義等を含めて述べている。さらに、入学式後のそれぞれの学部において、設置の理念・使命・育成したい人材像（教育目的）・カリキュラムの特徴などを中心に説明をしている。

また、外部に対しては、学生募集要項【資料 F-4】、オープンキャンパスや学園祭（樟葉祭）、市民公開講座の開催時等において、これら建学の精神や教育理念、目標について丁寧に説明を行っている。

なお、看護学部は開設して3年目であるため、学生だけではなく教職員に対しても大学の使命等の共通理解が得られるように、学科会議【資料 1-3-1】、FD 研修会等【資料 1-3-2】の機会を利用している。

特に受験生に対しては、ホームページの「大学紹介」欄にこれらの頭出しをしてわかりやすく明記するのはもちろんのこと、オープンキャンパス来訪者、とりわけ個別相談来訪者には「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」（2017年度までは学部別の学部案内）【資料 F-2】を用いて教員が項目を一つ一つ明示し来訪者の理解を確認しながら、丁寧な説明に努めている。

保護者・保証人に対しては入学式後のオリエンテーションで説明し、さらに、リハビリテーション学部においては前・後期それぞれの終了時に開催される（年2回、各学年別）保護者懇談会でも説明している。看護学部においては、年1回実施される教育懇談会でも説明するなど、両学部において複数の説明機会を設けることでこれらの理解が得られるよう対応しており、学内外に対する周知は図られている。

以上のように、教職員、学生、あるいは外部の第三者にも明確に伝わるように、複数の印刷物ならびに説明の機会を最大限に活用している。

《エビデンス資料》

【資料 1-3-1】看護学部学科会議議事録

【資料 1-3-2】FD (Faculty Development) 研修会等資料

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学園ならびに大学の長期ビジョン・中期計画【資料 1-3-3】に大学の使命・目的および教育目標が反映されている。すなわち、「優れた医療専門職を世に送り出す」という使命・目的を達成するために、建学の精神・教育理念の浸透方策、および教学上、管理運営上の改善目標を長期ビジョン・中期計画に掲げている。また、本学の使命は「優れた医療専門職を世に送り出す」ことであるが、3つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は「優れた医療専門職」の育成という視点から構成されている。リハビリテーション学部および看護学部の3つの方針はそれぞれの学部の使命・目的に沿うように以下のように制定され運用されている。

なお、これらの方針は大学ホームページ【資料 1-1-2】、「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」【資料 F-2】(p8、p38)、「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)【資料 F-5】(p24)、「学生便覧」(看護学部)【資料 F-5】(p2)、学生募集要項【資料 F-4】などで内外に広く公開している。

リハビリテーション学部

【ディプロマポリシー】

リハビリテーション学部は、建学の精神「報恩感謝」ならびに「人をつくる」という教育理念のもとに多様化する社会のニーズに応えることのできる医療専門職としての理学療法士および作業療法士を育成することが責務とされている。

医療・保健・福祉の領域におけるリハビリテーション専門職は、知識や技術の修得に止まらず他者の立場に立って最善の医療を実践しようとする熱意と誠意が求められ、さらにこれらを基盤とした専門的技術の実践力と応用力が必要とされる。

本学部では、このような責務を具現化するために以下の三つの領域にわたる内容を修得した者に対して学士（リハビリテーション学）号を授与する。

情意領域

- ・人への感謝を忘れず、人のために尽くそうという高い志を備えている。
- ・リハビリテーション専門職として人間性豊かな倫理観と責任感を兼ね備えている。
- ・リハビリテーション専門職としての熱意とたゆまぬ向上心を備えている。

認知領域

- ・リハビリテーションの社会的意義、責任について理解している。
- ・リハビリテーション専門職として必要な教養を備えている。
- ・リハビリテーション専門職として必要な基礎医学の知識を修得している。
- ・リハビリテーション専門職に必要な幅広い臨床医学の知識を修得している。
- ・理学療法士・作業療法士として必要な専門的知識・技術を修得している。
- ・事象を科学的に捉え、客観的な判断が出来る能力を備えている。

精神運動領域

- ・チーム医療の一員としての役割を認識し、責任ある行動がとれる。
- ・リハビリテーション専門職としてのコミュニケーション能力を備えている。
- ・対象者に対してインフォームドコンセントが実践できる。
- ・リハビリテーション医療を実践するにあたって必要な安全性に対する配慮が出来る。
- ・専門的知識や技術を目的に応じて正確に選択し、実践できる。
- ・臨床場面で指導的役割を果たすための基礎力を備えている。

【カリキュラムポリシー】

リハビリテーション学部では、学位授与にあたってディプロマポリシーに定められた内容を修得するために以下の方針でカリキュラムを編成している。

本学部のカリキュラムの特長は、履修科目の学修成果を評価し、その結果に応じてより高度なあるいは実践的な科目の履修が可能となるシステムを採用していることである。

これは一定の基礎的科目的単位認定を受けることによりはじめて専門的、応用的科目的履修ができる先修科目制度である。特に専門基礎科目と専門科目は認知領域の科目として、単位取得を学年ごとに実施している臨床実習履修のための先修条件としている。

また本学部では演習や実習系科目および臨床実習に多くの時間を割いているが、そこでは学生の積極的な取り組みが求められる。これらの科目では自ら学ぶ姿勢が身につくよう能動的学修法を積極的に取り入れ、医療専門職に必要な責任感、向上心そして倫理観など情意領域での学修効果をあげるよう努めている。

これら情意領域や認知領域学修の過程を通じて最終的に医療専門職の理学療法士および作業療法士に必要な精神運動領域としての実践力修得を目指している。

このように、学修とその評価、それを踏まえてより高度な学修というステップを明確にし、自己の学修の筋道やレベルを容易に把握できるカリキュラムを以下のように提供している。

基本方針

- 1) 幅広い教養、豊かな人間性および高い倫理観を兼ね備えた人材育成を目指したカリキュラムとする。
- 2) 初年度の基礎教育から専門教育への円滑なつながりを考慮したカリキュラムとする。
- 3) 専門的知識、技術の修得に必要な基礎医学、臨床医学を配慮したカリキュラムとする。
- 4) 医療専門職に求められる最新の知識、技術を修得し、実践力を育成するためのカリキュラムとする。
- 5) 社会のニーズに対応した保健・医療・福祉を推進するためのカリキュラムとする。
- 6) 地域社会だけでなくグローバル社会においても活躍することのできるコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムとする。

カリキュラム構成

本学部のカリキュラムは医療専門職としての教養を育む教養科目を一般教育科目系として『人文・社会科学系』、『自然科学系』、『保健』、『外国語』の4系、専門科目系として『専門基礎科目』と『専門科目』の2系からなっている。『専門科目』はさらに【基礎理学療法学・基礎作業療法学】、【理学療法評価学・作業療法評価学】、【理学療法治療学・作業療法治療学】、【地域理学療法学・地域作業療法学】、【臨床実習】に区分している。

1. 一般教育科目

一般教育科目は『人文・社会科学系』、『自然科学系』、『保健』、『外国語』の分野に区分し、1年次を中心に医療専門職にふさわしい幅広い教養、豊かな人間性、高い倫理観を涵養できるような科目を配置している。

『人文・社会科学系』では、大学教育を進めるうえで欠くことの出来ない理解力や表現力を養うための科目として「国語表現法」、「文章表現法」、「論文読解法」、「論文作成法」などを必修科目としている。またリハビリテーション専門職として対人関係の円滑な確立を図るために必要な科目として「心理学」、「コミュニケーション論」、「人間関係学」、「接遇

技術演習」などの科目を必修科目としている。さらに医療施設や福祉施設といった特別な環境下において人間関係を深めるために有用であろうと思われる科目として「文学」、「教育学」、「笑い学」、「アクティビティ一論」などを選択科目として開講している。

『自然科学系』では、専門科目を深く理解し、科学的根拠に基づいた医療を行うために必要な基礎科目として「化学」、「数学」、「物理」、「生物学」、「生活科学」を配置している。また統計学的手法を理解するために「統計学基礎」、「医療統計学」、「情報リテラシー入門」、「情報科学」を配置している。

『保健』では、疾病により運動量が減少することによる生活不活発病などの理解を容易にするために、健康と運動に関する科学的な知識を身につけることを目的にした「健康科学入門」、さらに健康と運動・スポーツに関する基礎および応用的知識について高齢者や障害者を対象にした科学的知識を学習するための「健康科学」を開講している。

『外国語』では、国際的感覚を有した医療人の育成のために日常英語としてネイティブの講師による英会話の科目「日常英語」、その他「基礎英語」、「英語」などを設け、また外来語が多く用いられるリハビリテーション医学の分野での論文の理解や記述力を高めることを目的にした「医学英語」を開講している。

2. 専門基礎科目

専門基礎科目は、『人体の構造と機能および心身の発達』、『疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進』、『保健医療福祉とリハビリテーションの理念』に区分し、高度な専門性を備え、優れた知識・技術を修得するために必要な基礎的科目を配置している。

人体の構造と機能および心身の発達を系統立てて理解するための科目群として「解剖学Ⅰ、Ⅱ」、「機能解剖学Ⅰ、Ⅱ」、さらに実習として「人体解剖学」、「生理学」、「生理学実習」、「運動学」、「運動学実習」そして「臨床運動学」、「人間発達学」、「発達心理学」、「臨床心理学」を配置している。

疾病および障害について、その予防と回復過程に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を培うための科目群として「病理学」、「内科学」、「整形外科学」、「神経内科学」、「精神医学」、「臨床精神医学」、「リハビリテーション医学」、「小児科学」、「スポーツ医学」、「脳神経外科学」、「老年医学」、「医学概論」、「公衆衛生学」、「救急法」などを配置している。

国民の保健医療福祉の推進のためにリハビリテーション専門職が果たす役割、そして地域における関係諸機関との調整および教育的役割を担う能力を育成することを目的とした科目群として「リハビリテーション概論」、「障害者福祉論」、「医療福祉関連法規」、「死生学」などを配置している。

3. 専門科目

専門科目は、『基礎理学療法学・基礎作業療法学』、『理学療法評価学・作業療法評価学』、『理学療法治療学・作業療法治療学』、『地域理学療法学・地域作業療法学』、『臨床実習』に区分している。

『基礎理学療法学・基礎作業療法学』は、理学療法や作業療法の枠組みと理論を理解し、系統的な理学療法や作業療法を構築できる能力とともに、職業倫理を高める態度を養うこととした科目群を配置している。

理学療法学専攻では、「理学療法概論」、「理学療法入門」、「理学療法管理学」、「理学療法研究論」、作業療法学専攻では「作業療法概論Ⅰ・Ⅱ」、「作業療法入門」、「基礎作業学」、「基礎作業療法学実習Ⅰ・Ⅱ」、「集団活動演習」、「生活技術演習」、「社会活動演習」、「作業療法研究法」、「作業療法学演習Ⅰ・Ⅱ」、「作業療法管理学」がこれにあたる。

『理学療法評価学・作業療法評価学』では、理学療法や作業療法における評価の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関する知識と技術を修得することとした科目群を配置している。

理学療法学専攻では、「理学療法評価学」、「理学療法評価学実習Ⅰ・Ⅱ」、「臨床理学療法評価学演習Ⅰ・Ⅱ」、「運動発達障害評価学」、作業療法学専攻では「身体機能評価学」、「身体機能評価学実習」、「精神機能評価学」、「精神機能評価学実習」、「発達機能評価学実習」がこれにあたる。

『理学療法治療学・作業療法治療学』では、種々の障害の予防と治療に必要な知識と技術を修得することとした科目群を配置している。

理学療法学専攻では、「運動療法学概論」、「運動器系運動療法学」、「運動器系運動療法学実習」、「神経系運動療法学」、「神経系運動療法学実習」、「内部障害系運動療法学」、「運動発達障害治療学」、「物理療法学」、「物理療法学実習」、「日常生活動作障害学」、「日常生活動作障害学実習」、「生活環境論」、「義肢装具学」、「義肢装具学実習」、「理学療法実習Ⅰ（運動器疾患分野）」、「理学療法実習Ⅱ（中枢神経疾患分野）」、「理学療法実習Ⅲ（内部障害疾患・生活支援分野）」、「理学療法総合演習（OSCE）」、「理学療法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「スポーツリハビリテーション概論」、「スポーツリハビリテーション学」、「作業療法概論」、「基礎看護学概説」、「理学療法ゼミナール」、「卒業研究」、作業療法学専攻では「作業適用学」、「作業療法治療学総論」、「日常生活技術学」、「日常生活技術学実習、福祉用具論、福祉用具論実習、神経系障害治療学、神経系障害治療学実習」、「運動器系障害治療学」、「運動器系障害治療学実習」、「精神障害治療学」、「精神障害治療学実習」、「老年期障害治療学演習」、「発達障害治療学」、「発達障害治療学実習」、「作業療法義肢装具学」、「作業療法義肢装具学実習」、「職業リハビリテーション演習」、「理学療法概論」、「基礎看護学概説」、「物理療法学」、「スポーツリハビリテーション概論」、「作業療法学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「作業療法ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」がこれにあたる。

『地域理学療法学・地域作業療法学』では、患者および障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を修得し、問題解決能力を養うことを目的にした科目群を配置している。

理学療法学専攻では、「地域リハビリテーション原論」、「地域理学療法学」、「リハビリテーション工学」、「地域リハビリテーション研究」、「海外地域リハビリテーション実習」、作業療法学専攻では、「地域リハビリテーション原論」、「地域作業療法学」、「リハビリテーション工学」、「地域リハビリテーション研究」、「海外地域リハビリテーション実習」がこれにあたる。

『臨床実習』では、社会的ニーズの多様化に臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行ったのちに各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。

理学療法学専攻では、「基礎臨床実習」、「臨床評価実習」、「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、作業療法学専攻では、「臨地見学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「臨床評価実習」、「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」がこれにあたる。

学位取得要件として、理学療法学専攻では一般教育科目 27 単位、専門基礎科目 35 単位、専門科目 66 単位、合計 128 単位、作業療法学専攻では、一般教育科目 24 単位、専門基礎科目 36 単位、専門科目 68 単位、合計 128 単位の取得が必要である【資料 F-12】。

表 1-3-1 および表 1-3-2 にディプロマポリシーに対するカリキュラムの貢献度をまとめ示した。これは「学位授与の方針（ディプロマポリシー）と教育課程（カリキュラム）の関係」【資料 1-3-4】を集計したものである。科目担当者によって示された科目内容がディプロマポリシーの認知領域、情意領域、精神運動領域のうちどの領域と関係が深いかを示したものである。また、理学療法学専攻および作業療法学専攻ではカリキュラムマップを作成し、4 年間を通じたカリキュラムの流れを学生が容易に理解できるようにしている【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】。

表 1-3-1 理学療法学専攻 ディプロマポリシーに対するカリキュラムの貢献度

科目区分	ディプロマポリシーの 領域	情意領域	認知領域	精神運動 領域	科目数合計 (%)
一般教育科目		16	47	18	81 (26.0%)
専門基礎科目		9	66	1	76 (24.3%)
専門科目		33	55	67	155 (49.7%)
科目数合計 (%)		58 (18.6)	168 (53.8)	86 (27.6)	312

(科目数:選択科目を含む)【資料 1-3-4】

表 1-3-2 作業療法学専攻 ディプロマポリシーに対するカリキュラムの貢献度

科目区分 ↓ ディプロマポリシーの 領域	情意領域	認知領域	精神運動 領域	科目数合計 (%)
一般教育科目	16	47	18	81 (25.0)
専門基礎科目	9	66	1	76 (23.5)
専門科目	33	74	60	167 (51.5)
科目数合計 (%)	58 (17.9)	187 (57.7)	79 (24.4)	324

(科目数:選択科目を含む)【資料 1-3-4】

【アドミッションポリシー】

四條畷学園大学リハビリテーション学部は、建学の精神「報恩感謝」と「人をつくる」という教育理念のもとに、常に感謝の心を持ち、広く社会に貢献できる人材の育成を目指している。このことは単に知識や技術を修得するだけでなく、常に他者の立場に立って最善の医療を実践したいという信念を持ったセラピストを育成することである。

本学部ではこの実現に向け①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成する、②科学する力と旺盛な研究心を身につけたセラピストを育成する、③実践力のあるセラピストを育成する、という三つを具体的な教育目標としている。

そこで本学部を目指す受験生には次のような人を求めます。

1. 人への感謝を忘れず、人のために近くそうという高い志を持っている人
2. 自分の力を保健（健康増進、障害予防）、医療（障害治療、回復）、福祉（障害者福祉、高齢者福祉）などの領域で生かしたいと思っている人
3. リハビリテーション専門職を目指す熱意とたゆまぬ向上心を兼ね備えた人
4. 規律を重視し、多様な人々と主体性を持って協働することができる人
5. リハビリテーション医学や隣接領域での最新の成果を生かした新しいリハビリテーション医療の創造に挑戦したいと思っている人

また最新のリハビリテーション医学の知識や実践力を修得するために、次のような素養および基礎学力を備えた人の受験を歓迎します。

1. 人とのコミュニケーションが大切であると考えている人
2. 文章の読解能力および表現能力を備えた人
3. 基礎的な演算能力を備えた人
4. 理数系の基礎科目に興味をもって学んだ人
5. 生物系の基礎科目に興味をもって学んだ人

以上の三つのポリシーを簡略化して、その相互関係を図 1-3-1 に示した。教育目標とディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーが構築されていることが明確に示されている。図からも明確なように、三つのポリシーは使命や教育目的に的確に反映している。

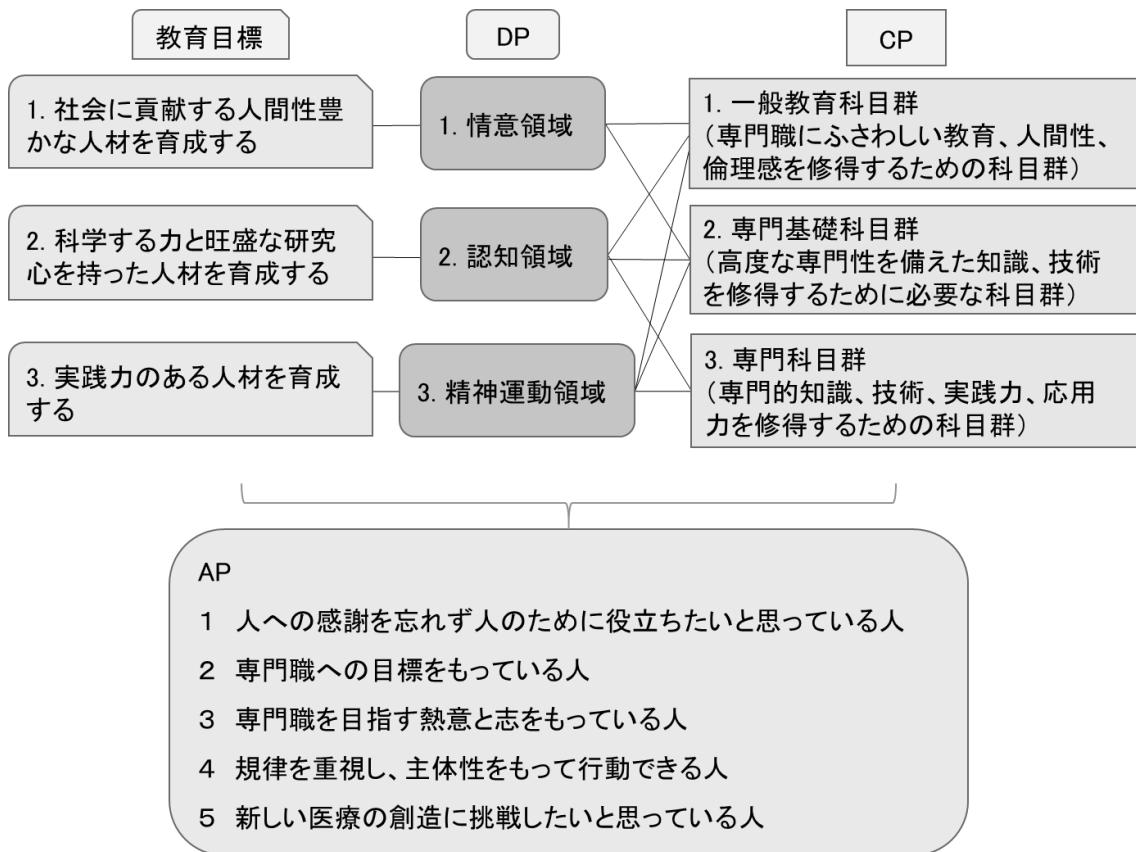


図 1-3-1 リハビリテーション学部における三つのポリシーの相関図

看護学部

大学としての使命を受けて、看護学部では学部独自の教育目的を、「生命の尊厳を守り、患者・家族を中心とした看護を実践できる人間性豊かな看護専門職の育成、また看護専門職としての高い倫理観を持って、医療・保健・福祉の場で看護を実践できる人材を育成する」と明文化した。さらに、具体的な看護学部の教育目標として4つを掲げている(p2 参照)。これらの教育目標をもとにディプロマポリシーを次のように設定している。

【ディプロマポリシー】

1. 豊かな人間性を持った社会性のある医療人として、基礎的能力を修得している。
2. 生命の尊厳と、人権の尊重への深い理解を有し、専門職としての倫理観を見つけている。
3. 安全で適切な看護を提供するための専門的知識と技術を持ち、多様な価値観を持つ対象者へ看護を実践する能力を身につけている。
4. チーム医療の一員として、多職種の役割を理解し、連携・協働して課題に取り組むことができる能力を身につけている。
5. 総合的な学習経験により、広い視野で多面的に物事を分析する力を身につけ、看護の専門性を探求する能力を身につけている。

上記のディプロマポリシーへ教育目標をどのように反映させているかについては、次のようにある。

1. 幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解した、人を思いやる人間性豊かな人材を育成する

本学の使命の一つに、学生が人として成長し、豊かな人生を送ることができるための教育がある。看護学部でも、学生が幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を養うこと、命を尊ぶ態度を養うことを重視し、自分自身の人間性を磨き、感性を養い、多様な価値観を持つ人と向き合う素地を育む必要があると考えている。そこで、ディプロマポリシーとして、上記の「1」および「2」を制定した。

2. 看護に必要な専門的知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践能力を兼ね備えた人材を育成する

看護学部は優れた看護専門職を世に輩出する責務がある。看護は、あらゆる世代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病予防、健康回復、苦痛緩和等、生涯を最期までその人らしく人生を全うできるように援助を行うことを目的とする。医療技術の進歩や高齢化社会等により、在宅医療が進められる中で、看護専門職として求められる判断や実践力は、より複雑で困難さが伴う状況にある。すなわち、看護学生が学修すべき事項の質・量ともに増大している。そこで、本学部は看護師のみの教育課程とし、ディプロマポリシーとして、上記の「3」を制定した。

3. 保健・医療および福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成する

現代の医療は高度に専門分化しており、患者・家族を中心とした医療を提供するためには、多職種による連携・協働が必須である。また、多種多様な価値観に対応するために、他者との相互理解と関係性を構築する力が必要となることから、授業方法にグループワークやディスカッション、プレゼンテーション等を取り入れている。さらに、本学のリハビリテーション学部教員をはじめ、看護系以外の医療専門職が兼任教員として担当する科目を設け、関係分野との相互連携の具体がイメージできるようにしている。そこで、ディプロマポリシーとして、上記の「4」を制定した。

4. 看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成する

医療を取り巻く環境は大きく変化し、今後、看護専門職に求められる能力はますます多様化するため、看護専門職は生涯に渡ってより質の高い看護が提供できるように自己研鑽に努める義務がある。そのために、モデルとなる臨床現場で活躍する看護専門職や、実際の患者・家族をゲストとして招く等、学生の関心を高め、課題を発見する力を育むようにした。また、より総合的な課題探求能力を育むことをねらいとして、臨地実習での受持事例を対象とした卒業研究（事例研究）を設けた。そこで、ディプロマポリシーとして、上記の「5」を制定した。

以上の通り、本学の使命・目的および教育目的を看護学部の教育目標すなわち育成したい人材像に反映させ、さらにディプロマポリシーとして明文化している。

次に、ディプロマポリシーの具現化にあたって掲げたカリキュラムポリシーは4つである。

【カリキュラムポリシー】

1. 豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、自己の品性と人格の陶冶を図る教養教育の展開
 2. 看護の心と実践力を併せ持つ看護師の育成を図る専門科目の展開
 3. 在宅での生活に焦点をあてた科目内容
 4. 既設学部と連携した教育・研究の展開
-
1. 豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、自己の品性と人格の陶冶を図る教養教育の展開

ディプロマポリシーの「1」、「2」、「4」を達成するためには、幅広い教養を身につけ、人間と社会への理解を深め、人権を涵養する意識に繋がる人間教育が重要である。そこで、教養科目を「導入基礎科目」「教養基礎科目」「科学的思考の基礎科目」「語学」の4区分とし、特に「教養基礎科目」と「語学」は、1年次・2年次・4年次に配置し、大学教育の4年間を通して社会人および看護専門職としての基盤が育まれるようにした。本学は2学部の小規模大学であるため、多種多様な教養科目的開講には限界がある。そのため、情操教育の一環となる文学や社会学等の科目選定に加え、多職種との交流を視野にボランティア関連科目、倫理的な考え方の基盤となる哲学や死生学、豊かな人間性を培うねらいで感性と芸術論、笑い学、身体表現演習等を選定した。なお、教育課程の詳細については、評価基準項目2-2で説明する。

2. 看護の心と実践力を併せ持つ看護師の育成を図る専門科目の展開

ディプロマポリシー「1」、「2」、「3」、「4」、「5」全ての観点を網羅した専門科目を、1年次から4年次までに配置した。専門科目の展開を、講義⇒演習⇒実習を効果的に配置する構成とし、知識と技術の定着とともにコミュニケーションおよびソーシャルスキルが獲得できることをねらいとした。学生が自身の学習進捗を判断し、課題を抽出し、対応策の取れるような学習活動力を身につけることを意図したものである。すなわち、看護学実習を1年次6月に基礎看護学実習Ⅰ、2年次8月に在宅看護学実習Ⅰと2月に基礎看護学実習Ⅱ、3年次後期に各専門領域の臨地実習、4年次前期に在宅看護学実習Ⅱ・老年看護学実習Ⅱおよび総合実習を配置し、講義⇒演習⇒実習の学習サイクルを基本としている。さらに、演習科目として看護援助論や看護学方法論の他に、看護実践論を開講した。看護実践基礎論から始まり、各専門領域の看護学実践論（小児・成人Ⅰ・成人Ⅱ・老年・母性・精神・在宅看護学）から成り立つが、特徴的な点は「畷家」という同一の模擬家族事例で看護過程を展開することである。同一事例家族を用いることにより、看護学における各専門領域の横断的つながりを意識することがねらいである。

3. 在宅での生活に焦点をあてた科目内容

年々高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加する一方で、医療施設における在院日数が短縮し在宅での療養者が増加している状況の中で、看護の観点も家で暮らすことを視座に入れる必要がある。そこでディプロマポリシー「3」、「4」を達成するために、

本学部は、専門領域の柱を基礎看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学とし、在宅看護学を一領域として独立させた。在宅看護学領域を中心とし、他の専門領域においても退院後の生活に着目した看護実践が学習できる内容としている。特に、2年次8月に配置した在宅看護学実習Ⅰにより、保健・医療・福祉サービスが、施設提供型から地域支援型に変化している視点を学習できるようにしている。

4. 既設学部と連携した教育・研究の展開

ディプロマポリシーの「1」、「3」、「5」を達成するために、本学のリハビリテーション学部と連携した科目を展開している。リハビリテーション学部教員が兼担教員として看護学部の専門基礎科目および専門科目を担当する。専門基礎科目では、「リハビリテーション概説」「福祉用具論」「福祉用具論演習」、専門科目では、看護学部教員とのオムニバスによる「リハビリテーション看護学」「チーム医療論」である。2学部合同授業は実施に至っていないが、現在、教養科目群について実施の方向で検討を始めている。

以上の通り、大学の使命・目的および教育目的に則って看護学部の教育目的を決定した。さらに、教育目標並びにディプロマポリシーを策定し、具現化するためのカリキュラムポリシーのもとで教養科目（導入基礎科目、教養基礎科目、科学的思考の基礎科目、語学）38科目、専門基礎科目（人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度）26科目、専門科目（基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、看護の探求と発展）56科目を開講している「学生便覧」（看護学部）【資料F-5】(p27)。なお、卒業要件として130単位以上の修得を課している。

また、本学部の教育目的等を遂行するために、受験生に対してアドミッションポリシー5項目を明示している。

【アドミッションポリシー】

1. 看護について関心を持ち、保健・医療に貢献したいと考えている人
2. 豊かな感性を持ち、人を尊重し感謝することができる人
3. 人とかかわりあうこと積極的な人
4. 責任感が強く、自分の意見を持ち、かつ柔軟性がある人
5. 看護学を学ぶにあたって必要な基礎学力を有している人

以上の看護学部における三つのポリシーの相互関係を図1-3-2に示した。リハビリテーション学部同様に教育目標とディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーが構築されていることが明確に示されている。また、カリキュラムの流れを容易に理解できるように、学習サイクルの仕組みを簡潔なマップにまとめ、「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」【資料F-2】(p41) の中で紹介している

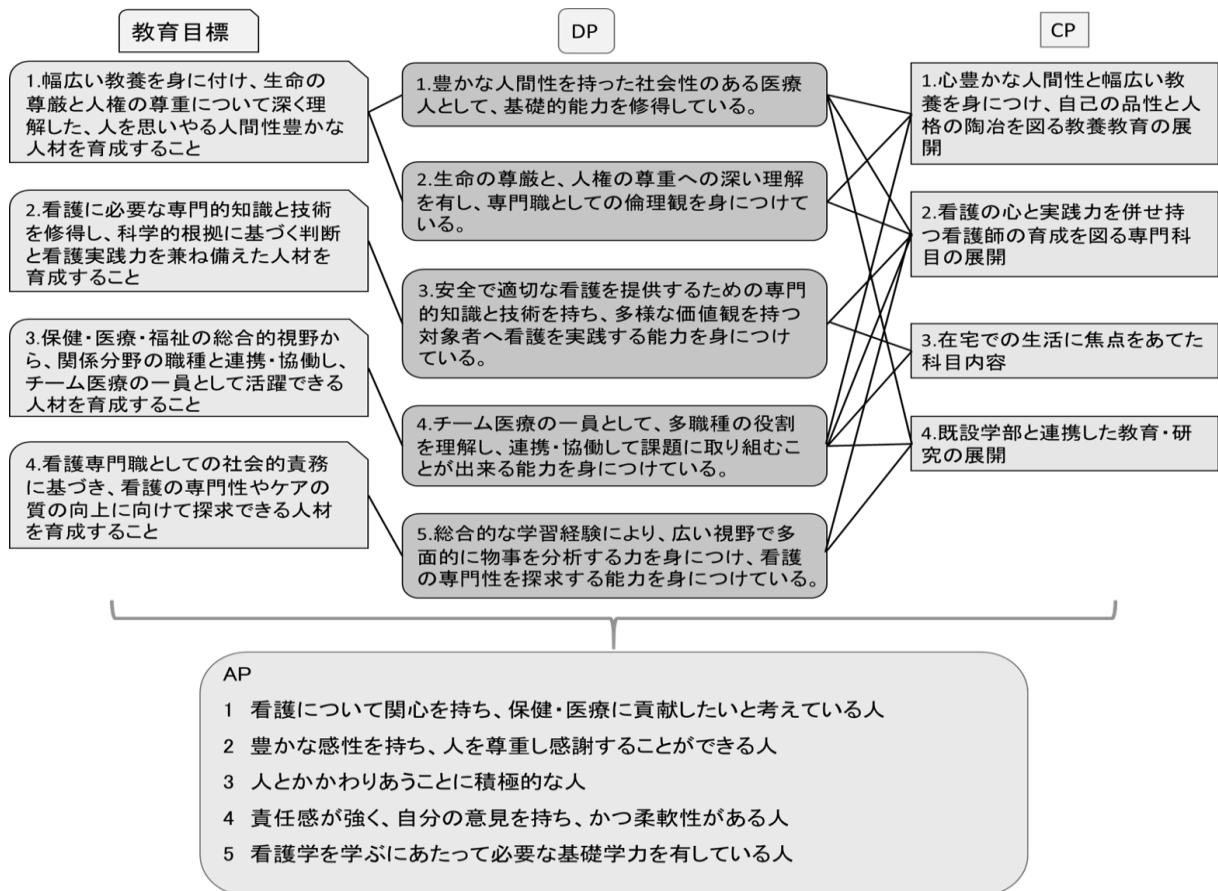


図 1-3-2 看護学部における三つのポリシーの相関図

《エビデンス資料》

【資料 1-3-3】四條畷学園 長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan

【資料 1-3-4】学位授与の方針（ディプロマポリシー）と教育課程（カリキュラム）の関係表

【資料 1-3-5】理学療法学専攻 カリキュラムマップ

【資料 1-3-6】作業療法学専攻 カリキュラムマップ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的、教育目標は「優れた医療専門職を世に送り出す」ことである。超高齢社会の現状と将来に鑑みて、この使命は極めて重要である。本学のリハビリテーション学部では理学療法士および作業療法士、看護学部では看護師育成のための教育研究組織を整え上記使命を全うできる体制になっている【資料 F-6】。

すなわち、リハビリテーション学部は、理学療法学専攻と作業療法学専攻の2専攻で構成され、専門科目の教育には各専攻に籍を置く理学療法士、作業療法士の資格を有する教員が、それぞれの専攻に所属する学生を専門的に指導する体制をとっている。二つの専攻を設けることによって、専門性の高い高度な教育を行うことが可能となっている。また、助教から教授までの学部構成員が専攻の枠を越えて参加する学部会議【資料 1-3-7】があり、教学上の問題点について、共通理解とその解決をはかっている。

一方、看護学部では看護師のみの教育課程に特化した教育体制をとっている。近年看護師として修得すべき内容は、医療の高度化、超高齢社会への突入、活動の場の広がり等により、質量ともに増大している。このため、優れた看護師の育成には、看護師のみの資格取得に特化した教育課程の充実が喫緊であるとされる。本学の看護学部はこのような社会的要請に応えた組織であり、専門領域毎に看護師資格を有する教員を配置している。看護学部でも使命達成における教学上の問題点、教育に関わる様々な学事について解決するために、助教から教授にいたる専任教員が参加する学科会議【資料 1-3-1】を開催して対処している。

また、高度な判断が必要な事項については、学部別の教授会【資料 1-3-8】で審議し学長の判断を受ける体制が整っている。さらに、大学全体に関わる教学問題については、隔月に開催され、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、その他の幹部教員が参加する運営協議会があり【資料 1-3-9】、必要事項を審議して学長に意見を述べている。これらの会議、協議会での協議事項あるいは学長による決定事項は各学部に周知徹底され、教員個人もしくは各種委員会で具体的に実施されている。学園全体の運営にあたっている学園の法人本部とは毎月大学・法人本部連携会議を開催している。この会議には法人本部からは理事長、副理事長、本部事務局長、担当部長が、大学からは運営協議会のメンバーが参加し、使命目的の完遂に必要とされる組織の在り方をはじめとする諸事について意見交換を行い、相互理解を深めている。

このように、本学の教育研究組織は教授会のみならず、学部会議、学科会議、運営協議会、さらには各種委員会など、使命目的達成に必要な体制は整っている。なお、これらの会議や協議会には、大学事務室の担当職員も同席し、決定事項の円滑な実施にあたっている。

本学には研究所としてリハビリテーション総合研究所が設置されていたが、平成 29 (2017) 4月1日よりリハビリテーション学部付属の「スポーツ活動相談・指導室」に改組された【資料 1-3-10】。改組の理由として、リハビリテーション総合研究所という呼称のもとでの業務内容の実態は、学園生徒のクラブ活動におけるスポーツ傷害の予防や傷害発生時のアドバイスなどが主であり、研究所としての活動実績が十分でなかったことがあげられる。今回の改組は活動内容に即した呼称とすることが主たる目的である。

スポーツ活動・相談指導室は学部長を室長とし、リハビリテーション学部の専任教員が運営スタッフとして参画している。本相談・指導室の目的はリハビリテーション学部教員の専門的知識・技術を活用することによって学園児童、生徒、学生ならびに学園のクラブ関係者に対して安全にスポーツ活動に取り組み、スポーツ傷害の発生を予防することに寄与することである。また地域住民に対してスポーツ活動、その他の活動を通じて健康維持・増進を図るための企画、相談事業などを行う予定である。これら地域との連携、学園構成員の活動への協力は、その経験を通じて教員の資質向上をもたらし、ひいては使命達成に寄与している。

なお、これまでのリハビリテーション総合研究所は、リハビリテーション学部と看護学部の協働のもとに保健・医療・福祉領域における本学特有の新しい研究所として発展的に検討していくことが確認されている。

《エビデンス資料》

【資料 1-3-7】リハビリテーション学部 学部会議 議事録抜粋

【資料 1-3-8】四條畷学園大学教授会規程

【資料 1-3-9】四條畷学園大学運営協議会規程

【資料 1-3-10】四條畷学園大学スポーツ活動相談・指導室運用要領

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

以下に掲げる方策をこれまでも続けてきたが、今後もこれらの活動をさらに活発化させて継続する。

大学の使命・目的は、役員に対しては理事会や評議員会において了解を得ている。また、その実施状況と成果についても随時具体的に提示し理解と支持を得ている。教職員にも FD・SD 活動、学科会議、各種委員会などの様々な機会を通じて、共通理解を得ている。今後とも、上記の各種会議や活動を通じて一層の共通理解を図るようにする。

学内外への周知については、四條畷学園大学ホームページや学部案内等の印刷物のほか、オープンキャンパスや市民公開講座等を通じて広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めてきた。在学生に対しても、入学式や卒業式、オリエンテーション等とともに通常の学生生活の中においても、使命・目的の理解を得るための機会を設けてきたが、今後ともこれらのアクションを継続する。また、新設の「スポーツ活動相談・指導室」の活動を通じ地域貢献を行い、同時に本学の使命目的に対する理解を広げる。使命目的は長期ビジョン・中期計画に反映されており、年度毎の計画を履行し、両学部の連携を深め大学力のアップを図っていく

教育研究組織については、特に設立 3 年目である看護学部と既存のリハビリテーション学部との連携を深め、使命・目的を達成するための教育の質を高める。

[基準 1 の自己評価]

大学の使命・目的は、「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE」、「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)、「学生便覧」(看護学部) 等の印刷物や四條畷学園大学ホームページに明確かつ簡潔に掲載されている。また、使命・目的とそれらの基盤となる建学の精神や教育理念は入学式や卒業式等の行事において、常に学長等から伝えられ学生の理解も得ている。さらに、市民公開講座やオープンキャンパス等を通じても発信されている。これらのことから、大学の使命・目的は明確であり、かつ学内外への周知も図られている。

一方、本学はリハビリテーション学部が設立以来 13 年目、看護学部は 3 年目であり、歴史は浅く使命目的はもちろん大学そのものについても広く全国に知れ渡っているわけではなく、その知名度は京阪神に限定されている。しかしながら、本学の使命目的は超高齢社会にある我が国においてきわめて社会的要請の高いものであり、今後一層あらゆる機会をとらえて知名度の向上を図り、社会に貢献していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

『2-1 の視点』

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、アドミッションポリシーを掲げ、学生募集要項【資料 F-4】に明記し、受験生に周知しているだけではなく、本学ホームページ（入試情報）【資料 2-1-1】に掲載し、広く一般にも公表している。

また、本学は特色あるオープンキャンパスを開催し【資料 2-1-2】、アドミッションポリシーの周知に努めている。すなわち、平成 28（2016）年度からリハビリテーション学部と看護学部との共催で、理学療法士、作業療法士、看護師が模擬カンファレンスを実施するなどの合同模擬授業を行っている。このことにより受験生が「チーム医療」を言葉や映像だけではなく、より現実感のある実態として理解し、関心をもつことができるよう努めている。

また、平成 28（2016）年度は土曜日午前の開催から、日曜日午前の開催に変更し（高校の夏休み期間中を除く）、受験生、保護者が共に参加しやすいように配慮した。

さらに、従来は一律の案内標記であったオープンキャンパスを、その開催時期に応じて「オープンキャンパス」、「ウィークデイキャンパスビジット」、「入試対策講座&相談会」に分けて標記・実施した。とりわけ「ウィークデイキャンパスビジット」は、通常のオープンキャンパスで実施している「模擬授業」ではなく、実際の大学の授業を聴講するものであり、このようにアドミッションポリシーを念頭に踏まえたうえで高校生の参加目的やニーズに適切に応えることができるよう配慮している。

また、学部特有の歴史、ロケーションの特徴などを生かして学部ごとに下記のような多様な活動を行っている。

リハビリテーション学部

大学教員を中心に高等学校等に対して募集活動時において緻密に説明を実施している。近畿地区を中心に本学教員が約 70 校の高等学校を訪問することに加え、高等学校進路指導担当教員対象の説明会の実施や合同進学説明会への参加など、さまざまな機会を通じてアドミッションポリシーの周知に努めている。

また、受験生やその保護者に対しては、資料請求者への資料発送、年 8 回開催するオープンキャンパス【資料 2-1-2】、および学外の進学相談会などの機会を積極的に活用し説明を行っている。オープンキャンパスは主に日曜日午前に開催し（高校の夏休み期間中を除く）、アドミッションポリシーの周知については受験生対象の入試説明に加え、保護者向け

説明会も同時に開催することで徹底を図っている。さらにオープンキャンパス当日は、参加者に大変人気のある四條畷学園直営のレストラン「ビストロ北条」を利用して、デザート付ランチを提供しながら、本学の教員や学生と参加者や同伴者が、ゆっくり何でも話せる機会を設けることにより、情報周知に漏れの無い対応を心掛けている。高校生等の実質参加者は平成 27（2015）年度 278 名、平成 28（2016）年度 265 名であった。

看護学部

高等学校および高校生（受験生を含む）に対して、高校訪問、大学見学会、進学説明会等を通じて丁寧に説明を行っている。また、合同進学説明会への参加、教員による模擬授業、職業紹介、学部説明を実施している。1年生から3年生を対象に、平成 27（2015）年度は 129 会場、平成 28（2016）年度は 164 会場で実施した。また、過去の受験生や入試データ分析より、近畿地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の実績校に対する進学ガイダンス、大学見学会実施、高校訪問（平成 27（2015）年度 183 校、平成 28（2016）年度 51 校）など様々な機会を通じて、アドミッションポリシーの周知に努めている。また、平成 28（2016）年度よりウィークデイキャンパスビジットを導入している。初年度は 17 名の参加者を迎える開催した。

受験生やその保護者に対しては資料請求者への資料発送、5～10月の毎月開催するオープンキャンパス【資料 2-1-2】、および学外の進学相談会などの機会を積極的に活用し説明を行っている。

以上のように、両学部ともアドミッションポリシーを明確に掲げ（1-3-③参照）、様々な機会を通じて周知を図っており、受験生の理解を得ている。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-1】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/> 3つのポリシー

【資料 2-1-2】平成 29（2017）年度オープンキャンパスチラシ

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、入学者受入れの方針に沿った学生を受け入れられるように、多様な入試制度を設けている。本学園の建学の精神、教育理念に基づく教育を受けた学園高校卒業生をはじめとし、本学の理念とアドミッションポリシーを十分に理解した学生の受け入れを目的とした入試方法として、四條畷学園同窓会特別入試がある。また、出身高校の推薦を受ける推薦入試、学力試験で合否を判定する一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、AO 入試などを実施することで、入試区分を多様化し、アドミッションポリシーに沿う学生を幅広く求め、確保するように努めている。

さらに、入試問題の作成については、両学部の方針のもと、外部委託先との協業で行い、前年度の入試結果を踏まえて科目間の難易度に著明な差がないように努めている。

外部委託にあたって特に留意していることは、本学が医療専門職育成を目的とした実学志向の大学であるということをアドミッションポリシーやカリキュラムポリシーを通じて説明し理解を得ている。問題作成にあたっては、例えばリハビリテーションや看護に携わ

る保健・医療・福祉の領域で必須となる指示理解や要旨把握、数学的リテラシーなど、医療専門職育成の基礎となる問題について配慮されるべく依頼している【資料 2-1-3】。

学部ごとの入試の特色は以下の通りである。

リハビリテーション学部

AO 入試では、平成 28（2016）年度から、従来オープンキャンパス時に実施していた教員との予備相談を改め、事前相談、面接（本試験）に 1 日費やす方式に変更し、より受験生の状況を把握できるようにした。これは、アドミッションポリシーをもとに本学の教育内容、および理学療法士や作業療法士の職業をよく理解したうえ出願しているのか、一定の時間を費やし複数の教員で確認することで、適切な受験生を獲得する仕組みとなっていいる。

また、平成 27（2015）年度から公募推薦入試では、国語総合、コミュニケーション英語 I・II、および英語表現 I、数学 I・数学 A、小論文の組み合わせにより、「基礎学力判定方式（1型）」、「小論文併用方式（2型）」、「1型+2型方式」から自由に受験方式の選択ができるようにした。また、評定平均値は全ての方式に採用することとした。これは理科系・文科系を問わず、医療専門職に適性を持つ幅広い学生を受け入れるためである。一般入試においてもこれらと類似の方法で受験方式の選択が可能としていることに加え、入試判定にセンター試験科目のうち最高点の 1 科目を採用できる方式も取り入れている。

さらに、前述の AO 入試、公募推薦入試はじめ同窓会特別入試、社会人入試に係る小論文問題は、本学のアドミッションポリシーに鑑み、本学専任教員が健康・医療・リハビリテーションに関連する小論文問題を作成している。

上記のように、受験生の適正な学力を評価するための機会確保や手法の工夫に努めている。

看護学部

内部推薦入試を含む指定校推薦、同窓会特別入試、社会人入試による特別選抜試験では、本学のアドミッションポリシーに鑑み、医療・看護に深く関連した小論文問題を、本学専任教員により作成する等、入試問題に工夫をしている。公募推薦の基礎学力テストおよび一般選抜試験問題を外部業者と協業して作成する場合には、出題形式、出題内容、難易度を複数名で検討、吟味するとともに、科目別の得点差を確認し、その都度、改善に努めている。

学科試験科目については、公募推薦入試（専願、併願）では、評定平均値と基礎学力による総合評価で判定している。基礎学力テストの英語を必須とし、国語あるいは数学のうち 1 科目を選択としている。これは理科系・文科系を問わず、医療専門職に適性を持つ幅広い学生を受け入れるためである。一般入試では、個別学力検査を課している。英語を必須科目として、国語を選択する I 型、あるいは数学および理科のどちらかを選択する II 型である。また、I 型および II 型の両方が受験できるタイプも用意している。また、平成 28（2016）年度より、大学入試センター試験利用の入試を取り入れ、外国語（必須）に加え、国語、地理歴史・公民、数学、理科のうち得点上位 2 教科を合計に加え、3 科目の総合で判定している。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-3】入試結果分析コメントを受けて次年度に向けた要望

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 4 年間（リハビリテーション学部）および過去 3 年間（看護学部）の入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）は、以下の表 2-1-1 に示す通りである。

表 2-1-1 平成 26（2014）年度～平成 29（2017）年度の入学者

学部 学科	専攻	入学定員 (人)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
リハビリテーション学部	理学療法学専攻	40	62	42	43	33
	作業療法学専攻	40	35	51	38	18
	合計	80	97	93	81	51
看護学部	定員充足率 %		121.3	116.3	101.3	63.8
	看護学科		80	—	79	87
		定員充足率 %		—	106.3	98.8
						108.8

リハビリテーション学部

入学者受け入れ人数は、試験実施後に教授会で審議し、最終的には学長の決定に委ねている。リハビリテーション学部の収容人員は 320 人である。平成 29 年 5 月 1 日現在の学生数は 307 人で、充足率 96% である。また、選抜方法の違いによる入学者の割合は、平成 27（2015）年度は、一般選抜 17.2%、特別選抜 82.8%、平成 28（2016）年度は、一般選抜 21.0%、特別選抜 79.0%、平成 29（2017）年度は、一般選抜 29.4%、特別選抜 70.6% である。

一方、入学定員に対する学生受入れ数の比率（定員充足率）の年度別推移（表 2-1-1）に示したように、平成 26（2014）年度、27（2015）年度、28（2016）年度の充足率は 100% 以上であったが、平成 29（2017）度は 64% であった。

本学部は、優れた理学療法士と作業療法士を世に送り出すことを「使命」としており、カリキュラムポリシーに従って充実した教育を行い、国家試験をクリアできるように指導している。これらの教育効果を高めるためには、十分な学力と医療専門職への意欲を強く有する学生の確保が重要である。このため、AO 入試では、事前相談と面接（本試験）に 1 日費やす方式をとって（2-1-②リハビリテーション学部の項参照）、受験生の状況を把握できるようにしている。また、平成 29（2017）年度の指定校推薦入試では、作業療法学専攻の評定平均値を、従来よりも高く設定し、入学生の学力向上を図っている。さらに成績優秀者の入学インセンティブである「特待生制度」を充実させ、「入学金免除」のみならず、「授業料減免」の対象を大幅に拡大した【資料 2-1-4】。

この方針をさらに周知徹底させて定員充足に努める。その改善向上策については、平成 29（2017）年度大学（リハビリテーション学部）事業計画に掲げた【資料 2-1-5】。具体的

な内容は次項の「(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）」で詳述した。これら多様な方策により、充足率の向上を図ることができる。

看護学部

入学者受け入れ人数は、試験実施後に教授会で検討し、最終的には学長の決定に委ねている。入学定員の内訳は、一般選抜、特別選抜共に、入学定員の 50%である。学生受け入れ数の実績は、平成 27 (2015) 年度は、一般選抜 49.4%、特別選抜 50.5%、平成 28 (2016) 度は、一般選抜 46.8%、特別選抜 53.1%、平成 29 (2017) 度は、一般選抜 37.9%、特別選抜 62.1%である。過去 3 年間の学生受け入れ数は、入学定員の 106% (平成 27 (2015) 年度)、98.8% (平成 28 (2016) 年度)、109% (平成 29 (2017) 年度) つまり、+9~+1.2%と僅差であり、適切な定員の確保ができていると判断できる。上記のことから、入学者受入れの方針は明確に定められ、それらの周知についても適切に行われていると判断する。また、上記のような工夫された入試を実施することで、入学者受入れの方針に沿った多様な学生を受け入れられる工夫がなされていると判断する。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-4】四條畷学園大学特待生規程

【資料 2-1-5】平成 29 年度大学（リハビリテーション学部）事業計画

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のように平成 29 (2017) 度入学生はリハビリテーション学部の定員充足率が 64%となつたが、この改善・向上方策として平成 29 (2017) 度のリハビリテーション学部事業計画に以下の 5 点を掲げ、大学のみならず全学園的に取り組む。①本学ホームページ、ダイレクトメール等の媒体をすべて活用し、オープンキャンパスの開催日や内容を高校生に周知徹底する。②本学ホームページは週 1 件以上のニュース掲載を原則とし、閲覧頻度が高まるように誘導する。③アサーティブ手法の導入により、オープンキャンパス参加の出願歩留まり率を向上させる。④ウィークデイキャンパスビジットを継続開催し、受験希望者の要望に沿うような情報提供を強化する。⑤受験生の利便性の観点から「ネット出願」の採用を検討する。

入学者受入方針の周知については、引き続き学生募集要項をはじめ様々な機会を通じて広く一般にも公開するとともに、さらに入学後もアドミッションポリシーの周知に努める。また、受入方針に沿った学生を受入れができるように、入試制度の多様性を維持する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育の目標は、中央教育審議会の答申「我が国の中等教育の将来像」（平成 17 年 1 月）の提言などを踏まえて設定し、学則【資料 F-3】、「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）【資料 F-5】、「学生便覧」（看護学部）【資料 F-5】やホームページ【資料 1-1-2】に掲載している。また、教育目標を踏まえた教育課程の編成方針はカリキュラムポリシーとして両学部とともに明確に示している。教育目標は p2 で、カリキュラムポリシーは 1-3-③で詳細に記載した。

学習時間を確保する単位制度の実質化を図る目的で、看護学部では CAP 制を導入し履修単位の上限を設定している。リハビリテーション学部でも、平成 29（2017）度より CAP 制を導入している（後掲 2-4-①）。

以上のように、両学部とも明確な教育課程編成方針の下、CAP 制も活用して無理のない効率的な教育を行っている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育目的の完遂のためにカリキュラムポリシーを掲げている。これらに基づき教育課程編成方針を決めている。具体的な教育課程はカリキュラム検討委員会【資料 2-2-1】で議論決定しているが教育課程の体系的編成および教授方法の工夫・開発は以下の通りである。

リハビリテーション学部

教育目標の達成のため、教養科目と専門科目の分断を避け、段階的に専門科目の配分を多くすることで、基礎科目の専門科目との結びつきを明確にし、早期から専門教育の土台づくりを行うようカリキュラム（教育課程表）を編成している。

本学部では、最近の医学の進歩・科学技術の進歩・高齢社会の進展の中で、教養および専門知識に加え専門分野ごとに必要な保健学系知識・技術を精選して確実に理解させる仕組みを整備している。教育目標を実現するために大学設置基準である 124 単位を超えた 128 単位を卒業要件としている。

教養科目に位置づけられる一般教育科目では、高等学校教育の多様化に対応し、高等学校での科目履修の内容に関わらず、リハビリテーションに関心を持つ学生を広く受け入れ、入学後に必要な基礎知識を修得できる機会を保証するため、個々の学生が自身の必要性に応じて履修できるようカリキュラムを配置した。理学療法入門や作業療法入門はアカデミックスキルズに該当し、理学療法や作業療法を学ぶにあたってのノートの取り方や勉強の仕方など大学生活への導入科目としての役割を持たせている。

また、授業終了時には学生からの授業評価アンケートを、また、教員間の授業参観も行い、教授方法の工夫に役立てている。具体的な内容については、2-6-②で詳述する。

具体的なカリキュラム編成の方針は以下のようになっている。

1) 豊かな人間性の育成（カリキュラムポリシー、基本方針 1 に対応）

「人をつくる」という教育理念の下、セラピストとして礼儀正しい行いを身につけ、身をもって実践するために、「コミュニケーション論」、「人間関係論」、「接遇技術演習」、「笑

い学」など幅広く礼儀正しい行いや対人関係が学べるよう授業科目を設定している。専門科目においても講義や実習科目で実践を踏まえたセラピストとしてのあり方や行動について身につくよう配慮・指導を行っている。また、学生の興味に対応する体制を整え、興味と熱意をもって一般教育科目に参加できるよう配慮した。グループ課題を通して実証的かつ論理的思考の育成が図られ、共感や相互理解、コミュニケーション力の育成につながっている。

非常勤教員が担当する科目については、専任教員によるコーディネーターを設け、授業態度や出席状態を把握し、科目担当者からの相談や助言を行うなどの連携をとっている。また、一般教育と専門教育との円滑な接続について講師会の開催による担当教員間で検討し、実施している。

2) 科学する力の育成（カリキュラムポリシー、基本方針2、3に対応）

医療専門職の教育では、自然科学の基礎知識が、専門基礎科目や専門科目を学ぶ上で重要である。経験主義に偏重しがちであった理学療法や作業療法を科学的な治療法として、学問的体系化を図るべく編成した。

一般教育科目の中に「情報リテラシー入門」・「情報科学」・「統計学基礎」・「医療統計学」の科目を設置するだけではなく、治療計画の立案や治療結果の科学的検証ができるよう最新の検査器具や治療器具を配置した。個別の自己テーマに沿って研究計画・実行・結果のまとめ・発表という一連の研究課程を経験する。

専門基礎科目については初年次より成績不良者に対し、補習による特別指導を実施し勉強習慣を身につけさせることで知識の底上げを図っている。

3) セラピストとしての実践力の育成（カリキュラムポリシー、基本方針4、5、6に対応）

セラピストに求められる知識は、医学的リハビリテーションに止まらず、保健・福祉領域や介護保険、スポーツリハビリテーション・産業医学など多様化している。学内実習を充実させるだけではなく、入学早期から見学実習の実施や臨床実習の適切な配分によって、入学初期から臨床場面を実際に見ることで授業内容の理解を深める工夫をしている。学内教育と実践力の連携を深めるため、学内教育と臨床教育の関連付けを明らかにし、一体となって基礎教育を行っている。また、各教科で、グループ課題として、問題解決型の学習や体験型学習を多く取り入れることで実践力の育成を目指している。また、グローバル化社会の現状に見合った世界情勢の把握と視野の広いセラピストを育成する目的で、希望者に対しては、海外実習（オーストラリア）の機会も設けている。

各専攻に係る編成内容は以下の通りである。

〈理学療法学専攻〉

理論を積み重ね、「論拠に基づいた医療」（Evidence Based Medicine）の実践に向けての体制を充実させている。

1年次前期より、高等学校の履修内容、程度の如何に関わらず一定の基礎学力の修得が可能なカリキュラム編成とし、専門科目を一部導入している。一般教育科目は、自然科学系に偏ることなく人文社会科学系科目も同等に開講し、広く教養を身に付けたセラピストの育成を目指す。

段階的に専門科目の配当を多くすることで一般教育科目から専門基礎科目、専門基礎科目から専門科目への繋がりを明確にする。とりわけ、科目間の現実的な繋がりの認識に資するため、2015年度入学生より総合演習としてOSCE（客観的臨床能力試験）を科目名称として表記し、実践的なトレーニングにより知識や技術のみならずセラピストとして必要な態度の陶冶にも努めている。

また、対人職としてのマナーやコミュニケーション能力の向上を目指し、学年担任を配し、個別面談やホームルームを時間外に設け、きめ細やかな指導を目指している。

〈作業療法学専攻〉

日本における保健・医療・福祉・教育および職業関連制度を反映し、国際社会においても活躍できるよう世界作業療法士連盟（WFOT: World Federation of Occupational Therapist）の基準【資料2-2-2】を満たすよう教育課程を構成している。

1年次前期から専門科目を取り入れることで早期から専門教育の基礎となる土台作りを行い、学年進行とともに段階的に学べるようなカリキュラム構成としている。また、入学当初から専任教員が担当する専門科目を複数配置し、教員は学生の把握に努めている。各学年に2名の担任を置き、個別指導に当たっている。

また、学内実習を充実させるだけではなく、学内で修得した知識や技術について実践の場で確認や体験、実践などができるよう1年次および2年次には臨地見学実習を3年次には評価実習を4年次には総合臨床実習を配置している。

一方、専門科目を学ぶための基礎学力の向上が必要であると考え、一般教育科目と専門基礎科目、専門科目の授業時間の調整を行った。授業時間を増やすことで学生の理解に応じた丁寧な授業進行を目指している。また、臨床実習の単位を修得できず、休学や退学になる学生もあり、平成23（2011）年度のカリキュラム改正で減らした授業科目のうち、実習に関連する科目や授業時間以外で行っていたOSCEを用いた実践トレーニングを追加した。また、学習到達度が遅れがちな学生のために、国家試験の理解度向上に結びつく科目も追加し、学生の学修を支え、セラピストとしての必要な知識や態度、実践力を身につけるためにカリキュラムの改訂を実施し、平成27（2015）年度入学生より適用している。

看護学部

看護を必要とする全ての人がその人らしく生き生きと生きられるように、専門知識だけではなく、豊かな教養と高い倫理観を兼ね備え、多様化する保健・医療・福祉の領域の求めに応えられる医療専門職者としての看護師の育成を教育目標として掲げている。教育目標の達成のため、教養科目と専門科目の分断を避け、段階的に専門科目の配分を多くすることで、基礎科目の専門科目との結びつきを明確にし、早期から専門教育の土台づくりを行うようカリキュラム「学生便覧」（看護学部）【資料F-5】（p27教育課程表）を編成している。授業方法については、概論・方法論・実践論・実習という授業科目内容から、講義形式、個人およびグループ演習、実技チェック等の工夫がなされている。また、授業終了時には学生からの授業評価アンケートを、また、教員間の授業参観も行い、教授方法の工夫に役立てている。具体的な内容については、2-6-②で詳述する。看護学部では、看護師資格取得に特化して、教養および専門知識に加え専門分野ごとに必要な知識と技術を精選

し実践的な学びとともに、理解が深まる学習サイクルの仕組みを整備している【資料 F-2】(p41)。教育目標を実現するために大学設置基準である 124 単位を超えた 130 単位を卒業要件としている。

[教養科目]

教養科目は、主に幅広い教養を身に着け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解した、人を思いやる人間性豊かな人材育成を目的とし、看護職に関心を持つ学生を広く受け入れ、入学後に必要な基礎知識を修得できる機会を保証するため、個々の学生が自身の必要性に応じて履修できるようカリキュラムを配置している。なお、教養科目は「導入基礎科目」「教養基礎科目」「科学的思考の基礎科目」「語学」の 4 区分とした。

①導入基礎科目

大学入学後、学生が主体的・能動的な学習活動に必要な学習技能ならびに社会性を身につけるために、導入基礎科目を必修科目とした。「アカデミックスキルズ」「文章表現法」、および「接遇技術演習」である。なお、「接遇技術演習」は 1 年次前期に予定している基礎看護学実習 I を視野に入れての早期開講である。

②教養基礎科目

本学ならびに看護学部の教育理念である「人をつくる」、すなわち、心豊かな人間性と幅広い教養を身につけるための情操教育の一環として、「日本語表現法」「心理学」「感性と芸術論」「身体表現演習」「教育学」「笑い学」「文学」「社会学」「社会・環境論」「ボランティア活動論」「ボランティア演習」「論理学」「哲学」「死生学」「経済学」「法学」「住居論」「文化論」「生涯学習論」「人間関係学」「コミュニケーション論」「ストレスマネジメント論」「家事援助論」「女性健康論」の科目を配置した

③科学的思考の基礎科目

医療者として必要不可欠な科学的思考力を身に付けるための基礎となる科目として、「自然科学入門」「生物学」「化学」「健康・スポーツ科学演習」「情報リテラシー入門 I」「情報リテラシー入門 II」「統計学」を配置した。なお、「情報リテラシー入門 I」を必修科目とした。

④語学

語学は英語に特化し、「英語」「英会話」「医療英語 I」「医療英語 II」の 4 科目を配置し、「英語」を必修科目とした。

[専門基礎科目]

看護学を学修する上での基礎となる専門基礎科目は、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の 2 区分とした。

① 人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進

「解剖生理学 I」「解剖生理学 II」「解剖生理学 III」「解剖生理学 IV」「生化学」「栄養学」「臨床栄養学」「病理学」「疾病・治療論 I（内科）」「疾病・治療論 II（外科）」「疾病・治療論 III（精神・老年）」「疾病・治療論 IV（小児）」「感染と防御」「薬理学」の 14 科目を配置した。さらに、現在の医療状況のみならず医学・医療の歴史から看護専門職の役割と使命を考えるために「医療概論」「医療倫理」を必修科目として配置した。

② 健康支援と社会保障制度

看護を取り巻く法と社会制度などを学習し、人々の健康がケアシステムによって支援されていることを理解し、社会資源を活用できる能力を養うことを目的とした科目群である。特に看護学部では、人々が在宅で暮らす意味を深く理解し、支援することのできる看護師の育成を目指している。そのためには、関係職種の役割を理解、連携し、フォーマル・インフォーマルな社会資源を活用できるよう、「疫学」「保健統計学」「リハビリテーション概説」「社会福祉学」「医療と社会福祉学」「看護関係法規」「福祉用具論」「福祉用具論演習」を配置した。また、看護専門職として幅広い視野を身につけるために、「代替医療論」「看護・医療の歴史」を設置した。

[専門科目]

専門科目は、主に看護に必要な専門的知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成する目的を中心とし、「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」「小児看護学」「精神看護学」「在宅看護学」の各専門領域と、「看護の探求と発展」の8区分とした。原則として、各専門領域の概論は2年次前期、方法論は2年次後期、実践論は3年次前期、実習は3年次後期という順序で配置することにより、看護学の知識、技術、態度が体系的につながり、学生が自己の成長を確認しながら、確実に実践力を獲得できるように構成した。

看護専門職としての実践力を獲得するために必要な看護過程については、各専門領域に「看護方法論」に加えて「看護実践論」という科目を設置した。具体的には、想定した模擬家族（4世代）の「畷ファミリー」を、各専門領域が家族発達の視点を含めて看護過程を開拓するものである。各専門領域が同一家族の事例で看護を開拓することにより、各専門領域の横断的なつながりを意識することが可能となる。この家族発達の視点が、本学部の特色である在宅を見据えた生活者の視点を広げることに繋がる。また、対象者の個別性を考慮した、より具体的な看護計画の立案、ケアの提供ができるような演習内容となるため、応用力も培われることになる。

「看護の探求と発展」は、看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門やケアの質の向上に向けて探求できるために有益な科目で構成されている。科目は「看護倫理」「公衆衛生看護学概説」「リハビリテーション看護学」「家族看護学」「研究方法論」「卒業研究（事例研究）」「総合実習」「看護管理」「チーム医療論」「セクシュアリティ論」「看護・医療特論」「医療経営論」「国際看護学」「災害看護論」「エンド・オブ・ライフケア実践論」「ヘルスカウンセリング論」「医療リスクマネジメント論」「暴力と看護対処論」の18科目である。

また、既履修科目の確認として講義に関連した事前課題を課し、講義内容の確認を兼ねて事後課題を課すなど、講義内容に応じて創意工夫を行っている。課題の提出についても、紙媒体やWeb経由など、提出方法の工夫や、個人レポートとともにグループレポートなど学習形態の工夫も行っている。

以上まとめたように、両学部とも体系的なカリキュラムを構築し、教育効果を最大限に引き出している。

《エビデンス資料》

【資料 2-2-1】 四條畷学園大学カリキュラム検討委員会規程

【資料 2-2-2】 世界作業療法士連盟 (WFOT: World Federation of Occupational Therapist) 基準

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、AO 入試や指定校推薦入試など学力試験を経ないで入学してくる新入生が増えている。また、入学生の質的量的变化に伴い、授業についていけず単位未修得や中途退学する学生も増えている。入学生的学力低下とともに学修方法が分からず学生も増加の傾向にある。また、推薦入試などの早い段階で入学が決定している新入生もいる。そこで、平成 27（2015）年度より、高校までの知識の復習となるように、また、基礎学力の底上げを目指し、入学前教育として Web を利用した「なわてドリル」を導入し、この受講を一般入試以前の受験入学予定者は必須、それ以降の受験入学予定者には入学早期の実施を奨励している。任意の課題であるため、入学後の学修に繋げていく方法等の検討を考えている。

また、カリキュラム検討については、カリキュラム検討委員会で継続的に改善を図っていく。

入学生選抜方法に関しては、今後、より多面的な方法で 医療人に相応しい人材となる学生を選ぶべく入試委員会【資料 2-2-3】において選抜方法の改善について検討をおこなう予定である。

《エビデンス資料》

【資料 2-2-3】四條畷学園大学入試委員会規程

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教務委員会、教務課、学生委員会、学生課、学年担任、アドバイザーが協業し、学生支援および授業支援に全学的に取り組んでいる。担任・アドバイザーが中心となり学生の状況把握や学生の意見の収集を行い、必要に応じて日常における学習状況の把握や生活上の問題などの対応を行っている。全専任教員が週 2 回のオフィスアワーを設けており、学生が授業や勉学、生活上の問題に対する相談ができる体制が取られている。

また、四條畷学園臨床心理研究所 (The Institute of Clinical Psychology 以下 ICP) にはカウンセラーが常駐し、学生や保護者からの各種の不安などの相談に応じる体制をとっている【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】。また、ICP の本室は看護学部と同じく学園町キャンパスの学園総合ホールにあるため、リハビリテーション学部のある北条キャンパスから離れ

ており、リハビリテーション学部の学生には利用しにくかった。そこで、今年度新たに北条キャンパスにある四條畷学園短期大学北条学舎に ICP 北条室を開設した。これらが協業し学生の学修支援体制をとっている。さらに、これまでの単位取得困難学生・休学/単位未修得学生・退学する学生の修学状況に鑑み、平成 27（2015）年度入学生から ICP の協力のもと 了解を得られた全学生に対して（全員が了解）「大学生活支援カード」【資料 2-3-3】によるアンケート調査を実施し、修学上の学力不安・精神的不安・生活不安などに関する調査を学生および保護者に対して行っている。これにより学生の心理的な不安の払拭・修学に対する意欲の向上など良好な結果を得ている。今後入学時のみに限定せず 年間 2 回の調査を順次入学する学生にも実施する予定である。

1) シラバスの充実

シラバスには「授業目的」、「到達目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学習」、「評価基準」、「テキスト」、「参考書」、「その他」（教員からのメッセージ）を掲載し、インターネットでいつでも確認できるようにしている【資料 F-12】。各学部の教務委員会【資料 2-3-4】がシラバスチェックを行い、各教員に修正、加筆を依頼している。

2) 新入生オリエンテーション

入学生の大学生活へのスムーズな移行の支援を行うため、新入生オリエンテーションを実施している。新入生オリエンテーションでは学生生活全般、図書館の利用方法などの学習支援施設や生活の安全に関する事項についての情報提供や指導を行っている。また、AO 入試や指定校推薦入試の合格者に対し、入学時までの間に学生生活で必要な事項について入学前教育を実施し、大学生活へのスムーズな移行を図っている。リハビリテーション学部では新入生オリエンテーションの中で専攻別交流会を実施し、担任を中心として専攻の教員と学生の交流を実施している。また、学生自治会が主催する新入生歓迎会でも全教員が参加して交流する機会を作り大学生活へのスムーズな移行を図っている。また、看護学部では、アドバイザーグループによる教員と学生の交流の実施やリハビリテーション学部と同様に学生自治会主催の新入生歓迎会も教員が参加し、大学生活へのスムーズな移行を図っている。

3) 履修ガイダンス

新入生には大学の授業や単位の仕組み、履修登録の方法などのオリエンテーションを、他の学年の学生に対しては、学年ごとの授業の流れ、履修の方法など学修に関する情報提供を教務委員会が中心となって行っている。

履修単位の詳細は「学生必携&履修の手引」（リハビリテーション学部）【資料 F-5】(p35) あるいは「学生便覧」（看護学部）【資料 F-5】(p27) にある「教育課程表」に明記されており、毎期の履修ガイダンス時に繰り返し説明し、周知徹底を図っている。リハビリテーション学部では、履修申請にあたり各自が成績表で修得単位の確認をするよう指導している。また、履修漏れがないよう担任と学生による再確認の機会を設けている。看護学部ではアドバイザー教員が修得科目の確認を学生とともにに行っている。

4) 履修個別相談

個別での履修内容、履修登録など履修に関する各種相談を履修登録期間中にリハビリテーション学部では教務委員会の教員、看護学部ではアドバイザー教員が中心となって実施

し、卒業までの履修科目についての計画修正を各学期に行っている。また、1年生の履修をサポートするため、アドバイザー教員とともにアドバイザーグループの上級生による相談や支援の機会を設けている。

5) 試験ガイダンス

毎学期の定期試験前に試験についてのガイダンスを学年ごとに実施している。看護学部では、特に1年生に対して重点的に試験前のガイダンスを行っている。また、学期末の定期試験後には、再試対策とともに知識の定着に向けたガイダンスを行い、当面の試験だけではなく長期的な視点でのガイダンスを行っている。

6) 学年担任あるいはアドバイザー教員による学修支援

リハビリテーション学部では、専攻および学年ごとに2から3名の専任教員を担任として配置している。学年ごとに固定している固定担任、入学時より卒業まで持ち上がる持ち上がり担任とし、固定担任は主に学生の1年間の学事等に関する連絡や調整を、持ち上がり担任は主に学生生活や学修状況の把握・指導、各種相談などを行っている。

看護学部では、各学年学生9~11名に対し2~3名の専任教員によるアドバイザー制を取り入れている。入学時より卒業まで担当する持ち上がり制とし、各学年2回以上の個人面談を行ない、主に学生生活や学修状況の把握・指導、各種相談を行っている。

7) 学修支援室による学修支援

リハビリテーション学部では、平成29(2017)4月24日よりこれまでの自習室を学修支援室として改修し、運用を開始した【資料2-3-5】。支援室には各教員週2コマのオフィスアワーのうち1コマを支援室における学修支援活動に充て、1日平均3コマ分を支援室に配置し、学生の個別的学习支援が可能な体制とした。具体的な支援内容については支援室に設置したPCによって指定のホルダーに記録を残すことにしている。

8) 休学者・退学者への対応

リハビリテーション学部の専攻別の休学・退学の直近5年の状況を表2-3-1に示す。

表2-3-1 リハビリテーション学部における休学・退学状況 平成29年5月1日現在

	入学年度	入学者	退学者	うち4年以内	在籍者	うち休学者	4年以内退学率(%)
理学療法学専攻	平成25年度	46	19	15	16	10	32.6
	平成26年度	62	16	16	46	9	25.8
	平成27年度	42	2	2	40	1	4.8
	平成28年度	43	2	2	41	0	4.7
	平成29年度	33	0	0	33	0	0
作業療法学専攻	平成25年度	35	14	13	3	1	37.1
	平成26年度	35	5	5	30	3	14.3
	平成27年度	51	11	11	40	5	21.6
	平成28年度	38	8	8	30	3	21.1
	平成29年度	18	0	0	18	0	0

休学・復学・退学に関する相談・対応は担任が中心となって行い、休学・退学については届けを出す前に必ず担任が個別面接し理由の確認、および保護者への連絡や状況の確認を行っている。退学理由は3つに分類できる。「授業についていけない」という理由に対しては学生の学習習慣がない場合が多く、基本的な生活リズムの確立や学習習慣を確立、勉強方法など時間をかけて指導をしている。「経済上の問題」では、アルバイトを夜遅くまで行っていることが多く、結果として学習時間の不足や授業に集中できず成績低下に結びついている。経済的補助が得られるよう。病院が行っている各種奨学金や様々な団体が行っている奨学金などを紹介している。「やりたい仕事ではなかった」という場合の多くは大学入学前に十分調べずに入学した場合や保護者等周りの勧めで入学した場合などが多く、授業の中でも専門職としてイメージができるよう早期から内容の工夫をしている。

保護者との連携のもとで対応策を進めているがやむを得ず休学になった場合も、担任とのコンタクトや図書館利用などの大学設備利用は在学時と同様に実施できるように配慮されており、よりスムーズな復学に繋がるよう努めている。

また、必要単位未修得のまま進級した学生に対しては、未修得科目の再履修ができるよう時間割の編成に配慮するなど丁寧な支援を継続している。これらの支援には、主に学年固定の担任が卒業まで一貫して同じ学生を指導する体制をとっている。

看護学部では、休学・復学・退学に関する相談・対応をアドバイザー教員が中心となって行っている。欠席日数を事務およびアドバイザーが把握しており、時期を見て呼び出し、学習が滞る理由等確認のため、個人面談を行ない、対処している。休学・退学については、届出を提出する前にアドバイザー教員が個別に面接し理由の確認、必要に応じて保護者への連絡や状況の確認を行い、その後学科長・学部長の面談を行っている。看護学部の休学・退学の状況を表2-3-2に示す。

表2-3-2 看護学部における休学・退学状況 平成29(2017)5月1日現在

入学年度	入学者	退学者	在籍者	休学者	退学率(%)
平成27年度	85	7	78	4	8.2
平成28年度	79	3	76	0	3.8
平成29年度	87	0	87	0	0

9) 実習授業における学生の活用（リハビリテーション学部）

本学は学部のみの構成でありTA制度は無い。TAに代るものとして全ての実習科目ではないが、理学療法や作業療法において評価技術・治療技術の修得のため、上級生による技術指導やアドバイス、授業への参加などの協力を得ており、きめ細かく指導できる体制をとっている。また、協力した学生にとっても技術の復習となる良い機会となっている。このような点から様々な場で学生の協力を得ている。

10) 教育ボランティアの活用（看護学部）

看護学部は地域による研究・教育ボランティアの登録制を導入している。コミュニケーション技術や援助技術の確認・修得のため、地域の教育ボランティアの協力を得て、それ

までに修得した技術の演習を行っている。参加した学生にとって技術の確認・修得だけではなく、地域の人の励ましや初対面の人に対する技術の実施は自信へと繋がっている。

11) オフィスアワー

週2コマのオフィスアワーを教員ごとに設定し、掲示板等で学生への周知を行っている。小規模な大学であり、オフィスアワーを設定しているが、専任教員が同一建物に研究室を持っているという物理的環境もあり、オフィスアワーに関わらず学生は頻繁に研究室を訪れており、気楽に疑問を確認や相談ができる環境となっている。

以上のように学生が効率的に学修を進めることができるよう、多くの支援体制が整っており、成果を挙げている。また、授業評価アンケートや学生生活実態調査により学生の声を把握し、支援改善に役立てているが、これらの内容については2-6-②および2-7-②に詳述した。

《エビデンス資料》

【資料2-3-1】四條畷学園臨床心理研究所規程

【資料2-3-2】ICPのしおり

【資料2-3-3】「大学生活支援カード」

【資料2-3-4】四條畷学園大学教務委員会規程

【資料2-3-5】四條畷学園大学学修支援室利用要領（リハビリテーション学部）

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員は、各種委員会活動を中心に協働で学修支援を実施している。リハビリテーション学部では担任制をとっており、学生の変化に気づきやすく、きめ細かく学生に対応してきたが、担任だけではなく、必要に応じて専攻全体または学部全体で対応していく。また、看護学部でも卒業まで継続したアドバイザーリストにより、学生の変化に気づきやすく、細やかな対応ができており、支援内容は必要に応じて学科長へ連絡・報告を行っている。また、対応する内容により、学科会議において対応している。今後は大学全体として問題点を共有し、学生支援の効果をより高めていく。また、「大学生活支援カード」【資料2-3-3】によるアンケート調査は、入学時のみに限定せず 年間2回の調査を順次入学する学生にも実施する予定である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

シラバスには、「授業目的」、「到達目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学習」、「評価基準」、「テキスト」、「参考書」、「その他」（教員からのメッセージ）を掲載し、インターネ

ットでいつでも確認できるようにしている【資料 F-12】(2-3-①参照)。平成 29 (2017) 年度から「到達目標」の欄を増やすことで、ディプロマポリシーとの関連を明確に示している。また、教務委員会が、8 回あるいは 15 回の授業計画が示されているか、成績評価は妥当であるか、到達目標は書かれているか等のシラバスチェックを行い、非常勤講師を含む各教員に修正、加筆を依頼している。

単位認定、進級および卒業・修了認定については、「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)【資料 F-5】(p50)、「看護学部」(学生便覧)【資料 F-5】(p25)、学則【資料 F-3】に則り、厳正に運用している。

単位認定については、学則第 22 条に「授業科目を履修し、その科目の試験に合格したものには、所定の単位を与える」と規定している。また、第 23 条で学生の成績評価は秀(100~90 点)、優(89~80 点)、良(79~70 点)、可(69~60 点)、不可(59 点以下)をもって表し、可以上を合格としている。また、平成 24 (2012) 年度より GPA を取り入れた成績評価を行っている。すなわち、5 段階評価(秀、優、良、可、不可)に 4、3、2、1、0 の GP(グレードポイント)を与え、単位当たりの平均値を学期ごとに提示している。GPA の結果は定期的な学生面談時における学生指導や各種奨学金、卒業時の各種表彰の選考に用いている。

看護学部では、1 単位当たり必要な 45 時間の学習時間を確保する単位制度の実質化を図る目的で、CAP 制度を導入し、登録できる単位数の上限を定めている「学生便覧」(看護学部)【資料 F-5】(p24)。具体的には登録の条件を 1 セメスターあたり 22 単位を基準としている。リハビリテーション学部でも、平成 29 (2017) 度より CAP 制を導入し単位数の上限を設定している「学生必携&履修の手引」(リハビリテーション学部)【資料 F-5】(p 48)。具体的には専門職の育成に係る指定規則の関係から年間 50 単位を上限として実施することとしている。

入学前の既修得単位について、学則の第 24 条により「他の大学又は短期大学(外国の大学および短期大学を含む)における既修得単位について、教育上有益であると認めるときは本学において修得したものとして認定することができる。ただし、学則の第 4 条に定める修業年限を短縮することはできない。」と明記されており、認定できる単位数の上限は 30 単位を超えない範囲でと定めている。

単位認定については、講義科目 15 時間、演習科目 30 時間、実習科目 45 時間の授業をもって 1 単位としている。学期ごとに定期試験を実施している。「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)【資料 F-5】(p51)、「学生便覧」(看護学部)【資料 F-5】(p32)において、①試験を受けようとする科目的履修登録をしていない場合、②欠席が授業回数の 1/3 を超えた場合等、定期試験を受験することができないとしている。

本学の卒業要件は、学則第 27 条【資料 F-3】にリハビリテーション学部では「4 年以上在籍し 128 単位以上を修得しなければならない」、また看護学部では「4 年以上在籍し 130 単位以上を修得しなければならない」と規定している。履修単位の詳細は、「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)【資料 F-5】(p35) および「学生便覧」(看護学部)【資料 F-5】(p27) の「教育課程表」に明記している。リハビリテーション学部における卒業判定は、毎年 2 月の教授会で審議を行って決定される。とりわけ、卒業要件を充たせ

ず卒業を許可されない学生については、個別に十分な検討を行っている。看護学部ではまだ完成年度に達していないので、卒業判定は行っていない。

進級に関する規程は、リハビリテーション学部と看護学部では異なっている。

リハビリテーション学部では、「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）【資料 F-5】（p54）に明示しているように、唯一、臨床実習に関する先修条件を設けている。平成 23（2011）年度から平成 26（2014）年度の入学生について、理学療法学専攻では、2 年次臨床実習を履修するための条件を、①2 年次前期までに開講された必修専門基礎科目および必修専門科目の全てを履修し、成績評定を受けていること（履修登録を行っていても、出席日数が授業回数の 2/3 を下回る等で失格となつた場合はこれに当てはまらない）、②2 年次後期に開講されている必修専門基礎科目および必修専門科目の全ての単位を修得見込みであることと規定している。理学療法学専攻および作業療法学専攻共通の規程として、3 年次に開講される「臨床実習」を履修するための条件として、①3 年次前期までに開講されている必修専門基礎科目および必修専門科目の全ての単位を修得していること、②3 年次後期に開講される必修専門基礎科目および必修専門科目の全ての単位を修得見込みであること、のいずれの条件も満たしていることとしている。4 年次の「臨床実習」を履修するためには、3 年次後期までに開講された必修専門基礎科目および必修専門科目の単位を全て修得済みであることと規定している。

平成 27（2015）年度以降の入学生について、理学療法学専攻では 2 年次の臨床実習を履修するための条件を、①2 年次までに開講された必修専門科目および必修専門科目の全てを履修し、成績評定を受けていること（履修登録を行っていても、出席日数が授業回数の 2/3 を下回る等で失格となつた場合はこれに当てはまらない）、②1 年次に開講される「解剖学 I」または 2 年次前期に開講される「臨床理学療法評価学」の単位を修得していること、③2 年次後期に開講される必修専門基礎科目および必修専門科目のすべての単位を修得見込みであることと変更している。

4 年次の「臨床実習」はインターンシップに相当する実習であり、厚生労働省指定規則に定められた基本的科目を全て修得していることが必須である。受講については教授会にて先修条件に照らし合わせて受講資格を判定している。

看護学部では進級に関する規程はないが、体系的に学習を進めるために、学習の順序性が重要となる科目を学生に示し、専門科目については履修条件を設けている。履修条件を設けている科目は、2 年次開講の「基礎看護援助論 III・IV」、「看護実践基礎論」「疾病・治療論 I～IV」、「基礎看護学実習 II」、「在宅看護学実習 I」、「成人看護学方法論 I・II」、「老年看護学方法論」、「母性看護学方法論」、「小児看護学方法論」、「精神看護学方法論」、3 年次開講の「在宅看護学方法論」、「成人看護学実践論 I・II」、「老年看護学実践論」、「母性看護学実践論」、「小児看護学実践論」、「精神看護学実践論」、「成人看護学実習 I・II」、「老年看護学実習 I」、「母性看護学実習」、「小児看護学実習」、「精神看護学実習」、4 年次開講の「老年看護学実習 II」、「在宅看護学実習 II」、「総合実習」、「卒業研究（事例研究）」である「学生便覧」（看護学部）【資料 F-5】（p24）。

以上のように、単位認定、進級および卒業・修了認定等の基準は学則や「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）、「学生便覧」（看護学部）で明確化されており、厳正に適用されている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学修に関わる基準は明確かつ厳正に適用されているが、リハビリテーション学部と看護学部では単位認定方法に若干の相違がある。例えば、選択科目の単位認定において、定期試験で 60 点に達しなかった場合、リハビリテーション学部では再試験を認めており、看護学部では認めていない。それ長短があり、学部間で情報を交換し、最善の方式を探っていく。GPA を導入した成績評価を行っているが、GPA を学生指導や学修に役立てるよう活用している。具体的には GPA に基づいた CAP 制を導入することにより、成績不良者の早期発見と、その後の履修指導に役立っている。また、GPA による基準を用いて、四條畷学園奨学金等の表彰に活用している。このような活用を今後もしていく。CAP の上限単位については、今後も検討を重ねていく。CAP 制は履修指導で学生の理解を促しているが、余力がある学生が最低限の科目しか履修しないケースもあり、その趣旨を徹底していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学は医療専門職の育成を使命としている点ではリハビリテーション学部、看護学部とも同様である。しかし、医療専門職として学ぶべき内容は異なる部分も多く、両学部それぞれが特色あるガイダンスを行っている。特に、看護学部は開設 3 年目であり、就職ガイダンスについてはリハビリテーション学部と同様な具体的な就職支援は来年度からとなる。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部はリハビリテーション学科理学療法学専攻および作業療法学専攻の 1 学部 1 学科 2 専攻という構成である。卒業生はほとんどが理学療法士および作業療法士として活躍している。卒業後に専門的なキャリアを得るために、実践的な学びを重視したカリキュラムを編成している。特に、学生一人一人が医療人としてどのようにありたいか、社会における役割とは何かなど、単に知識の教授だけでなく高度な医療専門職としての自身の位置づけができるようキャリアガイダンスを行っている。

本学にはインターンシップという制度は無いがそれに代わる制度として 1 年次から 4 年次までの教育課程の中で臨床実習を取り入れている【資料 2-5-1】。臨床実習は臨床現場における教育であり同時にキャリア教育の役割を果たしている。学年ごとの臨床実習は表 2-5-1 の通りである。

表 2-5-1 学年別臨床実習

時期	理学療法学専攻	作業療法学専攻
1 年次		臨地見学実習 I (前期) 臨地見学実習 II (後期)
2 年次	基礎臨床実習 (後期)	臨地見学実習 III (前期)
3 年次	臨床評価実習 (後期)	臨床評価実習 I (後期) 臨床評価実習 II (後期)
4 年次	総合臨床実習 I (前期) 総合臨床実習 II (前期) 総合臨床実習 III (後期)	総合臨床実習 (通年)

※実習先施設：病院・介護老人保健施設・市町村保健センター・訪問看護ステーション

臨床実習は、臨床実習指導者と教員との密接な連携の下に進めている。学内においては、「特論」科目を設定し（科目の詳細については 2-8-①参照）、卒業後の専門職としての自己研鑽や社会的役割の理解等を目的に先駆的取り組みやトピックを取り上げて各領域で活躍しているゲストを迎えキャリア教育に繋がるように授業を設定している。就職指導については就職委員会【資料 2-5-2】が中心となり就職活動ガイドブック【資料 2-5-3】を用いてガイダンスを行っている。興味のある病院や施設等の説明を聞き、疑問点を解決したうえで希望する施設への就職活動ができるよう、リハビリテーション学部において理学療法学専攻および作業療法学専攻合同の就職説明会を開催している【資料 2-5-4】。学生が就職活動をおこなう前に就職委員が窓口となり相談を受ける【資料 2-5-2】。その際、各専攻の就職委員が隨時窓口となり学生から相談内容を聞き取り、病院の事情に詳しい教員に相談できるような支援体制をとっており、適切に指導が行われている。求人票等の就職に関する資料については、学生が自由に閲覧できるようにしている。また、実習中の学生に対する情報提供として学外からもインターネットを通じて就職情報が閲覧できるようにしている。就職試験前には、就職委員が学生に面接や論文などの指導を実施している。

看護学部

看護学部は、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた看護専門職を育成するために、幅広い教養科目の提供とともに、専門科目は看護師資格取得に特化したカリキュラムを組んでいる。看護師としての基礎教育を充実させることで、看護実践能力の向上を図っている。

すなわち看護学部では、1 年次から 4 年次までのカリキュラムにおいて臨地実習を取り入れている【資料 2-5-5】。臨地実習は看護実践場面における科学的根拠に基づく実践教育であると同時にキャリア教育の役割を果たしている。学年ごとの臨床実習は表 2-5-2 の通りである。4 年次の総合実習は、既修得科目の知識・技術を統合し、多重課題に取り組む実習であるので、改めてのインターフェース制度は設けていない。

表 2-5-2 看護学部臨地実習計画

時期	前 期	後 期
1 年次	基礎看護学実習 I	
2 年次	在宅看護学実習 I	基礎看護学実習 II
3 年次		成人看護学実習 I・II 老年看護学実習 I 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習
4 年次	老年看護学実習 II 在宅看護学実習 II 総合実習	

このようなカリキュラムをふまえ、1年次よりキャリア教育に取り組み、学生が理想とする看護師像を描いて卒業していくことができるようキャリアサポートを計画している。1年次・2年次の低学年は、各看護学の専門科目において看護の役割を幅広く学び、理想とする看護師像の具体化を促す特別講義を実施する。平成27(2015)年度は、1年次生を対象に、3月に特別講義を行った【資料2-5-6】。そして、このプロセスで学生は、理想に向けて自己の課題を明確にし、3年次の看護学実習に取り組む。各病院施設が開催しているインターンシップへの参加を促していく。4年次は、具体的な就職・進学活動をサポートし、学生が目指す看護が実践できる就職や進学の実現を図る予定である。

学年全体のプログラムは就職委員会/国家試験対策委員会(2-6-②で詳述)が担い、個々の学生に応じたキャリアサポートはアドバイザー教員が担う。看護学部は設立3年目であり、卒業生はまだいない。しかし、卒業後、ほとんどの学生は看護師としてのキャリアを積んでいき、さらに保健師や助産師を目指して大学院などに進学する学生もいる。これら保健師や助産師を希望する学生は、それぞれの専門領域の教員のサポートも受けることができる。

また、病院施設からのパンフレットや求人情報は、学生がいつでも自由に閲覧できるように、図書室に専用コーナーを設けて資料を整理している。

近年、看護師国家試験は、臨地での判断能力を問う思考型の問題が増加し、29年度からは、状況設定問題において、長い状況文を付した単問の状況設定問題の導入が決定している。このように、看護師として就業した際に求められる能力が国家試験で確実に問われている。従って、4年間のカリキュラムにおいて考える力や判断力を養う教育のさらなる充実を図り、加えて4年次には、国家試験対策委員会を立ち上げ、効果的な試験対策を実施していく。

以上のように、医療専門職としての社会における役割を自覚し、高度な知識技術を修得して社会で活躍できるよう、丁寧なキャリアガイダンスを行っている。

《エビデンス資料》

【資料 2-5-1】リハビリテーション学部 実習ガイドブック

【資料 2-5-2】四條畷学園大学就職委員会規程

【資料 2-5-3】2016 年度就職活動ガイドブック 就職に関する心構え

【資料 2-5-4】就職説明会資料

【資料 2-5-5】看護学実習要領

【資料 2-5-6】特別講義資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

上述のように、現行のキャリアガイダンスは充実しているが、さらに向上をはかるために、第三者の意見を聴取した。すなわち、リハビリテーション学部では、学生の就職先アンケートを実施した。今後はこれらの結果を参考にガイダンスの一層の充実を図っていく。就職先アンケート結果については、2-6-②に詳述した。

また、教職員はキャリアガイダンスが単なる就職支援ではないことを再確認し、1年次から4年次を通じて本学の使命である「優れた医療専門職を育成」するにはどうすべきか、また高度な医療専門職として社会で活躍する学生に自ら考える力を涵養せしめるにはどうすべきかなど SD 活動や FD 活動を通じて研鑽を図っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

«2-6 の視点»

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の使命目的は優れた医療専門職を育成することであり、このために以下の活動および結果から達成状況を評価している。

個々の科目的達成状況は、主として両学部共通の授業評価アンケートで行なっている。授業評価アンケートはこれまで教務情報システム（UNIPA）を用いた授業評価を行っていたが、回収率が低かったためマークシートによる授業評価アンケートに変更した。各期の最終講義が終わった直後に全科目について両学部共通の様式を用いて実施している。これにより回収率が大きく改善した【資料 2-6-1】。

授業改善の重要な工夫として、両学部とも教員相互の授業参観を行っている。

また、リハビリテーション学部では9回の卒業生を送り出しているが、これら卒業生の国家試験合格率を【資料 2-6-2】に示した。理学療法学専攻および作業療法学専攻とともに全国全受験生の合格率を上回っており、良好である。国家試験対策委員会の適切な対応の結果である【資料 2-6-3】。入学者数に対する合格率は、退学する学生や単位未修得の学生がいることから新卒者の合格率との比較は難しい。本学は最長8年間の在籍が可能であり、

最長期間在学した学生まで含めた入学者の卒業率は両専攻で約 80%（平成 17（2005）年度～平成 21（2009）年度）である。卒業生のほとんどが国家試験に合格しているが、卒業率の向上が課題である。

看護学部は、学部全体としての教育目標の達成状況について、現在自己評価・自己点検委員会が主に作業している。授業科目毎に到達目標、ディプロマポリシーの関連性をチェックするためのリストを作成し、一覧表の作成を試みている。各専門領域の担当科目毎に記載を依頼し、委員会で整合性を確認している。完成年度までにシラバスをもとに、全授業科目の到達目標とディプロマポリシーの関連性をチェックする。また、教育目標の達成状況のアンケートを作成することを確認している。国家試験対策は、学年進行中であるが模擬試験等により一年生から行っており【資料 2-6-3】、その結果の評価およびフィードバックについては 2-6-②で詳述する。

さらにリハビリテーション学部では、本学の建学の精神、基本理念、使命目的、その他を 4 年間の就学期間中にどれだけ理解し、学修したかを把握するために卒業生に対して「リハビリテーション学部教育達成度調査」を実施している。その結果は 2-6-②で詳述する。

《エビデンス資料》

【資料 2-6-1】平成 28（2016）年大学授業評価アンケート集計結果

【資料 2-6-2】国家試験合格率

【資料 2-6-3】四條畷学園大学国家試験対策委員会規程

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

改善へ向けての評価結果のフィードバックは学部により若干異なっている。本学の使命は「高い職業倫理観を有する医療専門職を育成する」ことにあり、その原点が国家試験合格にあることは言をまたない。すなわち、学修指導結果は、国家試験の合格率によって客観的に評価される。したがって、国家試験対策として模擬試験の実施、個別指導など両学部が独自に様々な支援を行っており、大きな成果を上げている。学部別の具体的な活動は以下の通りである

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では国家試験対策委員会【資料 2-6-3】を中心に、国家試験の受験指導を計画的に進めてきた。解剖学、生理学、運動学といった基礎科目講座や専門科目の実力アップ講座、集中講座などを実施している。平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度は理学療法学専攻、作業療法学専攻とともに国家試験合格率は全国全受験生の合格率を大きく上回っているが、理学療法学専攻、作業療法学専攻とともに 100%に達しない年度もある。これまでには、計画的な学生指導や個々の学生を熟知した担任教員による個別指導をおこなってきたが、さらに個々の学生の能力に応じた個別指導の内容を深めていく。

就職状況については、表 2-6-1 の通りである。卒業生に対して求人件数は近畿圏を中心に全国から 70 倍から 180 倍の求人件数がある。表中の就職率が 100% を下回っているのは、国家試験が不合格となり就職できなかった卒業生がいるためである。国家試験合格者の就職率は 100% であり、全員が理学療法士・作業療法士として第一線で活躍している。

表 2-6-1 平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度の求人数と就職率

年度	専攻	求人数（人）	卒業生（人）	就職者数（人）	就職率（%）
26	理学療法学	3247	32	31	96.9
	作業療法学	2735	29	25	86.2
27	理学療法学	2577	35	32	91.4
	作業療法学	2823	15	15	100
28	理学療法学	2821	19	19	100
	作業療法学	2581	33	30	90.9

理学療法学専攻 19 名、作業療法学専攻 33 名の卒業生に対して実施した「教育達成度調査」では、20 項目にわたり 5 段階評価を実施したうち 14 項目（70%）で肯定的な結果を得た。建学の精神の「報恩・感謝」について「人に感謝する心を教育していたか」という設問に対して両専攻併せて 60%が肯定的な回答をした。教員の学生に対する指導、支援に関する評価はおおむね良好であった反面、IT 設備に関する評価は高くなかった。【資料 2-6-4】。学生支援については学修支援室を設置するなど充実を図ったが、IT 関連についてはさらにその充実に努める。

FD・SD 委員会【資料 2-6-5】では、各教員の授業を年 2 回「公開授業」として他教員に公開している。他の教員の授業を見学し授業方法や内容を評価したり参考にしたりすることによって自らを高めている。また、見学者は授業のコメントやアドバイスを所定の用紙に記入し、記入内容に対して授業公開者はコメントを記載することとしている。

授業最終時には学生による授業評価アンケートを実施している【資料 2-6-1】。その結果は次年度の授業に活かせるよう科目担当教員へフィードバックを行い、また全教員も閲覧できるように学内共通ホルダーに保存している。科目担当教員は授業評価の結果を受け、①学生による授業評価調査の集計結果について、②学生の自由記載について、③昨年度と比較して、④授業評価・調査の結果を受けて、今後の具体的改善計画の 4 点について記載することとしている。これらの内容については学生に公開している。

今後の社会的要請に基づいた理学療法士、作業療法士の育成教育の向上に役立てるため、卒業生に対する就職先からのアンケート調査を実施した【資料 2-6-6】。今回は平成 25

（2013）年度から平成 27（2015）年度における卒業生の就職先を抽出し、理学療法学専攻 62 施設、作業療法学専攻 47 施設（13 施設は両専攻に重複）に送付した。アンケート回収枚数は理学療法学専攻 42 施設（回収率 67.7%）、作業療法学専攻 35 施設（回収率 74.5 %）であった。結果まとめると、本学の卒業生は「仕事への適応能力がある」「チームの中で仕事を遂行する能力がある」「責任感がある」「仕事に対する熱意がある」といった評価が高かった。評価が低かったのは、理学療法学専攻、作業療法学専攻共に「リーダーシップを発揮できる力量がある」の項目であった。これは卒業して 3 年未満という経験の浅い卒業生が対象となっているため当然の結果といえる。就職先からのアドバイスや要望内容は、知識・技術に関するアドバイスと人間性教育あるいは社会性教育とその一部といえる対人コミュニケーション能力に関する内容が多かった。理学療法士や作業療法士は直接「人」に関わる職業もあり軽視できない指摘である。今後はこれらの結果を参考に

知識技術を修得させるだけでなく、全人的に優れた医療専門職の育成にこれまで以上に努めていく。

看護学部

FD・SD 委員会【資料 2-6-5】が企画し、教員全員による FD 研修会を開催している。「学生の学習意欲を高め、自ら学ぶ姿勢を育てるための教員の教育力」をテーマに、学生の現状の理解と学生を育てるための教育方法についてグループワークを行い、学生の主体性を育てる授業の工夫等、各教員間の実践を共有している。また、授業最終日に学生による授業評価アンケートを行なっている。学部全体の学生評価は、学習目標の明確さ、成績評価基準の明確さ、学生理解を助けるための工夫、提出書類や質問に対する対応、進行速度等の質問に対しては、5 点満点の 4 点以上であり、おおむね学生からの評価は高い。しかし学生の自己学習時間や自習については、2 点、3 点台であり、最終的な学生の理解は 3.6 点に終わっている。このような結果は、集計および自由記述を各授業担当教員に返却し、それに対するコメントと次年度の方策をまとめ、UNIPA、HP 上で学生に公表し、フィードバックしている。授業評価アンケートにおける学生の意見を踏まえ学修指導等の改善に活用されている。専門科目は、関連する教員が授業参観し、上位学年の授業内容の参考としている。学生による授業評価が高い教員の授業参観や教員相互の授業評価体制については計画中である。

看護師国家試験の全員合格を目指し、1 年次より国家試験模擬試験の受験を計画している。平成 27（2015）年度は、2 月に 1 年次生が「解剖生理学」の模擬試験を受験した。そして、各模擬試験においては、学生が結果から自らの学習状況をフィードバックし、学習計画の追加・修正を行っている。学年全体のプログラムは就職委員会/国家試験対策委員会が担い、個々の学生に応じた学習指導はアドバイザー教員が担っている。また、学生による学習委員会を構成し、学生が主体的に模擬試験や特別講義、自主学習を企画・運用している。この学生の活動を、就職委員会/国家試験対策委員会がサポートしている。

《エビデンス資料》

【資料 2-6-4】教育達成度調査

【資料 2-6-5】四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程

【資料 2-6-6】就職先アンケートの結果報告

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートについて、学生全員の意見を吸い上げられるよう平成 28（2016）年度前期からマークシートに変更し、回答率は大いに向上した。多くの学生の意見を吸い上げられるようになり、今後一層授業等への反映ができるようにしたい。

リハビリテーション学部では国家試験の合格率において理学療法学専攻および作業療法学専攻とも全国の全受験生の合格率を上回っていることから教育目的の達成状況については概ね達成できていると考えている。今後は両専攻とも国家試験の合格率 100%を目指し、早期より正規カリキュラムの他に対策講座や模擬試験を実施して国家試験対策を行う体制

を一層充実させる。また、GPAによる成績評価を元に学習指導を行っているが、さらに指導を徹底させたい。

看護学部では、ディプロマポリシーとの関連を全科目で点検し、今後のカリキュラムの再編成の検討材料としていく。また、国家試験100%の合格を目指し、模擬試験等を充実させ、今後とも丁寧な指導を行っていく。

教養教育については、その重要性に鑑み、両学部合同の検討組織、教養教育検討会議を立ち上げて検討を行っている（詳細は2-8-③参照）。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学は小規模大学であり、その最大の利点は学生に対してきめ細かなサービスを提供できることである。リハビリテーション学部、看護学部それぞれが特徴ある支援を行っている。

リハビリテーション学部

学生生活安定のための支援は学生委員会【資料2-7-1】が中心となって実施している。学生が相談できる場として、担任、学生相談室、ICP、オフィスアワーを設置し、新学期のガイダンスで「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）【資料F-5】（p14）に基づき紹介し、学内にポスター掲示をしている。

平成28（2016）年度の主な相談内容は、①修学に関する事項（授業科目の履修登録に関する相談・助言、履修状況に関する指導・助言、学習方法に関する相談、学籍異動に関する相談）②学生生活に関する事項（日常生活に関する相談・助言、事故に関する相談・指導・助言、経済的な問題に関する相談・助言、その他学生生活に関する事項）③進路に関する事項（進路に関する相談・指導・助言）④心身の健康に関する事項（身体的な健康に関する相談・助言、メンタルヘルスに関する相談・助言）⑤国家試験受験に関する事項（国家試験対策に関する相談・指導・助言）⑥保護者への対応（学修状況に関する事項、学籍異動に関する相談）である。

担任は、各学年固定の「学年担任」と、入学時から卒業まで継続して担当する「持上り担任」の複数担任からなる。相談の内容・頻度と保護者への対応の記録用紙を統一し、担任が受けた相談を必要に応じ教員間で共有し、学生へのより良い支援を行う体制になっている。また集計表を作成し、平成29（2017）年度2月から記入を実施している。2月から3月までの集計結果を表2-7-1および表2-7-2に示す。件数は比較的多いが、年度末のために卒業、成績、就職、国家試験等に関する相談が大部分である。

表 2-7-1 学生および保護者との相談件数と時間

相談・面談		
	述べ回数	
個別面談	学生	保護者
	196 件	26 件
その他	6 件	
総時間	5690 分	880 分

表 2-7-2 学生および保護者からの相談内容

種別件数	件	種別時間	分
学習	97	学習	652.5
進路	114	進路	1442.5
対人	13	対人	190
健康	7	健康	50
就職	22	就職	465
学費	1	学費	15
その他	10	その他	45

心身の健康に関することは、担任・学生相談室が対応し、必要に応じ ICP の利用を勧めている。ICP での相談内容は成績に対する不安、学習のストレス、対人関係など多岐にわたるが、これら心身の負担の軽減に専門家のアドバイスが役立っている。【資料 2-7-2】に ICP の利用状況をまとめた。

体調が悪くなった学生のために、保健室が設置されており、保健室運営要綱【資料 2-7-3】と保健室運用申し合わせ【資料 2-7-4】に従い利用されている。保健室の利用状況はエビデンス集（データ編）表 2-12 に示した通りであるが、有効に利用されている。

エビデンス集（データ編）表 2-13 に記したように、本学園および大学独自の奨学金は充実しており、的確に運用されている【資料 2-7-5】。また、経済的な問題を抱えている学生には、外部の各種奨学金制度について適切な助言をしている。表 2-7-3 に平成 28（2016）年度の外部奨学金の実績を示す。

学生の課外活動支援は、学生委員が自治会顧問となり年間計画を立て、自治会活動を支援している。平成 28（2016）年度自治会活動は、学生総会・新入生歓迎会・樟葉祭・謝恩会であった。また各クラブ活動も教員が顧問となり、学生の仲間づくりの一助となるよう、支援している。クラブは野球部・フットサル部・バトミントン部・バスケットボール部・バレーボール部等 8 つある。自治会の年間計画とクラブの部員数を資料に示す【資料 2-7-6】。

表 2-7-3 平成 28（2016）年度奨学生受給者

小野奨学生	7名	2,520,000 円	30,000 円／月
-------	----	-------------	------------

日本学生支援機構			
貸与種別	貸与月額（円）	人数	
第1種	自宅	54,000	48
	自宅外	64,000	4
第2種	30,000	9	
	50,000	34	
	80,000	37	
	100,000	29	
	120,000	57	

健康管理の支援は、臨床実習における感染予防対策を主として実施している。本学部における臨床実習において、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘などの抗体検査や検便・検尿などの報告が必要とされる実習施設は 53 施設である。これらの実習施設に配属される学生に対し、各々の施設から要請されている感染予防対策について個別に対応・指導している。また、同様に臨床実習に臨む全ての学生に対して、実習ガイドラインを通じて担任からインフルエンザを含めた基本的な感染予防対策の指導を行っている。

看護学部

学生生活安定のために、学生委員会が学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と学生生活向上のための支援を実施している。

学生サービスおよび厚生補導のための組織的な取り組みとしては、まず責任体制を明確化し、①担任アドバイザ一体制の確立、②学舎環境整備のための学生による環境委員会の発足、③健康管理（感染予防対策、保健室の運営を含む）支援、④奨学生など学生に対する経済支援、⑤学生の課外活動支援、⑥学生の声をくみ上げるシステムが整備されている。

「学生便覧」（看護学部）には学生支援の項目にアドバイザ制度、ICP を明記し学生に周知している。尚、学生相談については、後述の担任アドバイザ一体制をとり運営している。相談室としては、看護学舎内には配置はない。メンタルヘルスに関する相談は、アドバイザーが担当の学生の状況に応じて、ICP と連携しながら対応している。

保健室は、学生委員会の教員を 1 名保健室担当としている。保健室利用時の対応は、随時事務職員とアドバイザーが連絡を取り運営している。今年度からは、大学として四條畷学園大学保健室運営要綱【資料 2-7-3】を定め、業務担当者を置いて四條畷学園大学保健室運用申し合わせ【資料 2-7-4】に基づいて運営していくこととなっている。

①アドバイザ一体制の確立

アドバイザーの役割は、学生生活全般にわたって学生をサポートするものである。平成 27（2015）年度から、学生委員会がアドバイザーの原則的な役割を明文化し、体制の確立に向けた活動を実施した。アドバイザーは、1 グループ 9～11 名の学生につき 2～3 名の

教員を配置し、担当学生数に偏りがないようにしている。各教員は申し合わせ事項に則り、臨機応変に対応している。

年度の開始時には、アドバイザー制度のガイダンスを行い、学年を超えた交流会を実施している。年度末には、各アドバイザーの活動報告を集計した。内訳は表 2-7-4 に示す通りである。

表 2-7-4 アドバイザー活動報告

		27 年度	28 年度
相談・面談	延べ回数	306	368
	・個別面談	279	361
	・その他	27	7
	総時間	165 時間 10 分	159 時間 33 分
学習指導	延べ回数	85	62
	・個別指導	55	60
	・グループ学習	30	2
	・その他	0	0
	総時間	49 時間 20 分	52 時間 30 分
保護者への対応	延べ回数	57	48
	・教育懇談会	39	35
	・面談	7	5
	・電話・メール対応	11	8
	総時間	33 時間 10 分	24 時間 40 分
学生交流	延べ回数		10
	・交流会		10
	総時間		12 時間 10 分

平成 28（2016）年度の主な相談内容は、①修学に関するこ（授業科目の履修登録に関する相談・助言、履修状況に関する指導・助言、学習方法に関する相談、学籍異動に関する相談）②学生生活に関するこ（日常生活に関する相談・助言、事故に関する相談・指導・助言、経済的な問題に関する相談・助言、その他学生生活に関するこ）③進路に関するこ（進路に関する相談・指導・助言）④心身の健康に関するこ（身体的な健康に関する相談・助言、メンタルヘルスに関する相談・助言、）⑤国家試験受験に関するこ（国家試験対策に関する相談・指導・助言）⑥保護者への対応（学修状況に関するこ、学籍異動に関する相談）である。

メンタルヘルスに関する相談については、アドバイザーが担当の学生の状況に応じて、ICP と連携しながら対応している。また、ICP における学生相談については、入学時ガイダンス時にカウンセラーから直接オリエンテーションを受けている。また、保護者にも郵送で入学までに周知している。相談内容は成績に対する不安、学習のストレス、対人関係

など多岐にわたるが、これら心身の負担の軽減に専門家のアドバイスが役立っている【資料 2-7-2】。

学生委員会は、2年間の実施状況を把握し、課題を検討すると共に担任アドバイザーモードが円滑に機能するようバックアップ方法を検討する。また、学生全体へ周知すべき内容については学生委員会が対応する。

②学舎環境整備のための学生による環境委員会の発足

学生委員会の指導のもと、学内環境を学生自身が主体的に整備していく委員会として発足し、各アドバイザーグループから1名ずつ環境委員を選出している。委員会は、学生教員会（環境委員会担当教員）と学生とで、非定期に開催され、現状把握に努めている。委員会発足当初は備品の破損や盗難などの問題が散見されたが、環境委員会規程の作成、定期的な学内の見回り、学内環境に関する注意喚起などの活動をサポートし、学年後期には委員以外の学生にもマナーを意識する姿勢がみられるようになっている。これらの活動を今後も継続する。

③健康管理（感染予防対策、保健室の整備を含む）を支援する体制の整備

看護学部は、病院実習時に報告義務があるため、学生全員に入学時健康診断および感染予防対策として、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘、およびB型肝炎について血液検査を実施している。その結果に基づいて予防接種に関する全体および個別指導を実施している。予防接種状況は、事務が保管し、その都度、学生委員会が確認している。インフルエンザを含めて感染予防対策について、後期ガイダンスで30分程度時間をとり、周知徹底を図っている。

保健室の運営については、四條畷学園大学保健室運営要領【資料 2-7-3】に必要な事項を定めている。また、体調不良者に対しては四條畷学園大学保健室運用申し合せ【資料 2-7-4】に訪室者への対応や訪室者情報の記録方法等に則り対応している。なお、利用状況はエビデンス集（データ編）表 2-12 に示す通りである。看護学部内では対応できないことや感染症対策等今後も引き続き検討する。

④奨学金など学生に対する経済支援

学園独自の奨学金については、四條畷学園大学奨学金規程【資料 2-7-5】に基づき、学生委員会で定めた奨学金規程看護学部施行細則の奨学金支給者選考基準に則り給付対象学生を推薦している。実績はエビデンス集（データ編）表 2-13 に記した通りである。各種外部奨学金の受給者の種別と内訳は以下の表 2-7-5 の通りである。

⑤学生の課外活動への支援

学生の課外活動支援は、学生委員が自治会顧問となり年間計画を立て、自治会活動を支援している。平成 28（2016）年度自治会活動は、学生総会・新入生歓迎会・樟葉祭・謝恩会であった。また各クラブ活動も教員が顧問となり、学生の仲間づくりの一助となるよう、支援した。自治会の年間計画とクラブの部員数を【資料 2-7-7】に示す。

表 2-7-5 平成 28（2016）年度奨学生受給者

日本学生支援機構			
貸与種別		貸与月額	人数
第 1 種	自宅	54,000	16
	自宅外	64,000	1
第 2 種		30,000	2
		50,000	8
		80,000	8
		100,000	9
		120,000	17
その他奨学生 大阪府看護師等修学資金			
貸与月額		31,000	1

《エビデンス資料》

【資料 2-7-1】四條畷学園大学学生委員会規程

【資料 2-7-2】ICP 利用件数報告

【資料 2-7-3】四條畷学園大学保健室運営要綱

【資料 2-7-4】四條畷学園大学保健室運用申し合わせ

【資料 2-7-5】四條畷学園大学奨学生規程

【資料 2-7-6】平成 28（2016）年自治会年間活動計画・予算案・クラブ一覧

【資料 2-7-7】自治会年間計画、クラブ部員数

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

リハビリテーション学部

学生生活実態調査を学生委員会、自己点検・自己評価委員会で平成 28（2016）年 8 月に実施した【資料 2-7-8】。調査結果の分析と今後の課題の抽出を IR（インスティテューショナルリサーチ）チームの協力のもとに行った。実態や満足度について概ね問題はなかつたが、分析結果をもとに、自習室の設備・環境の充実、避難ルートの掲示、ハラスマント相談窓口の周知等の改善を行い学生の要望にも応えている。また、カップ麺の自販機や学生忘れ物の陳列ケースを設置するなど、きめ細かな対応を行っている。

また、年度末に学生自治会と教職員との懇談の場を設け、学生生活について学生からの意見・要望を聞き、結果を検討している。学生の要望から、事務の窓口 2 か所の業務分担の明示、レーザーポインター・スクリーンの買い替え、実技の無い時間の講義は講義室利用を進める等、事務室・教務委員会・学生委員会で、学生の学習環境の改善に取り組んでいる。

看護学部

リハビリテーション学部と連携し、同様の学生生活実態調査を実施した【資料 2-7-8】。調査の分析を行なった結果、アドバイザーリストや学習環境には満足しているという結果であったが、奨学生に関する情報提供の徹底、ロッカールームの使用状況には課題が残る結果となった。これらの結果を学生全員に周知する機会を 12 月に設けた。さらに、学生の声をくみ上げる目的で、平成 27（2015）年度入学生、平成 28（2016）年度入学生の各アドバイ

ザーグループの代表 1 名と学部長、学科長懇談会を年度末に 2 回実施している。学生からは、学習環境に関する要望（図書館の閉館時間の延長、学生ラウンジへのウォーターサーバーの設置、男子ロッカーの不足など）、学習方法や再試験の時期などの要望などが提出されている。また、学部発展のために学生自らできることとして、オープンキャンパスでの在校生主体のプログラムの実施やリハビリテーション学部学生との交流、母校訪問時に募集要項などを持参するなどの意見が寄せられている。

平成 28（2016）年度から、学生の声ボックスを設置し、学生からの意見、要望を聴取している。3 件の投書があり、主な内容は、学生ラウンジへのウォーターサーバーの設置、短期留学制度の希望、駐輪場の整備などであり、その都度学生の掲示板に回答している。

以上のように学生の意見は多様な機会を設けてくみ上げており、学生ラウンジへのウォーターサーバーの設置、テラスへのベンチの設置、ロッカー室の使用方法の大幅な改善を行うなど、できるだけ要望に応えている。今後も、学生の環境委員と連携し、学生委員会が中心となり、学習環境を整備する必要がある。

《エビデンス資料》

【資料 2-7-8】学生生活実態調査

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活安定のための支援は、主として各学部が独自に関連委員会や担任、アドバイザーを中心にその確立を目指し展開してきた。今後、学生サービスの向上に組織的に取り組むためには、学生の反応等実態把握に努めると共に、教務関連の支援等と連携し充実させていくシステムの構築が求められる。また、両学部に共通する支援については、学部共同体制を確立して充実を図る。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学はリハビリテーション学部、看護学部の医療系 2 学部からなる。必要とされる教育内容、単位数は学部ごとに文部科学省の大学設置基準に加えて、厚生労働省の教育指定規則により定められている。このため、一部の科目を除き、多くの専門科目の構成、教員の専門・確保は学部独自のものとなっている。

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教育課程は学部ごとに異なっているので、以下学部別に記述する。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置は、理学療法士および作業療法士を育成することを目的としたものであり、文部科学省の大学設置基準に加えて、厚生労働省の「理学療法士および作業療法士法」に基づいた理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による教育内容と単位数を教授しなければならないこととなっている。

リハビリテーション学部の特徴として、教員は、一般教育科目担当、専門基礎科目担当にかかわらずそれぞれ理学療法学専攻および作業療法学専攻に配置されている。

理学療法学専攻は助教を含む 12 名によって構成され、このうち専門科目担当教員には、理学療法士免許所有者 11 名（教授 4 名、准教授 3 名、講師 2 名、助教 2 名）が配置されている。さらに専門基礎科目担当教員として教授 1 名が配置されている。作業療法学専攻は助教を含む 13 名（特任教授 3 名を含む）によって構成され、このうち作業療法士免許所有者 9 名（教授 4 名、准教授 1 名、講師 3 名、助教 1 名）が配置されている。

学部教員全体 25 名（学長を除く）のうち理学療法士、作業療法士以外の教員は 5 名で、一般教育科目を担当する教員は 3 名（うち特任教授 2 名）、基礎専門科目を担当する教員は 2 名（うち特任教授は 1 名）である。教員の職位は教授 13 名（うち特任教授 3 名）、准教授 4 名、講師 5 名、助教 3 名となっている。教員の年齢構成は【表 2-15】（エビンス集データ編）の通りである。

理学療法学専攻ならびに作業療法学専攻ともに大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイおよび別表第二に規定される必要教員数および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた基準を満たしている【表 F-6】（エビンス集データ編）。

教員の専門領域と担当科目は【資料 2-8-1】に示す通りである。専門基礎科目ならびに専門科目は、特任教授および特任准教授が担当している。理学療法学や作業療法学の対象となる領域は内科学から外科学領域、小児科学から老年科学、作業療法学専攻単独ではこれらに加えて精神医学があり、広範な領域にわたる。比較的特殊な専門領域における科目では、それらを専門研究領域とする講師や助教、あるいは特任教授や非常勤講師が担当している。

看護学部

看護学部の教員数は、平成 29（2017）年 5 月 1 日現在 23 名である。また、助手 1 名がいる。開設年度の平成 27（2015）年度は専任教員数 26 名で認可申請している。申請時の教員組織は、学部長、学科長を配置し、専任教員の専門領域別内訳は、基礎看護学 5 名、小児看護学 3 名、成人看護学 6 名、老年看護学 3 名、母性看護学 3 名、精神看護学 3 名、在宅看護学 3 名である。職位の内訳は、教授 8 名、准教授 4 名、講師 6 名、助教 8 名である【表 2-15】（エビンス集データ編）。

開設初年度の平成 27（2015）年度は、専任教員 21 名と助手 1 名であり、平成 28（2016）年度に 5 名が着任し 26 名となった。これは、大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイおよび別表第二に規定される必要教員数および保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定

められた基準を満たしている。しかし、平成 28（2016）年 8 月に助教 1 名、12 月に教授 1 名、平成 29（2017）年 3 月に助教 1 名が自己都合（主に健康上の理由）により退職となつた【表 F-6】（エビデンス集データ編）（欠員補充については AC 期間であるため、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査を受けた結果、教授 1 名、講師 1 名および助教 1 名が認められ、近日着任する）。なお、教員 23 名の年齢バランスは、【表 2-15】（エビデンス集データ編）の通りである。看護学部の教員は全員が看護師免許の所有者であり、教育課程の専門科目の担当以外に教養科目も一部担当している。なお、設置申請時に科目担当の「適」を受けている。

看護学部の教員の担当科目は【資料 2-8-2】にまとめた。

《エビデンス資料》

【資料 2-8-1】リハビリテーション学部教員の専門領域と担当科目

【資料 2-8-2】看護学部教員の専門領域と担当科目

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については、教職員採用規程【資料 2-8-3】、教員任用規程（大学）【資料 2-8-4】に基づき適材適所の人事が行われている。教員評価【資料 2-8-5】は平成 28（2016）年度より行っており、学長、学部長による適切な指導あるいは昇任等における参考資料として活用を行っている。研修、FD についても年間を通して様々な取り組みを行い、教員の資質向上をはかっている。研修、FD については学部によって取り組みが異なる点があり、以下学部別に記載する。

なお、教職員一体となって職能開発を推進するため、FD 委員会は平成 29（2017）度より FD・SD 委員会として、運営されている【資料 2-6-5】。

リハビリテーション学部

教員の資質・能力向上への取組みでは、四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程に基づき、専任教員 6 名および事務職員 1 名によるリハビリテーション学部 FD 委員会を設置している。

委員会の基本的活動として実施されるのが学生による授業評価と教員による授業参観である（2-6-②参照）。後者はすべての授業科目に対して教員が直接に授業に参加し、その授業に対する評価を実施し、意見を担当教員にフィードバックする仕組みとなっている。その方法として毎週実施される専攻会議が率直な意見交換の場となっている。

授業評価と授業参観以外のリハビリテーション学部における FD・SD 活動状況を【資料 2-8-6】に掲げた。

看護学部

教員の退職に伴う採用は、AC 期間中のために文部科学省の専任教員採用等設置計画変更書を提出し、大学設置・学校法人審議会の教員審査に従って実施している。教員評価は

平成 28（2016）年より開始した。それに基づき学部長面談ならびに、フィードバックを行なっている。

研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みでは、大学 FD・SD 委員会規程【資料 2-6-5】に基づき、専任教員 3 名および事務職員による看護学部 FD・SD 委員会を設置している。さらに、看護学部 FD 委員会とは別に、各教員が独自に FD 研修会・学習会を開催し、活動している。平成 27・28（2015・2016）年度の活動を【資料 2-8-7】に示す。外部の研修会については、内容を学部長が精査し、適任者を派遣し、学科会議等の報告会を設けて、教員全員に還元している。

また、教員相互の授業参観として、平成 27（2015）年度は、各専門領域から教員が基礎看護学概論、看護実践基礎論に多数参加し、本学部の教育の要となる教育内容を共有した。平成 28（2016）年度からは各専門領域の概論、方法論が開始となったため、関連する教員が相互に授業に参加している。

《エビデンス資料》

【資料 2-8-3】教職員採用規程

【資料 2-8-4】教員任用規程（大学）

【資料 2-8-5】教員評価様式

【資料 2-8-6】リハビリテーション学部における FD・SD 活動状況

【資料 2-8-7】看護学部 FD・SD 活動状況

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制の整備としては、大学として教養教育検討会議を発足させ、【資料 2-8-8】に掲げた事項について検討している。

リハビリテーション学部

教育全般を推進する組織として教務委員会を設置しており、教養教育についてもこの委員会が責任をもって具体的な実施科目の選定、教養教育のあり方、今後の方向などを検討している。これまでリハビリテーション学部の教務委員会として理学療法士・作業療法士に必要な教養教育のあり方を検討してきた。看護学部が設置され 2 学部となり、これまで教務委員会が担ってきた教養教育のあり方については、平成 28（2016）度に全学的な位置付けで教養教育検討会議が設置され両学部共同で教養教育のあり方について検討を行っている。カリキュラム検討委員会では、教務委員会と連絡を密にし、スムーズに専門科目の履修に移行できるように初年次には教養を培うため的一般教育科目を重点的に、年次が上がるにつれて専門科目を多く履修できるように科目編成している。なお、教養科目には選択科目と必修科目がある。選択科目は、学生が自ら考え、自ら方向を決める力を養う助けとなるよう、多様な選択肢を提供している。一方、医療専門職養成課程の特殊性に鑑み、厚生労働省の指定規則に則り必修科目を設定している。また、専門基礎科目や専門科目の理解につながる基礎となる科目や専門職として将来特に必要となる教養科目を必修科目として提供している。また、教養教育は外部からの講師に依存している科目があるが、

定期的に講師会を開催し、本学の教育方針の理解を深めてもらうと同時に、その方針が授業内容へ反映されるよう図っている。

看護学部

看護学部は設置認可申請時に、教養科目的科目構成の意図についてそれぞれ明記している。申請に伴う留意事項として、教育目標にある幅広い教養と豊かな人間性を実現するためには教養科目を増加するようにとの指摘があった。それを受け、教養的側面の強い5科目を専門基礎科目から教養科目に配置修正を行いました。これに伴い教養科目の選択幅が広がり、看護学部の教育目標の達成に大きく寄与することとなった。その上で、入学後、学生が主体的・能動的な学習活動に必要な学習技能ならびに社会性を身につけるために構成した、導入基礎科目「アカデミックスキルズ」「文章表現法」「接遇技術演習」を必修科目とした。また、基礎的能力のひとつである情報処理能力を獲得するための「情報リテラシー入門Ⅰ」、「英語」を必修科目とした。そして、教育目標にある幅広い教養と人間性豊かな看護師の育成を実現するため、学生自身が自己決定できるように、その他は選択科目としている「学生便覧」(看護学部)【資料F-5】(p27)。なお、非常勤講師との連絡、調整は教務委員会が担当者を配置し、密なコミュニケーションをとっている。

《エビデンス資料》

【資料2-8-8】教養教育検討会議資料

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育の充実には優れた教員の確保が重要である。多様な媒体を利用してこれまで以上に広く内外に人材を求めていく。また、内部昇格においては「教員任用規程（大学）【資料2-8-4】の適切な運用により有能な人材の登用をはかる。

平成27（2015）年度に看護学部が設置された。このため、現況では両学部で同様な教養科目がそれぞれ別個に提供されている。両学部の人的資源を有効に活用するため、あるいは教員・学生の学部間交流を促すために両学部共同の教養教育検討会議を設置し、学部の垣根を越えた教養教育の在り方を検討している。この検討結果を踏まえ、基礎力はもちろん、医療専門職として優れた適性を有する人材育成をはかる。文部科学省に対する学部認可申請に明記しているように、大学の使命・目的等を達成するためには教員組織をさらに充実させる。FD活動については、今後とも積極的に実施していく。教員評価は平成28（2016）年度初めて行なったところであり、教員自己評価票の内容を含めて教員へのフィードバック方法を検討していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理に関しては以下のように対応している。

<校地、校舎>

校地、校舎の詳細な数値については、エビデンス集（データ編）表 2-18 に掲げた。

【校地】

本学は、JR 学研都市線四条畷駅から徒歩 13 分の飯盛山麓に位置する主にリハビリテーション学部が使用する北条エリアキャンパスと、同駅からは徒歩 1 分の至便な距離にある主に看護学部が使用する学園町キャンパスから成り立っている。学舎の配置についてはホームページにわかりやすく表示している【資料 2-9-1】。また、【資料 F-8】にも掲げた。

北条キャンパスは、リハビリテーション学舎のある専用キャンパスに加え、図書館や体育館、学生食堂などに関しては、駐車場などを挟んで徒歩 2 分の距離の四條畷学園短期大学北条キャンパスとその一部を共用しており、これらを合せた形で、キャンパスを形成している。

一方、看護学部は、学園町にある専用の看護学舎に加えて、教室などに関しては、市道を挟んで徒歩 1 分の距離にある四條畷学園短期大学清風学舎と一部を共用しており、これらを合せた形で、学園町キャンパスを形成している。

本学の校地面積は 22,722.3 m²（うち、専用面積：7,913.0 m²）で、専用校地だけでも大学設置基準（6,400.0 m²）を満たしている【表 2-18】。

【校舎】

大学の校舎面積は 22,474.2 m²（うち、専用面積：10,565.4 m²）で、専用校舎だけで大学設置基準（8,527.2 m²）を満たしている。なお、各校舎等の施設利用時間は表 2-9-1 の通りである。

表 2-9-1 学舎及び図書館の開館時間

施設	平日	土曜日
リハビリテーション学舎		
看護学舎	8:40~21:00	8:40~17:00
清風学舎		
北条学舎		
北条図書館	9:00~21:00	9:00~17:00
清風図書室	9:00~17:00	9:00~14:00
学園町図書館*	9:00~20:00	

【施設利用時間】

* 学園町図書館の施設利用時間は、在学生が新 4 年生となる平成 30 年 4 月以降北条図書館と同時間まで拡大する予定。

【リハビリテーション学部の学舎】

北条エリアキャンパスにあるリハビリテーション学舎には、大学設置基準第36条に定めている「学長室」、「会議室」（教授会、学部会議、各種委員会等に活用）、「事務室」（学舎1F正面入口に位置し学生窓口を設置）をはじめ、「副学長室」、「学部長室」、研究室（教員が授業準備や研究活動、学生相談等を行う）20室、教室（座学形式の講義を行う「講義室」8室、義肢の使用方法を具体的に学ぶための「義肢装具学実習室」1室、主として作業療法学専攻が使用する「日常生活活動実習室」1室、理学・作業両専攻が臨床に向けた適切な評価方法を学ぶ「評価実習室」1室、多様な実習に活用できる「多目的実習室」1室、解剖学標本模型を活用し解剖学等の基礎医学を学ぶ「基礎医学実習室」1室、主として理学療法専攻で、具体的な手技や方法を学ぶための機器や基本動作の測定や分析を行う機器を備えた「物理療法学/運動療法学/実習室」1室、作業療法専攻が身体機能を正しく把握する検査技術等を学ぶための「作業活動実習室」1室）、「保健室」、「学修支援室」（個人またはグループによる学修、学修スキル向上のための支援活動、個人の学修指導・相談の場として活用）、学生控室（学生ラウンジ）、パソコン室2室（うち1室はパソコン自習室）のほかに、ゼミ室4室や、学生ロッカー室、学生相談室などが配置してある。また、学生的勉学向上に資するため、一定のルールのもと、「実習室」「パソコン室」「講義室」「学修支援室」等を自習用に利用可としている。

北条キャンパスで、四條畷学園短期大学と共に用する北条学舎には、大学設置基準第36条に定めている「研究室」（本学専用4室）、「図書館」、「学生控室（食堂兼休憩室2室）」、体育の授業と学生がクラブ活動で利用できる「体育館」のほかに、近隣にレストランやコンビニエンスストアがない点を補完する学生食堂（ビストロ北条）などが配置してある。

【看護学部の学舎】

学園町キャンパスにある看護学舎には、大学設置基準第36条に定めている「会議室」（教授会、学部会議、各種委員会等に活用）、「事務室」（学舎3F中央に位置し学生窓口を設置）をはじめ、「学部長室」、「学科長室」、「研究室」（教員が授業準備や研究活動、学生相談等を行う）をあわせて26室、「教室」（座学形式の講義を行う大講義室1室を含む「講義室」3室、模擬患者実習等を行う「基礎看護学実習室」1室、新生児の抱き方等の練習を行う「母性・小児看護学実習室」1室、模擬家族を柱とした授業を行う「成人・老年看護学実習室」1室、日常生活を支える援助を学ぶ「精神・在宅看護学実習室」1室）、「図書館」、「保健室」、学生自習室（学生が予習・復習や国家試験の勉強を行う）、「学生控室（学生ラウンジ）」のほかに、「学生ロッカー室」（男女別に設置）、「面談室」（学生相談等に活用）などが配置してある。

学園町キャンパスで、四條畷学園短期大学と共に用する清風学舎には、大学設置基準第36条に定めている学長室や、教室（講義室8室、小児保健実習室、小児栄養実習室（調理実習室））、パソコン教室、学生控室（学生ラウンジ）が配置してある。

<体育施設>

北条キャンパスにある体育館（452m²）およびテニスコート（2,889m²）は、四條畷学園短期大学と共に用で、授業での利用のほかに、クラブ・同好会活動等でも使用している。

授業では、体育馆を一般教育科目（リハビリテーション学部）あるいは教養科目（看護学部）で利用している。リハビリテーション学部では「健康科学入門」の授業で理学療法学専攻と作業療法学専攻の2クラス、看護学部では「健康・スポーツ科学演習」の1クラスで利用している。

＜図書館＞

北条キャンパスにある北条図書館は、四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科との共用で、面積は503m²（うち書庫20m²）、閲覧座席数は80席である。運営は【資料2-9-2】の管理規程に従って行われている。蔵書数は、平成29（2017）年5月1日現在で34,460冊であり、リハビリテーション学部関連の専門書と参考書は、同時点で7,556冊である。視聴覚資料については636点（うちリハビリテーション学部関連ビデオ201点、CD1点、DVD44点 計246点）である。

電子書籍（Maruzen-e-book Library）は平成28（2016）年度末で、79冊（うちリハビリテーション学部関連では63冊）である。平成28（2016）年1月からは学内で手続すれば、学外からも、24時間アクセス可能となり、必要なページの印刷や保存も可能であり、利便性が良くなつた。今後も、コンテンツを吟味して、更に充実させたい。

蔵書検索は検索システム（OPAC）を導入しており、館内の情報検索用パソコンおよび本学内の全てのパソコンから、インターネットで、検索することができる。定期刊行物の種類は内国雑誌82冊、外国雑誌11冊（うちリハビリテーション学部の学術雑誌の購読は、内国雑誌19種、外国雑誌11種（うち電子ジャーナルは10種））である。

また、文献検索用として、「医学中央雑誌Web」をはじめ、「CiNii」、「PubMed」などを活用している。メディカルオンライン（医学文献検索サービス）を導入しており、研究論文の全文がダウンロード可能になっている。

今後は、図書・学術雑誌の電子化が一層進むと思われることから、図書館内のパソコンを従来の4台から12台を増設し、計16台設置している。加えてWiFiルーターを設置して、学生の学習利便性向上を図り、IT環境を向上させた。

さらに、平成28（2016）年3月には、「機関リポジトリ」を立ち上げた。現在は「大学紀要」のみの掲載であるが、今後は「学術論文」「卒業論文」等の学術情報を発信する等、一層の活用を図る。

看護学部学舎にある学園町図書館は、面積は332.96m²、閲覧座席数は75席である。蔵書数は、平成29（2017）年5月1日現在で6,383冊であり、視聴覚資料は、DVD347点となっている。電子書籍（Maruzen-e-book Library）は、平成28（2016）年度末で、看護学部関連では16冊である。また、学術雑誌の購読については、内国雑誌39種（うち電子ジャーナル21種）、外国雑誌125種（うち電子ジャーナル125種）となっている。学生の北条図書館および学園町図書館利用状況は、表2-9-2、表2-9-3の通りである。

＜情報サービス施設＞

リハビリテーション学舎には、パソコン教室1（設置パソコン=28台）と、パソコン教室2（設置パソコン=56台）の2室があり、パソコン教室1は、パソコン自習室として学生が自由に利用している。パソコン教室2についても、授業で使用していないときは、学

表 2-9-2 北条図書館利用状況（本学生）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸出者数（人）	2,480	2,369	2,755	2,481	2,039	2,280
貸出冊数（冊）	4,882	4,855	5,375	5,036	3,743	4,306

表 2-9-3 学園町図書館利用状況（本学生）

	平成 27 年度	平成 28 年度
貸出者数（人）	502	1,258
貸出冊数（冊）	834	2,024

生がレポート作成等に使用している。パソコン教室 1 には、IT サポートが可能な職員 1 名が常駐しており、統計学等のレポート作成時の助言や質問対応を行っている。リハビリテーション学舎内の評価実習室や学生ラウンジ、自習室には無線 LAN が設置され、学生がパソコンを持ち込んで自由にインターネット等を使用できるようにしている。また、リハビリテーション学舎 1 階、2 階、4 階はモバイル WiFi ルーターを設置し、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の使用環境を整えている。

看護学部では、清風学舎においてパソコン教室（設置パソコン=46 台）を四條畷学園短期大学と共有しているほか、看護学舎の自習室には、パソコン 19 台を配置し、図書室にはパソコン 20 台を配置し、どちらも学内 LAN への接続を可能としている。図書室に設置しているパソコン 2 台は話し合いを行いながら使用できるように、図書室内の二つの小部屋にそれぞれ配置し、利便性を図っている。また、看護学舎の講義室、実習室、研究室等の各室からは、情報コンセントにより、学内 LAN への接続を可能としている。また、看護学舎の 5 階学生ラウンジ、図書館、会議室には、無線 LAN を設置し、学生や教職員が自由にインターネット利用できるようにしている。加えて、講義室と実習室には、パソコン対応のマルチメディア装置を設置して、視聴覚資料を活用しながら、実践的な学習の場を提供できるように整備することで、教育効果を上げている。

<学生食堂>

北条キャンパスにある学生食堂「ビストロ北条」は四條畷学園の直営施設である。食堂としては 11:30~13:30 まで、デザートなどの利用では 11:30~15:00 まで営業している。表 2-9-4 にビストロ北条の利用状況を示した。

<安全性への配慮>

北条キャンパスにあるリハビリテーション学舎は、平成 13（2001）年に建設されたもので、現在の耐震基準を満たしているものと考えられる。北条キャンパスにある北条学舎の A 棟は、平成 5（1993）年に改修されており、現在の耐震基準を満たしている。他方、北条学舎 B 棟は昭和 44（1969）年の建物であるため、平成 24（2012）年 8 月に耐震診断を実施した結果、建物の耐震性能を表す指標である構造耐震指標（Is 値）が最低値 0.36 で

表 2-9-4 ビストロ北条の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数 (年間/件)	14,151	14,157	15,592	15,426	14,706
営業日数 (日)	188	190	192	193	190
一日平均利 用者 (人)	75	75	81	80	77

あつた（1階 0.65、2階 0.43、3階 0.36）ため、平成 27（2015）年 8月に、ブレース増設と耐震スリットによる耐震補強工事を実施した。その結果、最低の Is 値は 0.78 となり、文部科学省が示している学校基準（0.7 以上）をクリアした。

学園町キャンパスの看護学部学舎は、平成 27（2015）年に竣工したものであり、清風学舎も平成 18（2007）年に竣工した建物である。いずれも、現在の耐震基準を基に建てられていることから、耐震性能面には問題は無い。

アスベストについては、法人本部事務局が専門業者に依頼し、全ての建物で調査を実施した結果、使用は確認されなかった。

平成 25（2013）年度には、リハビリテーション学舎が竣工後 10 年を経過したことから、リハビリテーション学舎の外装タイルについて、テストハンマーの打診による剥離チェックを全面的に実施するとともに、補修を行なった。

リハビリテーション学舎、看護学舎、清風学舎、北条学舎は、障害者用トイレの設置を含め、概ねバリアフリーな造りとなっており、難聴者のための補助器具とて FM 機器も用意されている。

学内の警備については、北条エリアキャンパスも学園町キャンパスも、各所に防犯カメラを設置して、安全部面の配慮をしている。夜間・休日については、北条キャンパスでは、警備保障会社への委託契約により、機械警備を導入している一方、学園町キャンパスでは、学園本部に常駐する警備員が、見回りの巡回を行うなど、法人本部事務局において 24 時間監視する体制となっている。

防災対策についても、四條畷学園危機管理マニュアル【資料 2-9-3】を制定し緊急災害時の対応・対策や、備蓄品の整備などを順次進めている。

<その他の施設>

リハビリテーション学部のある北条キャンパスから徒歩 10 分の距離にある学園町キャンパスに、リハビリテーション学部付属のスポーツ活動相談・指導室を設置している【資料 1-3-10】。同施設には、健康相談と体力測定、健康増進に必要な機器が配備されており、リハビリテーション学部の教員が専門的知識を生かして相談・指導に当たっている。また、

同指導室の活動は旧リハビリテーション総合研究所の業務の一部として従前より行われてきており、学生、生徒の健康管理に役立ってきた。【資料 2-9-4】にその活動実績を掲げた。

<運営・管理>

講義室、実習室、研究室などの施設や設備は、リハビリテーション学部、看護学部とともに、学舎内の大学事務室が維持管理、保守点検を行っている。建物、電気設備、エレベータ、給排水設備等については、四條畷学園の法人本部事務局と連携して法令に基づいた検査・点検を実施するなど、適切に維持・管理が行われている。夜間および休日の警備は、外部の警備保障会社に委託している。情報関係機器類については、パソコン教室で執務している職員が、大学事務室との連携を取りながら維持管理を行っている。北条エリアキャンパスの体育館や図書館、学生食堂の運営・管理については、短期大学の北条事務室が主に管理・運営を担当している。

以上のように校地、校舎等の施設や設備等の教育環境は、大学設置基準を上回って整備されている。安全性に関する法令に基づくチェックや、障害者への配慮などもしており、小規模ながら適切に運営されている。今後とも学生、教職員の要望や時代の要請に配慮した改善と充実を図りたい。

《エビデンス資料》

【資料 2-9-1】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/> 大学紹介/交通アクセス

【資料 2-9-2】四條畷学園大学・短期大学図書館管理規程

【資料 2-9-3】学校法人四條畷学園危機管理マニュアル

【資料 2-9-4】リハビリテーション総合研究所活動実績

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は以下のように適切に管理されている。

本学は、リハビリテーション学部、看護学部とともに、入学定員が 80 名と、比較的少人数であり、授業を行う学生数の管理については、問題となるようなことはない。リハビリテーション学部では、専攻別での管理をしており、1 学年当りの学生数が理学療法学専攻、作業療法学専攻とともに 40 人前後であり、学年全員が同時に受講する両専攻共通の講義科目でも、2 つある大講義室（定員 100 人）の何れかで行なうことが出来る。万一、再履修者等のために、講義受講者が 100 名を超えることが想定される場合は、クラス分けをして講義を行なうなど、教室からオーバーフローしないように対応している。

看護学部も、学年全員が受講する講義科目の場合でも、3 つの講義室（定員 90～180 人）の何れかで、行なうことができる。教育効果を考えて、必修科目である「接遇技術演習」や語学科目の「英語」、「英会話」およびコンピュータを使用する「情報リテラシー I」、「保健統計学」は、1 学年 2 クラスの編成による講義を行なっている。選択科目である「統計学」、「情報リテラシー II」、「家事援助論」、「身体表現法」、「医療英語 I」については、人数制限を課している。

リハビリテーション学部においては、教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目については、グループに分けての講義を行っており、ゼミナール形式による指導では、1教員に3~5人の学生という体制で実施しているものもある。

看護学部においても、少人数の方が望ましい演習科目などの、グループ学習形式による指導では、学生をグループに分けて、1教員に5~10人の学生という体制で教授している。

以上のように授業科目によっては、クラス分割を実施するなどして、きめ細かい指導体制で運営を行なっていると判断している。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

平成27（2015）年4月に、本学の新たな学部として看護学部が開設されたところであり、今後は、学舎の相互利用、教職員・学生の交流など、二つのキャンパスのシナジー効果が期待出来ると考えている。例えば、両学部の学生が教養を育む科目を合同で受講することにより、人的資源の有効活用、講義室の効率的運用、学生間交流の深化等につなげることを検討する。

また、看護学部で人数制限を課している選択科目については、履修希望者が上限を超えた場合の対応等について、学生に不利益が生じない様に公正に行なうとともに履修希望者が、全員履修できる様に、担当教員と協議を行ないつつ、適切な対応を図っていく。

ICT活用の観点では、WiFiルーターの増設やマルチメディア装置の設置などハード面を充実させてきた。今後は、現在リハビリテーション学部の「解剖学」に留まっている「オンデマンド」授業をその他の授業にも拡大する等、ソフト面の充実も検討する。

図書館は、24時間アクセス可能な電子書籍（Maruzen-e-book Library）の増加やIT環境の整備を進めてきたが、今後は、ラーニングコモンズ環境を整備し、主体性を持ち協働して学ぶ力の育成の場とする。

また、本学の施設を、卒業生向けの「学術講演会」や「ホームカミングディ」の場として活用し、現役学生と卒業生の「縦のつながり」、卒業生同志の「横のつながり」を深め、相互の情報交換を活発に行なう場を提供したい。

[基準2の自己評価]

本学は「人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すこと」を使命に「3つのポリシー」を明確に掲げている。また、教育目標達成のため、カリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成した本学の教育カリキュラムは、ディプロマポリシー達成のためのPDCAサイクルを念頭に置いた構成となっている。

教育の質を保証する教員については、経験豊かな専門職教員が厚生労働省理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則以上に配置され、少數学生の教育に十分な指導体制として、整備されている。一方で、経済的理由、病気、学業不振や目的意識喪失などによる退学者があり、従前からの学生生活支援、個々の学習状況等の把握を含む学生支援体制の充実に向け組織的な対策を強化している。

なお、看護学部は平成27（2015）年に開設したばかりであり、まずは計画に則って努力し、実態を確認・検証しながら教育の質向上につなげるために全学的に取り組んで行く。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1 の視点»

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

四條畷学園大学の設置者である学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為【資料 F-1】第 3 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法に従い、学校教育を行い「創立の趣旨」を尊重し、「人をつくる」を教育理念とし、「徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依る人材育成」を「目的」に掲げている。また教育基本法、学校教育法を始めとする法令遵守を明記するとともに、就業規則【資料 3-1-1】により、法人の管理、運営に関する基本的事項を定め、法人の経営規律と誠実性の維持を表明している。

本学は、学則【資料 F-3】第 1 条において、「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養を図り、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を世に送り出すことを使命とする。」と、その理念・使命を掲げている。

第 1 条の 2 で、第 1 条の具体化のため、以下の目標を定めると明記している。

リハビリテーション学部では、①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること ②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること ③セラピストとしての実践力を育成すること

看護学部では、①幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること ②看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること ③保健・医療および福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること ④看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成すること

また、第 2 条においては、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その改善・充実に努める。」と「自己評価等」の実施を明記して、経営規律と誠実性の維持を表明している。

以上のように、学校法人ならびに大学の経営は、教育基本法、学校教育法を遵守し、規律に従って運営することが明記されている。本学園の建学の精神である「報恩感謝」や教育理念「人をつくる」を尊重し、学則に理念や使命を掲げ、教育目標の実現と充実のために自己点検、自己評価することなど、高等教育機関として社会の要請に応えることが明記されており、適切であることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-1】就業規則

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人四條畷学園寄附行為で規定されている学園の使命・目的の実現に向けて、学園の最高意思決定機関である理事会と、その諮問機関である評議員会を設置し、学校法人四條畷学園寄附行為に記載された権能に従って意思決定することが定められている。

その執行に当たっては、理事会で承認された単年度ごとの事業計画書【資料 F-6】と予算に基づいて、学園の管理運営組織である法人本部事務局と大学の運営組織である大学事務室が、日常的に緊密に連携しながら、本学の運営を行なっている。さらに、定期的に開かれる理事会や評議員会の席上で、事業計画の進捗状況の報告と検証が続けられている。

四條畷学園の建学の精神である「報恩感謝」は、学園に勤務する教職員が日常的に意識するよう、携行する職員証裏面に表示されている。また、本学の教育理念・使命・目標は、大学教職員に毎年配布される「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)、「学生便覧」(看護学部)【資料 F-5】に明示されており、本学の教職員が折にふれて意識するようになっている。

また、これからの中長期ビジョンを一層明確化するために学校法人四條畷学園 長期ビジョン・中期計画 SG90-100Plan【資料 1-3-3】を取り纏め、今後の経営計画に反映させていく。

このように、大学の使命と目的を意識できる仕組みが整えられ、その実現のために法令等に従って意思決定機関が整備されていることから、使命・目的の実現に向けたプロセスは適切であると認められる。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

学校法人が定める学校法人四條畷学園寄附行為や大学の学則には、学校教育法、私立学校法に従うことが明記されており、学園諸規程も、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令に従うことを前提に制定されている。学園ならびに大学に勤務する全ての教職員は、これらの学園諸規程（就業規則【資料 3-1-1】、事務組織・事務分掌規程【資料 3-1-2】、大学事務室運営規程【資料 3-1-3】等）や関係法令を遵守しなければならない。各法令等が定める申請や届出事項、報告等も計画的に行われており、大学の設置、運営は法令遵守のもとに行われている。学校法人が、法令や寄附行為および学園の諸規程に違反する行為、またはその危険性がある行為（「法令違反行為」）を行わないよう、その端緒となる事象の早期発見と是正のために、内部監査チームによる監査と監事監

査を計画的に行っている。加えて、外部の法律事務所を窓口とする公益通報等に関する規程【資料 3-1-4】を定めている。

平成 26（2014）年度には、新たな学部として看護学部を設置することを文部科学省宛に申請し、平成 27（2015）年 4 月には、設置認可に基づいて新入生を受入れた。同時に、リハビリテーション学部においても、看護学部設置の相乗効果を目指し、授業科目を追加するカリキュラム変更を文部科学大臣に申請し承認を得ている。

更に、平成 27（2015）年 4 月 1 日から施行された「学校教育法および国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 88 号。平成 26 年 6 月 27 日公布）ならびに「学校教育法施行規則および国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年文部科学省令第 25 号。平成 26 年 8 月 29 日公布）に基づく、「副学長の職務」や「教授会の役割」を明確化するために、本学も、これに対応した学則変更を行った。

また、学校教育法施行規則改定で、学生に対する懲戒の手続を定めることが求められたため、新たに大学の内部規則である四條畷学園大学学生懲戒規程【資料 3-1-5】と四條畷学園大学学生表彰規程【資料 3-1-6】を制定した。加えて、文部科学省から、大学の全ての規程・規則について、平成 27（2015）年 4 月 1 日までに総点検・見直しすることが要請されたため、四條畷学園大学運営協議会規程、四條畷学園大学学部教授会規程、委員会規程など、本学の規程類を総点検し、整理を行った【資料 F-9】。

学校法人と大学では、法令遵守に向けた体制強化が進められている。

平成 27（2015）年度初めには、法人本部事務局内に内部監査チームを発足し、内部監査や監事監査に関する諸規程【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】が整備されている。また有限責任あずさ監査法人により監査計画【資料 3-1-11】に基づき監査を受けると共に監査結果【資料 3-1-12】について意見交換を行い改善すべき点の把握、改善に努めている。理事長および学長の指導の下、設置管理運営面におけるコンプライアンスの充実が図られており、法令等遵守体制は適切であると認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-2】事務組織・事務分掌規程

【資料 3-1-3】大学事務室運営規程

【資料 3-1-4】公益通報等に関する規程

【資料 3-1-5】四條畷学園大学学生懲戒規程

【資料 3-1-6】四條畷学園大学学生表彰規程

【資料 3-1-7】四條畷学園内部監査規程

【資料 3-1-8】内部監査計画書

【資料 3-1-9】学校法人四條畷学園監事監査規程

【資料 3-1-10】監事監査計画書、監事監査チェックリスト

【資料 3-1-11】監査計画概要説明書（有限責任あずさ監査法人）

【資料 3-1-12】監査結果概要報告書（有限責任あずさ監査法人）

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、緑に恵まれた現在のキャンパスを長く維持存続できるように、法人全体でエコ意識を持って、節電、省エネルギー対策に取り組むようにしている。具体的には、毎年5月1日から10月31日の属する週末までを夏期節電期間として、軽装での勤務や、空調、電灯、エレベータ、自動ドア、OA機器等の停止・使用制限等、それぞれにルールを定め教職員や学生に徹底することで、電力消費を抑えるようにしている。また教職員と学生の自覚や協力を促すべく、法人本部事務局からインターネット掲示板で注意喚起や、学内にポスター掲示等をすることで、啓発活動を行っている。加えて、学内環境整備の点では、受動喫煙防止法に先駆け、平成20(2008)年10月1日から学園内は全面禁煙とした。

人権問題については、学園の人権教育実践のために組織された四條畷学園人権教育推進委員会【資料3-1-13】が活動しており、大学からも5名の教職員が委員として参画している。学園の全職員は、四條畷学園人権教育基本方針【資料3-1-14】の趣旨を正しく理解し、理想とされる社会の実現のために、人権教育推進活動について絶えず努力を続けなければならないが、この趣旨の理解を深めるため毎年夏期に学園に勤務する教職員を対象とした全学人権研修会【資料3-1-15】を開催するほか、年3回行う定例会議で、各校園の活動報告をしている。また、大学では上記とは別に、大学人権委員会【資料3-1-16】が短期大学と共同で毎年冬期に「人権セミナー」を開催し、人権に関する相互の啓発を図っている【資料3-1-17】。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントについては、その適切な予防および措置を行うことを目的に、学園全体でハラスメント防止等に関する規程【資料3-1-18】を定め、「ハラスメント防止委員会」や「ハラスメント調査委員会」の設置等について規定している。大学ではハラスメント防止委員として各学部2名がハラスメント相談員を兼ねた活動をしている。これらのことをおかりやすく解説したハラスメント防止ガイドライン【資料3-1-19】は、教職員と学生の全員に毎年必ず配布される「学生必携&履修の手引き」(リハビリテーション学部)【資料F-5】(p.97) および「学生便覧」(看護学部)【資料F-5】(p.75) に掲載されている。また本学は、リハビリテーション学部で、機能解剖学と生理学実習を必修科目としており、学内でラットとウシガエルの解剖を行っているため、文部科学省が所管する動物実験施設になっている。動物実験と実験動物の管理については、動物のストレス・苦痛の軽減や、遺伝子組替え、感染等の公衆衛生上の問題など、様々な観点から十分な注意が必要で、リハビリテーション学部では、平成26(2014)年10月の学部会議と教授会において、倫理委員会【資料3-1-20】と動物実験委員会の委員長を中心に、動物実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として制定された四條畷学園大学動物実験委員会規程【資料3-1-21】、四條畷学園大学動物実験規程【資料3-1-22】、実験動物の飼育および保管並びに苦痛の軽減に関する基準【資料3-1-23】や動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針【資料3-1-24】についての説明会を教職員に対して実施し、動物実験が科学的、教育的観点、動物愛護の観点ならびに実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に行われるために必要な事項を周知するとともに、その徹底を図った。また、平成26(2014)年11月に行われた、文部科学省ライフサイエンス課主催の動物実験に関する説明会(「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説

明会）に基づき、実験動物の逃亡などを防ぐ設備を設け、学内で必要とされる対応を図つてきている。加えて、実験動物の管理や動物実験に関する外部検証（第三者評価）の必要性に鑑み、平成 26（2014）年 12 月には、公私立大学実験動物施設協議会へ加盟し、情報収集や指導を受けられる体制を整えた。

本学では、学術研究上の不正行為を防止することを目的とする研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月文部科学大臣決定）を受け、四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程【資料 3-1-25】、四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程【資料 3-1-26】、四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範【資料 3-1-27】を制定し、適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んできた。平成 26（2014）年度は、これらに加えて、平成 26（2014）年 2 月 18 日に文部科学大臣決定で改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って、四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程を全面改定し、不正防止対策の基本方針を作成・周知・実施するために必要な措置を講じる「最高管理責任者」として学長を置き、最高管理責任者を補佐し公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実務上の責任と権限を持つ統括管理責任者として事務長、さらに各学部に公的研究費の運営・管理について実務上の責任と権限を持つ「コンプライアンス推進責任者」を配置することで公的研究費の不正防止に関する責任体系を明確化するとともに、コンプライアンス教育と誓約書提出、告発等の取扱い、懲戒処分、情報公開などを新たに条文で追加した。また、これに関連して、公的研究費における間接経費の使用方針や使途を明確化すべく、四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程【資料 3-1-28】を新たに定めた。

さらに、平成 26（2014）年 8 月 26 日に文部科学大臣決定がなされた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が、平成 27（2015）年 4 月から適用されるに当たり、リハビリテーション学部では同年 9 月の学部会議と定例教授会において、看護学部では同年 7 月の学科会議において、担当者から全教職員に対して、文部科学省等の資料の内容についての理解を深めるための説明会を行った。平成 28（2016）年 3 月、リハビリテーション学部は学部会議と定例教授会、看護学部は学科会議において、本学の公的研究費関係規程の改定や新設に合わせて、上記の 2 つのガイドラインについても改めて説明するとともに、公的研究費に関わる教職員全員から「公的研究費についての誓約書」を徴収した。また、公的研究費に関わる可能性の高い取引業者についても、「誓約書」の徴収を行った。四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程【資料 3-1-29】を制定した。

個人情報保護については、平成 15（2003）年に成立し平成 17（2005）年に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」に従い、本学でも平成 17（2005）年 4 月に四條畷学園大学個人情報保護規程【資料 3-1-30】、個人情報保護管理マニュアル【資料 3-1-31】を制定して個人情報の適正な保護に努めており、この規程については本学のプライバシーポリシー【資料 3-1-32】とともに、学生全員に渡している「学生必携&履修の手引き」（リハビリテーション学部）および「学生便覧」（看護学部）【資料 F-5】に掲載されている。併せて、本学の情報システムの安全性と信頼性を維持・確保することを目的に、情報システム運営の基本である四條畷学園情報システム運用管理規程【資料 3-1-33】を定め、平成

28（2016）年度から施行している。同時に学生向けにはパソコン利用のルール（学生用）

【資料 3-1-34】を定め、学内ホームページで周知している。

また、平成 18 年に施行の「公益通報者保護法」に伴い、本学園でも公益通報等に関する規程【資料 3-1-4】を制定し、外部の法律事務所に公益通報等を受け付ける窓口を設けて、公益通報者の保護、公益通報への対応等にあたっている。

安全への配慮・管理に関しては、発生する可能性がある自然災害、火災、重大事故、重大事件などから、教職員や学生の生命、本学の組織、財産等を守るため、迅速かつ的確に対処すべく、学校法人四條畷学園 危機管理マニュアル（以下「学園危機管理マニュアル」という。）【資料 2-9-3】が定められている。さらに、大学固有の危機に対応するため、大学内に学長を委員長とする四條畷学園大学危機管理委員会を置き、学園危機管理マニュアルに則り、四條畷学園危機管理委員会と連携して本学個別の危機管理マニュアルの策定作業を行っている。防災用品や災害時の備蓄についても、必要な物から順次実施されてきている。防犯については、防犯カメラの設置や警備員の巡回警備、夜間・休日の機械警備の導入など、強化を図っている。AED（自動体外式除細動器）はリハビリテーション学舎の 1 階ロビーおよび看護学舎 3 階の事務室前に設置している。

また、教職員の安全と健康を確保し快適な職場環境を形成することを目的とし、安全衛生委員会【資料 3-1-35】を置き、教職員の危険および健康障害防止や健康の維持増進の対策等を調査・審議している。

以上のように、環境保全、人権、安全への配慮に関しては、それぞれに定められた法令に従い、本学として、あるいは学園全体として、規程やガイドライン、マニュアルなどを定めて、時代の要請に応じた対応を整えてきている。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-13】四條畷学園人権教育推進委員会規程

【資料 3-1-14】四條畷学園人権教育基本方針

【資料 3-1-15】全学人権研修会資料

【資料 3-1-16】四條畷学園大学人権委員会規程

【資料 3-1-17】人権セミナー資料

【資料 3-1-18】ハラスメント防止等に関する規程

【資料 3-1-19】ハラスメント防止ガイドライン

【資料 3-1-20】四條畷学園大学倫理委員会規程

【資料 3-1-21】四條畷学園大学動物実験委員会規程

【資料 3-1-22】四條畷学園大学動物実験規程

【資料 3-1-23】実験動物の飼育および保管並びに苦痛の軽減に関する基準

【資料 3-1-24】動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

【資料 3-1-25】四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程

【資料 3-1-26】四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程

【資料 3-1-27】四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範

- 【資料 3-1-28】四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程
- 【資料 3-1-29】四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 【資料 3-1-30】四條畷学園大学個人情報保護規程
- 【資料 3-1-31】個人情報保護管理マニュアル
- 【資料 3-1-32】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/> プライバシーポリシー
- 【資料 3-1-33】四條畷学園情報システム運用管理規程
- 【資料 3-1-34】パソコン利用のルール
- 【資料 3-1-35】安全衛生委員会規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本学では、学校法人の公共性に鑑み、広く社会に対する説明責任を果たすため、大学の基本情報、学校法人の財務情報、大学の自己点検報告書、大学の授業評価、大学の公的研究費の不正使用防止の取り組みと通報窓口、大学の動物実験の実施に関する基本指針などについて、ホームページで公開している【資料 3-1-36】【資料 3-1-37】【資料 3-1-38】。

大学のホームページ【資料 3-1-39】では、学校教育法施行規則第 172 条の 2に基づき、建学の精神・教育理念・教育方針（第 1 号関連）、大学の機構（第 2 号関連）、教員に関する情報、教員紹介（第 3 号関連）、アドミッションポリシー、学生に関する情報、卒業者数、就職情報（第 4 号関連）、シラバス検索（第 5 号関連）、学則、必要単位数（第 6 号関連）、交通アクセス、施設紹介（第 7 号関連）、学費・奨学金（第 8 号関連）、学生サポート（第 9 号関連）を掲載。学校法人のホームページ【資料 3-1-39】では、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、事業活動収支計算書の財務分析、貸借対照表、財産目録などの財務情報を開示しており、学校法人の事業報告書と監査報告書も、同じページで掲載している。この財務情報は、5 年分以上を掲載しており、経年比較も含めて、閲覧や印刷が出来るようになっている。財務情報については、事業活動収支計算書関係諸比率を添付とともに、事業活動報告書【資料 F-7】において、各年度の財務状況を解説している。従来、財務諸表は数値をそのまま公開していたが、平成 27（2015）年度から、一部の数値をグラフ化し、事業報告書も全体をチャート化するなど、わかりやすさにも配慮を進めている。

また本学は、平成 26（2014）年 10 月に稼働した日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」【資料 3-1-40】に参加している。「大学ポートレート」において本学の特色や学びについて分かりやすく説明し、受験生・保護者など本学に関心を寄せている皆様に情報提供している。

教育研究成果については、毎年リハビリテーション学部紀要【資料 3-1-41】を発行し公開に努めるとともに、平成 28（2016）年 3 月、「四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ」を構築し【資料 3-1-42】、これら情報を広く提供している。

以上、教育情報と財務情報は、ホームページへの掲示を中心として、適切に公開されていることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-36】財務情報公開規程

【資料 3-1-37】学校法人四條畷学園情報公開規程

【資料 3-1-38】情報公開規程細則

【資料 3-1-39】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/>

学園ホームページ <http://www.shijonawate-gakuen.ac.jp/>

【資料 3-1-40】大学ポートレート 大学ホームページ

<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529901000.html>

【資料 3-1-41】四條畷学園大学リハビリテーション学部紀要

【資料 3-1-42】四條畷学園大学 四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ HP

<https://shijonawate-gakuen.repo.nii.ac.jp/>

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、公共性の高い学校法人として経営規律の更なる強化と使命・目的の実現に向けた努力を継続して行く。また、コンプライアンスや人権重視の運営が今後とも継続できるよう、各種法令に関する教職員の研修強化や委員会活動の更なる活性化、規程・規則のブラッシュアップを進める。併せて、教育情報や財務情報については、公開する情報量やスピードの改善に加え、今後は“分りやすさ”にも配慮しながら見直して行く方針である。

3-2 理事会の機能

«3-2 の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学運営の根幹となる学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為（以下、「寄附行為」という）【資料 F-1】と寄附行為施行細則【資料 F-1】に基づいて運営される。理事会、評議員会、常任理事会【資料 3-2-1】、校園長会議、教頭会議が設置され、それぞれに審議や決定、伝達、執行などの権限を付与する一方で、2名の監事に業務および財産の状況を監査する役割が与えられている。

常任理事会は、理事会機能を補佐する機能を持ち、主に理事会への付議事項を事前に協議する場となっている。

隔月で開催される理事会への出欠確認は、毎回、事前に議題等を添え、外部理事、および監事全員に郵便で送付されている。各理事の理事会欠席は稀である【資料 F-10】。

学校法人四條畷学園では、寄附行為 第11条および第13条において、理事長が学校法人を代表してその業務を総理することを規定しており、管理運営に関する諸規則は、事務組織・事務分掌規程【資料 3-1-2】、大学事務室運営規程【資料 3-1-3】等で定めている。

法人の使命・目的の達成に向けて、重要度に応じて階層的に審議体と決定機関が整備されている。創立 90 周年を迎える法人全体の長期ビジョンと中期計画は、全校園の今後の課

題やアクションプランとともに取り纏めを完了し、平成 28（2016）年度より具体的な施策が実施されている。使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は、適切であると認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-2-1】常任理事会規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

意思決定の体制整備とその機能に大きな課題はない。大学の長期ビジョンと中期計画についても、全校園の今後の課題やアクションプランとともに取り纏めを完了し、平成 28（2016）年度より具体的な施策が実施されている【資料 1-3-3】。ただし、これらのビジョンや計画を完遂するためには、不断の PDCA 活動が必要不可欠であり、今後も全教職員の参画により改善活動を進めて行く。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は、学校法人四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」と教育理念「人をつくるのもと、人間性豊かな高い職業倫理感を持ち、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を世に送り出すという使命を達成するため、学則【資料 F-3】に大学の意思決定組織の整備、権限と責任等を定めている。この学則では、大学の組織、教職員組織、運営協議会、学部教授会、委員会等について規定しているほか、関連規程として、四條畷学園大学運営協議会規程【資料 1-3-9】、四條畷学園大学学部教授会規程【資料 1-3-8】、四條畷学園大学学部教授会規程細則【資料 3-3-1】や、各種委員会規程【資料 3-3-2】を規定している。

大学運営における学長のリーダーシップ確立などのガバナンス改革を促進するため、平成 27（2015）年 4 月 1 日付で改正・施行された学校教育法等に基づき、本学でも、学則や内部規程類を全て改め、学長が大学の校務に関する最終意思決定権を有することを明確にしている。即ち、学則第 36 条第 2 項で、「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定している。学長の命を受けて校務をつかさどり、学長の職務を助けるため、副学長を置いており、現在、自己評価の統括責任者に任命されている。また、学則第 6 条 2 項、第 7 条 2 項（休業日）、第 12 条 2 項（入学許可）、第 14 条（休学）、第 16 条（復学）、第 17 条（退学）、第 18 条（転学）、第 19 条（除籍）、第 28 条（卒業）、第 29 条（学位の授与）、第 40 条（運営協議会の審議事項）、第 44 条（学部協議会の審議事項）、第 49 条（表彰）、第 50 条（懲戒）は、いずれも学長が決定を行うことを明確にしている。

大学組織としては、大学全体の重要事項を学長が最終決定するに際し、審議し意見を述べる「運営協議会」を新たに設置し、各学部の「学部教授会」は各学部の教育研究に関する事項について学長が決定を行うに際し、審議し意見を述べることを役割とし、さらに、リハビリテーション学部に学部長が議長となる学部会議、看護学部に学科長が議長となる学科会議を設け、各学部の運営を円滑に行っている。

これらの四條畷学園大学の運営体制の詳細を示すと、以下の通りとなる。

(1) 大学運営協議会（学則第37条～第40条、運営協議会規程）

学則第37条に基づき、大学全体の管理運営方針等を審議するため、運営協議会が設置されている。運営協議会は、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長で構成し、必要あるときはこれに教授を加えることができ、運営協議会における各学部からの選出人数は同数としている。運営協議会は学長が招集し、議長は原則として学長がなる。

運営協議会は、大学全体に関する重要な事項（①大学運営に関する計画、②教員人事に関する方針、③学生募集に関する方針、④学則等諸規程の制定・改廃、⑤その他、学長が諮問する事項）について、学長が最終決定するに際し、学長に対して意見を述べるものとされているほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

運営協議会は、原則として偶数月に開催するものとしているが、学長が必要と認めた場合は臨時に開催する。（運営協議会規程第5条）運営協議会は、本学の管理運営および教育研究上で、学長のリーダーシップを支えるとともに、リハビリテーション学部と看護学部の相互連携を図る上でも重要な機関となっている。

(2) 学部教授会（学則第41条～第44条、学部教授会規程、学部教授会規程細則）

学則第41条に基づき、学部の教育研究に関する事項を審議するため、学部教授会を設置している。学部教授会は、教授で構成し、学部長が必要と認め、学長が承認したときは、専任教員を構成員に加えることができる。学部教授会は学長が必要と認めたとき、または学部長が必要と認めたときなどに、学部長が招集し、議長は原則として学部長がなる。

学部教授会は、学部に関する事項（①学生の入学、卒業および課程の修了、②学位の授与、③教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの）について、学長が決定を行なうに当たり、学長に対して意見を述べるものとされているほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長、学部長の求めに応じ、意見を述べるとされている。

なお、上記③「教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、学部教授会規程細則第1条において、(1) 教育課程の編成に関する事項、(2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項、(3) 学生の賞罰に関する事項、(4) 学生の除籍に関する事項、(5) その他学長が諮問する事項の5項目が定められている。また、上記の「学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項」については、学部教授会規程細則第2条で、(1) 学生の休学、復学、退学、転学に関する事項、(2) 学生の学修評価に関する事項、(3) その他、学長、学部長が諮問する事項と明記されている。

学部教授会は、原則として月1回開催するものとしているが、学長または学部長が必要と認めた場合は臨時に開催できる（学部教授会規程第5条）。リハビリテーション学部、看護学部とともに、学長は原則として毎回、学部教授会に出席しており、学部の教育研究上の事項において、学長のリーダーシップを支えるとともに、学部内の教職員との意思疎通を図る上で非常に重要な役割を果たしている。

（3）学部会議、学科会議、専攻会議等

様々な課題の討議と情報を共有することにより学部を円滑に運営するため、各学部内に会議体を設置している。

リハビリテーション学部では、学部会議が毎週開催される。学部長が議長となり、専攻の枠を越えて助教から教授までの構成員が出席する。事務室からは事務長、次長が参加する。また、理学療法学専攻内および作業療法学専攻内における様々な問題の検討と情報共有の場として、専攻別の専攻会議を週1回開催している。専攻長が議長となり、専攻の助教から教授までの教員が参加する。

看護学部では、看護学科内の様々な課題の検討と情報共有の場として、学科会議を原則月1回開催している。議長は学科長であるが、学部長を含む助教から教授までの学部構成員が出席する。このほか、毎週、学部長、学科長、事務長、事務室部長、事務室主査により、学部運営に関する主要事項についての打合せの場を設けている。

（4）各種委員会

学則第45条に基づいて、大学および各学部に各種委員会が設置されている。委員会は、各々の委員会規程に基づいて運営され、必要な都度に開催される。各種委員会の一覧を【資料3-3-2】に掲げた。

（5）教員人事

平成27（2015）年4月1日施行の改正学校教育法に関連した「大学における内部規則・運用見直しチェックリスト（学校教育法の改正関係）」におけるチェックポイント⑤教授会の審議事項（学校教育法第93条第2項、第3項関連）の「確認にあたっての留意事項」の中で、「教員人事については、①教員の教育研究業績の審査（選考）と②教員ポストの配置（配置）に分けて考えることが必要であり、前者（①）については教授会などの教員組織で審議されるべきだが、後者（②）については学長又は設置者が全学的な視点から決定すべきである。ただし、教員ポストの配置について学長又は設置者が教授会の意見を聞くことを妨げるものではない。」という記載があり、本学においては以下の対応をしている。

教員人事のうち「教員の教育研究業績の審査」については、学部教授会規程第2条（3）の「教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」の1つとして、「②教員の教育研究業績の審査に関する事項」（学部教授会規程細則第1条）を規定している。学長は、学部教授会において、その構成員の専門的見地に基づく審議・意見を聴取した後、教員の教育研究業績の審査（選考）を決定する。

教員人事のうち「教員ポストの配置」については、大学運営協議会が「(2) 教員人事に関する方針を学長が最終決定するに際し、学長に対して意見を述べ」(運営協議会規程第2条) た後、学長が全学的な視点から決定をする。

教員採用や教員昇任などの人事案件の実際の運用は教員任用規程（大学）【資料2-8-4】に基づき行なわれる。教員採用手続きは、教員任用規程（大学）内にある専任教員採用人事規程に則り、学長のリーダーシップの下、以下の通り行われる。

- ① 専任教員の教員ポストの配置等採用人事は、運営協議会の議を経て学長が立案する。
- ② 学長は、公募または専任教員を通して候補者の推薦を受け付け、その者の教育研究実績の審査を学部教授会に諮る。
- ③ 学部教授会は、教育研究業績の審査をする審査委員会委員を選出する。但し、審査委員会の委員は当該学部の同級者以上の専任教員の中から選ばれるものとする。
- ④ 学長は当該学部の同級者以上の全員による教育業績審査に係る人事会議を招集する。人事会議は審査委員会の審査報告を受けて審議する。人事会議の議長は当該学部の学部長とする。
- ⑤ 人事会議で教育研究業績の審査については可とされた候補者につき、学部教授会で審議のうえ推薦する。
- ⑥ 学部教授会の推薦を得た候補者は学長が学内決定を行い、理事長に推薦し、理事長が採用を決定する。

また、教員任用規程（大学）には、「非常勤講師の採用について」と「専任教員昇任人事規程」も定められており、記載されたルールの下で、学長のリーダーシップにより、実際の非常勤講師の採用や、専任教員の昇任人事が行われている。なお、看護学部は開設3年目であるため、AC教員審査のもとで人事選考を行っている。

上記により、本学の大学としての管理運営体制は整備され、適切に機能しているものと考えている。

《エビデンス資料》

【資料3-3-1】四條畷学園大学学部教授会規程細則

【資料3-3-2】大学委員会規程一覧

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長が校務をつかさどり、所属教職員を統督するために適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長が指示する副学長以下の教職員の役割を学則第36条「教職員組織」に以下の通り規定している。なお、「校務をつかさどる」とは、学長が校務に関する最終的な決定権を有すること、「所属職員を統督する」とは、学長が所属職員に対して高い立場から指揮命令する権限を有することを意味する。(文部科学省「学校教育法および国立大学法人法等の改正に関するQ&A=平成26(2014)年10月8日更新」)

副学長は、学長の指示あるときは学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

学部長は、学長の指示の下、命を受けて学部の校務をつかさどる。

学科長は、学長および学部長の指示の下、命を受けて学科の校務をつかさどる。

専攻長は、学長および学部長並びに学科長の指示の下、命を受けて専攻の校務をつかさどる。

なお、学長が最終決定するに際し、意見を述べる会議体を設置している。大学運営協議会（学則第37条）は、大学全体に関する重要事項として定めた事項について、学長に対して意見を述べる（学則第40条）、学部教授会（学則第41条）は、学部に関して定められた事項について意見を述べる（学則第44条）。

さらに、休業日（学則第7条2項）、休学（第14条）、復学（第16条）、退学（第17条）、転学（第18条）、除籍（第19条）、卒業（第28条）、学位の授与（第29条）は、従来から学長が決定する事項になっていたが、平成27（2015）年4月1日の学則改定で、学期（第6条2項）、入学許可（第12条2項）、大学運営協議会の審議事項（第40条）、学部協議会の審議事項（第44条）、表彰（第49条）、懲戒（第50条）の条文を改定・追加し、いずれも学長が決定することを学則上明確にした。

以上により、本学学則において「大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮」がなされることが明記され、担保されているものと考えており、実際の大学の意思決定と業務執行も、全てこれに基づいて行なわれている。

また、学園規程である職務権限規程（平成26（2014）年10月20日制定、施行）第2条には【資料3-3-3】、「学長、校長、園長、事務局長および事務長（以下「所属長」という）は、学園の定められた方針、諸規程、および承認された計画に従ってそれぞれの業務を最も効果的に遂行する管理責任があり、その遂行に必要な権限を有する。」と記載されており、学長は大学の業務に関して、管理責任と権限を持って執行する立場にあることが規定されている。

これらに加え、学校法人四條畷学園寄附行為において【資料F-1】、1号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の教学部門の最高責任者であると同時に、学長が理事会や常任理事会に出席することで、学園本部の管理部門と、本学の教学部門との連携を図っており、本学の教學部門の意思が理事会に反映され、理事会の考え方も学長を通じて本学の教學部門に伝達されることで、本学の意思決定や業務執行への学長による適切なリーダーシップが発揮されている。

本学は、大学の意思決定と業務執行において、小規模な大学の特徴を生かしながら、学長の適切なリーダーシップが発揮されていると判断する。

《エビデンス資料》

【資料3-3-3】職務権限規程

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

改正された学校教育法等が平成27（2015）年4月1日に施行されたことと、平成27（2015）年度に本学に二つめの学部となる看護学部が新たに設置されたことで、本学でも、学長のリーダーシップに基づくガバナンス体制の整備と、それを明確にする学内規程等の見直しや改定を行なった。本年度中にこれらの整備をさらに徹底する。大学としての最終意思決定は、学長が行なうことが明確になり、学長のリーダーシップが発揮されている。平成28（2016）年度には学長のリーダーシップを一層強固にすべく、新たに副学長を置

いた。以上の体制整備を基本に、今後大学の一層のブランド化や新たな研究所デザインなど、事業計画を効率的に推進する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

『3-4 の視点』

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

学校法人四條畷学園の管理運営体制の詳細を示すと、以下の通りとなる。

① 理事会（学校法人四條畷学園寄附行為第 11 条）

学校法人四條畷学園寄附行為【資料 F-1】に基づいて、学校法人の最高議決機関としての理事会が置かれている。理事会は 9 人の理事で構成されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。同じく、寄附行為に基づき、非常勤監事 2 名が置かれている。監事は、学校法人の業務および法人財産の状況を監査する。理事会は、毎年 6 回定期的に招集開催されるほか、必要に応じて適宜開催がある。大学関係者では、学長が必ず理事となる。（学校法人四條畷学園寄附行為第 6 条 1 項一）理事会における審議内容や理事の出欠状況は、理事会議事録により、適切であることが確認できる。

理事会が審議・決定する事項で、大学に係わる主なものは次の通りである。

- ・寄附行為の変更
- ・学部、学科等の設置、廃止
- ・学則の制定、改廃
- ・学校の設置、廃止
- ・予算および決算の承認
- ・重要な規程・制度の制定、改廃
- ・学長の任免
- ・土地、建物等不動産および重要な設備の購入、取得並びに変更

② 評議員会（学校法人四條畷学園寄附行為第 18 条）

学校法人四條畷学園寄附行為に基づき、理事会の諮問機関として評議員会が置かれる。評議員会は 25 名の評議員で構成されている。評議員会は、事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、学則の制定および変更に関する事項、その他法人の業務に関する重要事項で、理事

会において必要と認めた事項を審議し、理事会に意見具申する。評議員会は毎年度 5 回定期的に召集開催されるほか、必要に応じて適宜召集開催される。評議員会の審議内容や出欠状況は評議員会議事録により、適切であることが確認できる。

③ 常任理事会（寄附行為施行細則第 6 条）

学園の経営および業務の運営に関する重要方針を協議するため、寄附行為施行細則【資料 F-1】に基づき常任理事会が置かれている。常任理事会は、理事長および理事会で選任された常任理事（現在 5 名）で構成され、必要に応じて他の理事や監事も出席する。原則、毎月 1 回以上開催されている。大学関係者では、学長が常任理事である。常任理事会における審議内容や常任理事の出欠状況は常任理事会議事録により、適切であることが確認できる。

常任理事会における審議の内容は次の通りである【資料 3-2-1】。

（協議事項）

- ・理事会に付議する事項
- ・理事会から付託された事項
- ・緊急に処理することを要する学園の業務に関する事項
- ・その他常任理事会において必要と認めた事項

（議決事項）

- ・法令および寄附行為において理事会の専決事項とされるものを除く、理事会からの付託事項および職務権限規程等学内諸規程で定める事項

④ 監事（学校法人四條畷学園寄附行為第 7 条）

監事は、理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事は、次の職務を行う。

一、業務の監査

二、財産状況の監査

三、業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会および評議員会に提出すること

四、第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会および評議員会に報告すること

五、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

六、業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

なお、監事の職務・義務・権限等は学校法人四條畷学園監事監査規程【資料 3-1-9】に詳細を規定している。監事の選任は、平成 27（2015）年 5 月の理事会議事録により適切であることが確認できる。また、監事の常任理事会や理事会への出欠状況は、平成 28（2016）年度理事会・評議員会開催状況【資料 F-10】により適切であることが確認できる。

⑤ 校園長会議（寄附行為施行細則第7条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関する重要方針の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で校園長会議が置かれている。同会議は、校園長会議規程【資料3-4-1】に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園長、法人本部事務局長、その他議長が必要と認めた者から構成され、原則月1回以上、定期的に開催されている。大学関係者では、学長、副学長、学部長、事務長、部長が出席している。会議の議題、出欠状況は、校園長会議議事録により、適切であることが確認できる。

校園長会議の審議事項等は、校園長会議規程に次の通り定められている。

- ・学園の基本方針の下に、学園運営の全般的な施策について協議・分析・立案に係る事項
- ・円滑な学園運営の実施に関して、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

⑥ 教頭会議（寄附行為施行細則第8条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関して実務上の課題の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で教頭会議が置かれている。同会議は、教頭会議規程【資料3-4-2】に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園の副学長、教頭、法人本部事務局長、その他議長が必要と認めた者から構成され、原則月1回以上定期的に開催している。大学関係者では、部長、次長が出席している。

教頭会議の審議事項等は、教頭会議規程に次の通り定められている。

- ・理事長指示事項、校園長会議協議事項等の円滑なる実施について各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営の実務上の諸問題について協議・分析・立案を行い、別途定める校園長会議への諮問に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

このほか、法人本部事務局長の主催で各所属の事務担当者をメンバーに毎月1回事務連絡会議【資料3-4-3】を行っており、情報の共有とコミュニケーションの円滑化を図っている

本学は幼稚園から大学まで擁する総合学園の一端を担う小規模な大学で、理事長と学長、法人本部事務局と大学事務室がコミュニケーションを密にして管理・運営全般を行っている。組織の各レベルにおいて、円滑かつ効果的に会議や打ち合わせが実施されていることが、各種規程や議事録で確認できる。大学の運営に関する意思決定や、その伝達・執行は適切であることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料3-4-1】校園長会議規程

【資料3-4-2】教頭会議規程

【資料3-4-3】事務連絡会議規程

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人および本学の管理運営については、事務組織・事務分掌規程【資料 3-1-2】と大学事務室運営規程【資料 3-1-3】に基づいて行われる。

「学校法人四條畷学園寄附行為」で 1 号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の教学部門の最高責任者であるとともに、理事会および常任理事会に出席することで、管理部門と教学部門との連携を図る役割を担う。理事会および常任理事会で審議、決定された重要決定事項については、学長を通じて教授会に伝達され、学部長、学科長、および専攻長から各々の会議を通じて大学の全教員に速やかに周知される。

一方、法人本部事務局主催の校園長会議、教頭会議を通じて、事業計画や事業報告、予算、決算等管理運営に関する重要事項についての協議が行われるが、会議の参加者である事務長もしくは部長、次長は、教授会や学部会議等において内容を報告することで、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図る仕組みになっている。

さらに、平成 28（2016）年 2 月には、大学の教学部門と法人本部事務局の管理・運営部門の意思疎通、および連携を一層強化するために大学・法人本部連携会議【資料 3-4-4】を設置している。平成 28（2016）年 4 月からは、原則として毎月 1 回、定例会議を開催している。

このように、各種管理規程および議事録の確認により、法人および大学の管理運営機関の相互チェックと、ガバナンスは適切に機能していることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-4-4】大学・法人本部連携会議規程

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

3-3-②に述べたように、学部長が議長となり毎月開催する学部教授会【資料 1-3-8】、学部長が主催して毎週開かれる学部会議（リハビリテーション学部）、学科長が主催して毎月開催する学科会議（看護学部）において、学長が決定した方針を教職員に伝えている。すなわち、学長はリーダーシップを十分発揮できる体制が整っている。一方、これらの会議において教職員が自由な発言を行い、その意思は十分に学長に伝わっている。また、学長は小規模大学の利点を生かして上記会議に出席することも多く、直接教職員からの意見を聞く機会も多い。すなわち、ボトムアップも十分である。

さらに、リハビリテーション学部と看護学部が 2 ヶ月に 1 回合同で開催する四條畷学園大学運営協議会【資料 1-3-9】、さらに大学と法人本部との意思疎通をはかる大学・法人本部連携会議【資料 3-4-4】などで学部間、大学と法人本部との間の意思疎通も十分に行われている。特に大学・法人本部連携会議には、理事長、副理事長、事務局長も参加し、自由な意見交換が行われており、大学、法人間の意思疎通、リーダーシップとボトムアップによる大学運営の調整はバランスよく機能している。

また、毎年年初、理事長から、「年頭の挨拶」【資料 3-4-5】が、学内グループウェアである e-school を通じて全教職員に発信される。さらに、年度初めの全学教職員会議では、前年度実績や今年度計画などが全教職員に説明されている【資料 3-4-6】。今年度計画は、あらかじめ教職員からの意見を収集しそれらを十分に反映させたものとなっており、この点でもバランスのとれた運営が行われている。

このように、大学の運営に関する意思決定は、理事長や学長のリーダーシップと教職員からのボトムアップが、バランスよく機能していると認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-4-5】平成 29 年「年頭の挨拶」

【資料 3-4-6】平成 29 年度全学教職員会議資料

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模大学である。その利点は、ガバナンスの浸透や相互チェック、リーダーシップとボトムアップなど、学長と教職員の関係はもちろん法人本部事務局との連携も難しくないことがある。ただし、キャンパスが二ヶ所に分かれている点で、相互のコミュニケーションに時間がかかる場合もある。今後は、電子会議システム等の一層の活用により、連携力の強化を図っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

教職員の採用手続きは、教職員採用規程【資料 2-8-3】に明文化している。ただし、これは採用時における最低限のルールを定めたもので、採用の可否判断は、“人物本位”である。

人事評価制度では、事務職員の評価方法を四條畷学園事務職員人事評価規程【資料 3-5-1】に定め、給与制度と併せ平成 28（2016）年度から運用を開始している。大学教員も平成 28（2016）度から評価制度【資料 2-8-5】の運用を開始した。

学園内、大学内の事務執行の組織、職制、職務分掌については、それぞれ事務組織・事務分掌規程【資料 3-1-3】、大学事務室運営規程【資料 3-1-4】に規定している。

その組織は、事務組織・事務分掌規程の「別図 1」事務組織図の通りで、責任と権限は、事務組織・事務分掌規程の第 2 条および同規程の「別図 1」に記載の通りである。

採用、昇給昇格、組織、職制、職務分掌は、各種規程に明記され、その権限や責任も明確になっている。大学事務室は、両学部とも、学生数相応のコンパクトな体制で運営され

ており、職員一人ひとりが幅広いスキルを身につけ、多様な業務を行っている。組織の編制、事務職員の配置など、執行体制は適切である。

《エビデンス資料》

【資料 3-5-1】四條畷学園事務職員人事評価規程

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

職員の採用は教職員採用規程【資料 2-8-3】、昇任は四條畷学園事務職員人事評価規程【資料 3-5-1】に基づく。

法人全体および本学の管理体制を組織図で示すと、【資料 3-1-2】の「別図 1」のようになる。

事務長が大学に係る所管業務一切を主管し、部長、次長、および主査が分掌事務を主管することになっている。

また、大学事務室の 6 課 1 係の職務分掌については、以下の通りである。

教務課は、大学の教務に関する次の事務を分掌する。

- (1) 教育課程、時間割の編成および教室の配置等に関すること。
- (2) 実習等に関すること。
- (3) 入学、卒業、休学、復学、退学、除籍、転学等学籍に関すること。
- (4) 試験、成績、単位取得等に関すること。
- (5) 各種証明書（在学、卒業見込、卒業証明書等）の発行等に関すること。
- (6) 聴講生、研究生に関すること。
- (7) その他教育の企画に関すること。

学生課は、大学の学生に関する次の事務を分掌する。

- (1) 各種証明書（学生証、学割証明書等）の発行に関すること。
- (2) 育英資金、奨学金の取扱いに関すること。
- (3) 学生教育災害傷害保険の取扱い、学生の健康管理、下宿の紹介等に関すること。
- (4) 学生の掲示、出版物等に関すること。
- (5) その他学生の福利に関すること。

入試課は、大学の入試に関する次の事務を分掌する。

- (1) 学生の募集、入学試験等に関すること。
- (2) 学生の募集情報収集、渉外等に関すること。

就職課は、大学の就職に関する次の事務を分掌する。

- (1) 学生の就職相談、就職先の斡旋等に関すること。
- (2) 学生の就職情報収集、渉外等に関すること。

庶務課は、大学の庶務に関する次の事務を分掌する。

- (1) 大学の諸行事に関すること。

- (2) 教授会、その他の会議に関すること。
- (3) 官公庁に対する申請、届出、報告等に関すること。
- (4) 文書の接受、送達、保管に関すること。
- (5) 固定資産・物品の購入、補修、管理等に関すること。
- (6) 教職員の研修、福利厚生等に関すること。
- (7) 人事、経費その他の学内申請等に関すること。
- (8) 学校納付金、各種証明書手数料、諸費の徴収等に関すること。
- (9) 学校納付金の減免、および徴収猶予等に関すること。
- (10) IR（インスティテューション・リサーチ）に関すること
- (11) その他、各課の分掌に属しない事項に関すること。

広報課は、大学の学生募集等の広報に関する次の事務を分掌する。

- (1) 学生募集広報に関すること。
- (2) その他学生募集活動等に関すること。

図書館事務係は、図書館の管理運営に関する事務を分掌する。

管理職は、規模相応の少人数ながら、職務分掌その他の規程でその役割を明確化することにより、有効な管理体制を構築している。両学部が離れた立地にあることも、隔月で開催する大学運営協議会【資料 1-3-9】において課題を共有しながら、緊密な連携を図ることで克服している。総じて、大学における管理体制およびその機能に問題はないことが認められる。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

新規採用の教職員に対しては、毎年 4 月の入園式後、理事長から、本学園の建学の精神や新人職員に期待することについて説明があり、法人本部事務局の人事担当者から、就業規則を始めとする規則やルールについて説明されている。

実務担当者には、日本私立大学協会や日本私立大学振興・共済事業団など、外部主催の研修に積極的に参加させることで、実務知識の修得による能力向上に努めている。また、大学主催の公開講座や学校法人傘下の各校園が主催する講演会も開催されており、教職員に出席を推奨している。また、本学では、独自の自己研鑽奨励手当【資料 3-5-2】を設け、教職員が積極的に自己啓発に取り組むことを促進している。

平成 27（2015）年度には、四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程【資料 2-6-5】を策定し、SD の企画、情報収集など、事務職員を中心とした職能開発について計画的・組織的に進めていくことを定めている。外部の研修会参加や研修会実施記録を学内ネットワーク上にファイルとして保管し、職員個々人が必要に応じてアクセスすることで、内容を確認し、学習もできる仕組みにしている。【資料 3-5-3】

また、平成 28（2016）年度には、課長職以下の本務事務職員に対し人事評価制度【資料 3-5-1】を導入している。被評価者が設定する目標には、資格取得や研修会参加など自己啓発項目を必須としており、職員個々人の能力向上には、積極的に取り組んでいる。

大学の事務組織は、学生数相応の少人数体制で運営している。事務室では、両学部の重要なポストに他大学の実務経験者を採用・配置することで、募集広報や教務管理など、体制の革新と強化を図っている。大学が、将来とも質の高い教育機関として発展していくために、職員の職能開発に向けた SD 計画の実施・管理体制は、整えられつつある。併せて、給与制度とリンクする人事評価制度の創設により、職員の職能向上に計画的・組織的に取り組んでいることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-5-2】四條畷学園自己研鑽奨励手当

【資料 3-5-3】出張（研修）報告書、校園別出張（研修）報告書一覧、SD 研修会実施報告書

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

業務執行体制は滞りなく機能しているが、一段の事務効率化や堅確化は常に求められる。その手法も日々進化しているため、職員にもさらなる資質向上が必要になる。SD の重要性を教職員が共有し、一体となってさらなるレベルアップを図って行く。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人四條畷学園は、平成 28（2016）年度、創立 90 周年を迎えるにあたり、四條畷学園 長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan 【資料 1-3-3】および四條畷学園 中期計画 【資料 3-6-1】を策定した。年度予算は、この中期計画を基本に、計画後に発生した特殊要因を加味して編成している。平成 29（2017）年度予算は、平成 28（2016）年 12 月迄に各校園と法人本部事務局が協議した結果をベースに、事業計画と予算案を策定する。事業計画 【資料 F-6】と予算案 【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】は、平成 29（2017）年 3 月の評議員会に諮問、理事会の承認を経て最終的に決定されている。大学もこのルールに従つて、毎年の事業計画 【資料 F-6】を立てる。全ての支出事項は、インターネット上の経費管理システムを通じて、法人本部事務局の事務局長を経由して理事長まで回付、承認される仕組みになっているため、安易な臨時支出は出来ない仕組みになっている。また定例の支出以外で 20 万円を超える出費については、事前に理事長宛稟議し、決裁承認を得るルールがあり、個々の予算執行も厳正にチェックされている。予算策定期には予測されなかつた状況が発生した場合には、補正予算を組み、評議員会に諮問し、理事会の承認を得ることで、予算執行の透明性を確保している。

学校法人四條畷学園の年度予算は、長期ビジョン・中期計画 SG90-100 Plan、中期計画およびこれに基づく「アクションプラン」をベースに策定されている。予算策定には、適切なステップを踏むことが明確化され、その執行も適切に管理されている。

《エビデンス資料》

【資料 3-6-1】四條畷学園中期計画

【資料 3-6-2】平成 29 年度予算（案）について

【資料 3-6-3】平成 29 年度予算原案

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人四條畷学園の平成 29(2017)3 月末における金融資産総額は 3,884 百万円である。

要積立額と金融資産の推移は、【表 3-11】の通りであり、借入金や学校債の発行はない。

金融資産運用は、資産運用規程【資料 3-6-4】に基づいて運営している。運用対象は、この規程により、信用リスクや為替リスクを排除した安全性の高いものに限定されており、高格付の円建社債や元本確保型の投資信託、円預金等になっている。大学および法人全体における消費収支計算書関係比率、事業活動収支計算書関係比率の推移は【資料 3-6-5】の通りである。学校法人における過去数 5 年間の貸借対照表関係比率は、看護学部と幼稚園学舎の新築に伴い諸比率とも低下傾向にあったが、平成 28 (2016) 度決算以降、金融資産残高も増加に転じ、前受金保有率、積立率とも改善に転じている【資料 3-6-6】。学校法人・大学単体とも、看護学部新設に伴い、経常収支差額は、複数期に亘ってマイナスになっているものの、その額は減価償却額の範囲に留まっており、看護学部の学年進行に伴い縮小する方向にある。借入金等の外部負債は無く、低下傾向にあった前受金保有率、積立率とも回復基調に戻つており、貸借対照表の諸比率は経営に懸念のある状況にはない。大学の規模が小さく、学部開設間もない本学においては、同系統大学法人に比べ教育研究経費率も抑制的に運営している。学校法人を取り巻く厳しい環境を見据え、来年度以降も収支の改善状況を注視する必要はあるものの、学校法人の長期運営に懸念が生じる状況にはない。また、外部資金の導入については、経常費経費補助としての「一般補助」および「特別補助」への取組みはもとより、毎年実施される、私立大学改革総合支援事業【資料 3-6-7】による経常費、設備費および施設費の重点的支援が獲得できるよう、特にタイプ 1 「教育の質的転換」の諸条件に対して対応すべく学内改革を推進させている。

以上のように、本学の財務基盤、収支バランスは確保されている。

《エビデンス資料》

【資料 3-6-4】資産運用規程

【資料 3-6-5】消費収支計算書および事業活動収支計算書関係比率の推移

【資料 3-6-6】貸借対照表関係比率の推移

【資料 3-6-7】平成 28 年度「私立大学等改革総合支援事業」選定結果に係る内示について

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の財務基盤及び収支バランスは確保されているが、少子化の進行や私学に対する補助金の減額など、今後は経営環境が一段と厳しさを増すと認識している。本学も人員構成や配分方法の見直し等により、人件費を中心とした経費の見直しを更に進めつつ、経営改善による補助金の増額、競争的研究資金の獲得などにより、財務基盤のさらなる強化に努める方針である。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、私立学校振興助成法第十四条第一項に定めるところに従い、文部科学省令で定める学校法人会計基準に従って行われている。学校法人では、学校法人四條畷学園寄附行為第 30 条に基づく、経理規程【資料 3-7-1】や経理規程施行細則【資料 3-7-2】に従って、適切な会計処理を行ない【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】【資料 3-7-5】【資料 3-7-6】、貸借対照表、収支計算書、およびその他の財務計算に関する書類、すなわち計算書類【資料 F-11】を作成している。予算の執行は、文書取扱規程【資料 3-7-7】、および職務権限規程【資料 3-3-3】に基づき、支出額が 20 万円以上の場合、稟議書を起案して理事長の承認を得ることになっている。また、毎月、法人本部事務局から各校園に予算実績対比表【資料 3-7-8】を送付し、進捗状況を確認させている。

計算書類、理事会議事録、評議員会議事録の記載内容から、学校法人会計基準に基づいて、適切な会計処理を行なっていることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 3-7-1】 経理規程

【資料 3-7-2】 経理規程施行細則

【資料 3-7-3】 固定資産及び物品管理規程

【資料 3-7-4】 固定資産取り扱いルール

【資料 3-7-5】 固定資産取得に関する取り扱いについて

【資料 3-7-6】 固定資産実査マニュアル

【資料 3-7-7】 文書取扱規程

【資料 3-7-8】 予算実績対比表

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、私立学校振興助成法第十四条第三項に定めるところに従い、「計算書類」について、監査法人による会計監査を受けている。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

また、寄附行為第 7 条に記載の通り、私立学校法第三十七条第三項に定めるところに従い、監事による業務監査ならびに財産状況の監査を受けている。会計年度終了後には、監査法人と監事、理事長以下、法人事務局関係者により、監査報告会を開催している【資料 F-10】【資料 F-11】【資料 3-1-10】。監査報告書に基づいて意見を取り交わすことで、監査で指摘された問題等をより的確に把握する場として、監査の有効性を高めている。また、平成 27（2015）年度には学校法人の内部管理を補強し、また非常勤監事の監査をサポートできるよう法人本部事務局内に内部監査担当部長を配置している【資料 3-1-7】【資料 3-1-9】。

以上のように、監査結果概要報告書【資料 3-1-12】、監査報告書【資料 F-11】、学校法人の会計監査は適切な方法で、厳正に実施されていることが認められる。（

（3）3-7 の改善・向上方策（将来計画）

前述の体制から、会計処理とその監査体制は適切であると判断している。今後ともこれらの体制を維持・向上していく。また同時に講習会、研修会への参加等により、関連する職員の能力向上を図っていく。

[基準 3 の自己評価]

経営の規律と誠実性は、各種規程や公表されている財務情報により、適切であることが確認できる。理事会の機能や学長のリーダーシップ、大学および学園内のコミュニケーションとガバナンスも、各種規程や議事録の確認により、大きな問題はないことが確認できる。業務執行体制は、大学の規模相応のコンパクトな陣容ながら、SDへの取組も含めて、有効に機能している。財務基盤では、平成 27（2015）年度の大学看護学部新設にともない積立率（要積立額に対する運用資産の割合）の低下がみられる。看護学部の学年進行による収支の変化や、総人件費率など、今後の推移に注意を要する部分を残しているが、教育活動資金収支差額はプラスを維持しており、貸借対照表の諸比率も、直ちに経営に関する懸念が生じるレベルにはない。また、各種帳票・報告書等により、会計処理や監査は、適切であることが確認できる。

これらのことから、基準 3 は、総じてバランスが取れていると評価できる。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

«4-1 の視点»

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学学則【資料 F-3】は第 1 条（理念・使命）に、四條畷学園の建学の精神、使命ならびに教育理念「人をつくる」を明示し、かつ 2 項（目標）には各学部の具体的な教育目標を箇条書きで掲げている。この第 1 条に対し、第 2 条（自己評価等）には自己点検・評価に関する規定を設け、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その改善・充実に努める。」と記載している。このように本学固有の使命・目的に即した自己点検・評価を行うことを学則上も明確に定めており、実際の点検・評価の活動においても当規定に従い、本学固有の使命・目的に沿って計画された毎年度の事業計画の実施状況を年度末に点検・評価する自主的・自律的な活動として、継続的に実施されていると認識している。なお、具体的な実施方法などの詳細は以下に述べる。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

大学創設時に開設したリハビリテーション学部においては、自己点検・評価の実務に関して、平成 21（2009）年度に設置した自己点検・自己評価委員会【資料 4-1-1】を中心として点検・評価活動を実施してきた。具体的な内容として日本高等教育評価機構が定める評価基準を準用している。その評価対象項目は①建学の精神・大学の基本理念および使命・目的、②教育研究組織、③教育課程、④学生、⑤教員、⑥職員、⑦管理運営、⑧財務、⑨教育研究環境、⑩社会連携、⑪社会的責務など教育、研究および運営に亘る全般に及んでいる。これらに加えて大学独自の評価基準として「地域・社会貢献」を設定している。

平成 28（2016）年度のリハビリテーション学部における委員会体制としては、学部長を委員長とし、理学療法学・作業療法学の各専攻長を含む 7 名の教員と大学事務室の事務長によって構成されている【資料 4-1-2】。なお、点検・評価に関する年間を通じた具体的なプロセスは次の通りである。リハビリテーション学部では原則週次で専攻長を中心とした専攻会議を開催し、さらに、専攻会議に統一して同一日に学部長を中心に理学療法学専攻、作業療法学専攻の助教から教授まで参加する学部会議を開催し、それぞれの専攻会議から上がってきた課題のうち、学部単位で対応しなければならない課題について検討している。また、学部の各種委員会からの報告事項も当会議にて適宜報告が行われており、自己点検・自己評価委員会の活動に関する事項も当会議の議題の一つとして取り扱っている。自己点検・自己評価委員会の委員は学部会議のメンバーとなっているため、委員は自己点検・評価

に関する事項の報告内容をタイムリーに把握できることや、委員以外の教職員に必要な情報の確認を迅速に行えるなどのメリットがあり、点検・評価の実務を行う前提としてこれら会議への出席は効率的かつ効果的に機能している。このように年間を通じて報告・議論をされてきた事項を踏まえ、毎年度末に評価基準に照らし合わせて、委員主導で当学部に関する自己点検・自己評価に関する結果をまとめている。

一方、平成 27（2015）年 4 月に開設した看護学部においても、前述の学則第 2 条に基づいて、開設と同時に看護学部としての自己点検・自己評価委員会を発足させており、平成 28（2016）年度の委員は学科長を委員長として学科長以外の 3 名の教員と 1 名の事務職員により構成されている【資料 4-1-3】。なお、評価基準・評価対象項目の大枠は大学機関別認証評価に準じており、リハビリテーション学部とほぼ同様であるが、自己点検・評価の具体的なプロセスについては、学部毎の状況の違いからリハビリテーション学部とは異なっている。看護学部においては、学部長・学科長を含む全教員が出席する月次の学科会議で学部・学科における課題や各種委員会が担当する内容が報告され、議論されている。加えて、学部長、学科長と学部付の主要事務職員の間で週次に定例の打合せを実施し、数々の課題について教職員間での情報共有・意思疎通を行い、迅速性が要求される課題等への対応を行っている（3-3-①（3）参照）。自己点検・自己評価委員は、これらの会議や打合せの内容を踏まえつつ、平成 28（2016）年度中に自己点検・自己評価委員会を 10 回開催して、点検・評価の観点で計画の策定、進捗の管理および点検内容の検討や確認を実施した。このようなプロセスにより当学部においても、年間を通じて自己点検・評価に関する活動が、実質的、効率的、効果的に実施されていると認識している。また、年度末にはリハビリテーション学部同様、委員主導で評価基準に照らし合わせて、看護学部としての自己点検・自己評価の結果をまとめている。

なお、看護学部新設以前は、大学としての報告をリハビリテーション学部の委員会主導でまとめていたが、看護学部が新設された平成 27（2015）年度以降の事業活動に関しては、リハビリテーション学部と看護学部の各学部の委員会主導で実施した自己点検・評価の結果に、財務状況など法人本部が主体となる部分を加えて、大学全体として 5 月 1 日基準の「自己点検報告書」を副学長が中心となってまとめ、学長・理事長の承認を得て、ホームページ上に公開している【資料 4-1-4】（印刷版の自己点検報告書については 4-1-③に記述）。副学長は平成 29（2017）年度に受審予定の大学機関別認証評価に関して認証評価受審体制【資料 4-1-5】の統括責任者であり、報告書をまとめにあたっては、平成 28（2016）年 4 月に学内での情報共有を目的に設けられた大学・法人本部連携会議【資料 4-1-6】の場を利用して、大学全体としての自己点検・自己評価結果を学長を始めとする学内幹部教職員に最終的に確認した。以上述べたように、学部の状況によって具体的な運営方法には違いがあるものの、両学部とも自己点検・自己評価委員会の体制およびこれに基づく活動については、①学部長又は学科長が委員長となっているためリーダーシップを十分發揮できること、②事務長を始めとする幹部事務職員も活動に加わり法人本部とも連携していること、③委員が年間を通じた週次や月次の会議等での報告・議論に頻繁に関わっており、具体的で詳細な内容を把握していること、④認証評価を念頭に設置された評価基準に従い、点検・評価の観点で客観的に評価していること、⑤大学全体としてまとめられた点検・評価結果が学長を始めとする学内幹部教職員に最終的に確認された上で情報公開されていること。こ

これらの理由から本学の自己点検・評価体制は実効性を持って適切に運営されていると評価している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

前述の通り、自己点検・評価は、毎年度自己点検・自己評価委員会の委員主導で実施され、その結果は、毎年5月1日基準で報告書としてまとまり次第自己点検報告書として、大学のホームページに掲載することによって公表されている【資料4-1-4】。大学機関別認証評価は7年以内毎の受審であり、中期計画は3年で策定しているが、本学の自己点検・評価のサイクルは、これらのサイクルに合わせるのではなく、従来1年単位で実施している。これは毎年度単位で自己点検・評価を行い、結果を対外的に公開することによって、機動的かつきめ細かい対応が実施できると考えており、ガバナンスの観点やリスク管理の観点からも、適切な周期であると評価している。

なお、自己点検報告書の平成28(2016)年度版【資料4-1-7】より、報告書の評価基準日と評価対象期間の関係を評価機構に提出する自己点検評価書の基準に合致させたため、従来の本学基準で作成した平成27(2015)年度版と新基準の平成28(2016)年度版とは、基準日が異なるのみで、評価対象期間が完全に重複することとなった(表4-1-1)。この結果、両者の記載内容がほぼ同一となり、閲覧者に誤解を与える可能性が大きいため、平成27(2015)年度版は作成はするが、ホームページ上に公開しないこととした。但し、評価対象期間の連続性の観点においては、評価の対象から除外された期間は無く、情報公開の観点での問題は無いと考えている。

表4-1-1 自己点検報告書の公開

自己点検報告書の名称	評価基準日	評価対象期間	備考
平成26(2014)年度 自己点検評価書	平成26年 5月1日	自：平成26年4月 至：平成27年3月	対象学部はリハビリテーション学部のみ
平成27(2015)年度 自己点検報告書	平成27年 5月1日	自：平成27年4月 至：平成28年3月	リハビリテーション、看護の各学部単位で分冊 ＊ホームページ非公開 ＊名称を評価書から報告書に変更(以降同様)
平成28(2016)年度 自己点検報告書	平成28年 5月1日	自：平成27年4月 至：平成28年3月	リハビリテーション、看護の両学部分を合冊(以降同様) 評価機構へ提出する「自己点検評価書」と同一基準
以降平成28(2016)年度 自己点検報告書に準ずる			

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

看護学部が新設されてから2年を経過したところであり、この2年間の自己点検・評価の体制としては、リハビリテーション学部、看護学部双方が自己点検・評価委員会の運営を

独自の方法で実施し、大学全体としての取り纏めと最終的な確認は「認証評価受審体制」の統括責任者である副学長が大学・法人本部連携会議【資料 4-1-6】の場を利用して調整を行う形態で運営してきたが、認証評価受審後に関しては、平成 29（2017）年 3 月に新たに組織された大学全体の「自己点検・自己評価委員会」を中心に、両学部の運営方法の見直しも含め、より効率的・効果的な運営を目指す。

《エビデンス資料》

【資料 4-1-1】四條畷学園大学自己点検・自己評価委員会規程

【資料 4-1-2】平成 27・28 年度 校務分掌（平成 28 年 4 月 1 日付）

【資料 4-1-3】平成 28 年度 看護学部各種委員会等名簿

【資料 4-1-4】大学ホームページ <http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/> 情報公開/自己点検報告書

【資料 4-1-5】大学機関別認証評価受審体制

【資料 4-1-6】大学・法人本部連携会議規程

【資料 4-1-7】平成 28 年度自己点検報告書

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-1 で記載した通り、リハビリテーション、看護の両学部における自己点検・自己評価委員会の活動は、年間を通じて継続的に実施されているが、毎年度末に実施している「自己点検・評価報告書」に関するまとめは、同じく毎年度末に作成される事業報告書【資料 F-7】に記載の数字や活動実績等および記載の根拠となったより詳細な数字や活動実績等のエビデンスに基づいて実施している。事業報告書は理事会承認後に四條畷学園ホームページに掲載して公開されるものであるが、毎年の重点取組事項、教育内容・水準の充実、研究活動の充実、教育・研究設備、社会貢献・文化活動の推進、生徒・学生など募集対策、就職支援、その他の項目にわたって、学内・園内で収集・調査したデータと事実に基づいて詳細に記述されており、透明性の高い自己点検・評価のエビデンスとして有用である。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査やデータの収集・分析は、従来リハビリテーション、看護の各学部の各種委員会を主体として、教員並びに当該学部を専任で担当する事務職員を中心に実施しており、前述の通り、各学部の会議等で「自己点検・自己評価委員会」の委員に報告され

ているが、これに加えて平成 28（2016）年 4 月からは、学部専任ではなく、両学部を横断的に担当する事務室の役割として、新たに広報および IR に担当者を配置した【資料 4-2-1】【資料 4-1-6】【資料 4-2-2】。この結果、学生募集に関するデータの収集・蓄積や各学部に分散していた各種データの統合が可能となり、徐々にではあるが、新たな視点での分析も行い、「自己点検・評価委員会」の委員を含む学内関係者に還元する活動を行いつつある。平成 28（2016）年度の具体的な事例としては、就職委員会や学生委員会と IR が連携し、就職先へのアンケート調査【資料 4-2-3】や学生生活実態調査【資料 4-2-4】の集計・分析を行って、学部の会議で報告をしたり、広報と IR が連携して学長や理事長を含む学園経営層、管理職に対する学生募集に関するレポート【資料 4-2-5】を作成・報告したり等の活動実績がある。

以上を踏まえ、本学全体としての、現状把握力・データ分析力は以前に比べて向上していると自己評価している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

4-1 でも述べた通り、毎年度の自己点検・評価の結果については、「自己点検報告書」としてまとめられ、前述の通り、大学ホームページに掲載され、一般に公表されるが、併せて学内イントラネット等を経由して学内にも共有されている。これに加えて、前述の通り、平成 28（2016）年度からは、学内での情報共有を目的に設けられた大学・法人本部連携会議にて、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長らの教員、事務長を筆頭とする大学の幹部事務職員、さらに理事長、副理事長、事務局長らの法人本部幹部の間で情報共有をし、最終的な評価結果の確認および改善状況の確認を実施している。

なお、平成 27（2015）年度 自己点検報告書に限り、ホームページで公開しない理由は、4-1 に記載の通りである。

以上のことから、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表については適切に実施できていると考えている。

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR の主要活動である現状把握のための調査、データの収集と分析に関しては、さらなる充実を目指して、データ収集対象範囲の拡大、分析レポートの継続的な発行を行う。

《エビデンス資料》

【資料 4-2-1】平成 28 年度以降の大学・短大の広報体制（案）

【資料 4-2-2】四條畷学園大学 IR 運用要領

【資料 4-2-3】就職先アンケートの結果報告

【資料 4-2-4】2016 年リハビリテーション学部 学生実態調査アンケート結果

【資料 4-2-5】2017 年度入試出願者と 2016 年オープンキャンパス/ウィークデイキャンパス
スピジット参加者との関連性について

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

4-1 および 4-2 で述べた通り、毎年度の事業報告書に記載の数字や事柄並びに記載の根拠となったより詳細な数字や活動実績等を根拠に、大学機関別認証評価に準じた評価基準で実施した自己点検・評価によって毎年度のサイクルで「自己点検報告書」を作成している。この結果、当該年度に取り残された課題が明確になり、その課題と解決策あるいは改善策を次年度の事業計画へ反映させることによって PDCA サイクルの基本的な部分は形成されていると考える。事業計画策定の具体的なプロセスとしては、各学部の教授会やテーマ別の各種委員会での検証・検討を踏まえ、最終的に学長、副学長、学部長、学科長、専攻長で構成される四條畷学園大学運営協議会【資料 4-3-1】にて内容が確認されているが、4-1 で述べた通り、運営協議会の全てのメンバーは自己点検・評価の活動に深く関わっており、事実に基づいた有効で適切な確認が行われている。さらに、平成 28（2016）年度からは、教員に加えて、事務長を始めとする大学幹部事務職員、理事長を始めとする法人本部幹部が一同に会する前述の大学・法人本部連携会議においても情報共有をしている。なお、これらの会議は月次あるいは隔月にて開催し、年間を通じて課題解決・改善のための進捗実績の確認や期限内目標達成に向けての議論等を実施しており、各部署に対してアクションの実施を促すチェックの役割として有効に機能している。

さらに、平成 28（2016）年度は本学 90 周年を機に策定された長期ビジョンとそれに基づく中期計画【資料 1-3-3】の初年度であり、事業計画書【資料 F-6】もホームページに公開している。事業報告書、自己点検報告書を含むこれら 3 つの年次の公開資料を通じて、中期計画達成に向け、透明性をもって年度単位の PDCA サイクルを回して行くことができるを考えている。

なお、前述の通り事業計画・自己点検報告とも、各学部単位および法人本部に分けられて作成されて結果をまとめるというプロセスであり、大学全体と各学部単位の PDCA サイクルは整合性を持って回転している。以上のことから、自己点検・評価の結果活用のための PDCA サイクルの仕組みは、本学全体として確立しており、有効に機能していると評価できる。

《エビデンス資料》

【資料 4-3-1】四條畷学園大学運営協議会規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

基本的な PDCA サイクルの仕組みは出来ているので、中期計画の達成に向けて、毎年度の進捗管理を着実に実施していく。

[基準4の自己評価]

昨今の大学における教育環境の目まぐるしい変化の中で、将来にわたって大学の使命、目的を果たしていくためには、現状の把握と将来動向の正確な予測が必要である。そのためにも適切な自己点検・評価を誠実に実施し、有効に活用する必要がある。この点に関して、本学における自己点検・評価は、その目的、体制、周期等に関して、従来適切であったと考えている。

しかしながら、平成27（2015）年度における看護学部の開設によって、複数学部を有する大学となったことは本学にとって大きな変革であったため、それ以降組織や運営形態の見直しを行い、事務要員の補充や事務体制の変更、新たな会議の創設などを含む体制の整備を実施した。

その結果、複数学部の初年度である平成27（2015）年度には、報告書の形式変更や自己点検・評価の体制を整備するのに若干時間を要したが、平成28（2016）年度においては、これらの課題も解決し、自己点検・評価の誠実性や有効性に関する項目についても改善が図られた結果、現時点においては全体として評価基準4は満たしていると評価している。

但し、将来にわたって本学の社会的役割を十分に果たしていくために、環境の変化に対して迅速で適切な対応ができるよう今後も適切で有効な自己点検・評価を実施していく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1 地域・社会貢献

«A-1 の視点»

- A-1-① 市民講座や公開講座の開催
- A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣
- A-1-③ 実習施設への講師派遣
- A-1-④ 各種委員等による社会貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 市民講座や公開講座の開催

平成 28（2016）年 7 月 2 日リハビリテーション学部、看護学部の共催による市民公開講座「いきいき生きる」を実施した。内容は看護学部教員による「ストップザ動脈硬化」およびリハビリテーション学部教員による「生活習慣病を防ぐ生活スタイル」がテーマであった。事前の広報活動として、市民広報誌（四條畷市）、ポスター作成と掲示【資料 A-1-1】：大東市役所、四條畷市役所、四條畷商店街、学園内掲示版、新聞折込ちらし（12,000 枚）を配布した。結果、一般 98 人、四條畷学園関係者、学生多数の参加があった。

平成 28（2016）年 10 月 15 日には、四條畷学園大学学術講演会を実施した。内容はリハビリテーション学部の教員による「リハビリテーションの未来」および看護学部教員による「看護の未来」であった。リハビリテーション学部卒業生、臨床実習指導者および学内教職員などおよそ 200 名近い参加者があった【資料 A-1-2】。

リハビリテーション学部では、開設以来四條畷市との連携の一環として「なわてふれあい商工祭り」へ参加してきた。これまで主としてリハビリテーションに関する啓発活動と作業療法学専攻の学生による革細工の体験を通じて作業療法に対する理解を深めるための取り組みがなされてきた。しかし平成 28（2016）年度は、入試と日程が重なったため展示参加のみとなつた。

平成 28（2016）年 12 月 3 日に近隣の自治体（大阪府、四條畷市、寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、交野市、東大阪市）ならびに各種団体（大東商工会議所、大東市教育委員会、大阪府中小企業家同友会大東支部、大阪府作業療法士会、大阪府理学療法士会、リハビリテーション工学協会、DAITO TIME）の後援を得て「介助犬のひろば実行委員会」主催で日本介助犬協会の会員である作業療法学専攻教員の協力のもとに四條畷学園短期大学清風学舎において「介助犬の広場 in 北河内」を開催した【資料 A-1-3】。

看護学部では、地域住民からのニーズに応える社会連携を目指し、地域のニーズ・要望を把握し、地域の住民がいきいき生活するための健康の維持・増進を目的に「畷学ラポール」を実施し、地域貢献活動を行なっている。具体的には四條畷商店街の高齢者総合福祉施設四條畷荘「いっぷくステーション」において、月 1 回程度の健康講座や個別相談を行っている。平成 28（2015）年の活動は表 A-1-1 の通りである。

表 A-1-1 平成 28（2016）年度畷学ラポール実施内容および参加者数

月日	参加数	実施内容	
4月 27日	8人	健康チェック ・血圧測定 ・肌水分チェック ・体組成計測等 ・健康相談 ・必要時パンフレットの配布	リラクゼーション 避難所での高齢者の健康管理（チラシ配布）
5月 25日	17人		養生訓に学ぶ健康法
6月 22日	13人		子育て今昔 昔の常識？今は？
7月 27日	8人		今さら聞けない薬の話
9月 28日	12人		女性が『あれ！？』と思うこと
10月 26日	6人		風邪の予防～あたりまえだけど大切な話～
12月 14日	9人		養生訓に学ぶ健康法 パート2 ～冬の養生編～
1月 25日	13人		見逃すな！脳梗塞の前兆
3月 22日	12人		便秘解消と予防

大学コンソーシアムと連携して中学生および高校生を対象にセミナーや模擬授業を行っている。中学生向けのセミナーとして、リハビリテーション学部より「リハビリテーションとは！？」その魅力に迫ってみよう！」、看護学部より「聴診器を使ってからだの中の音を聞いてみよう」の2コマを担当した【資料 A-1-4】。また、大阪府下の高校を対象にリハビリテーション学部 10 校、看護学部 9 校で模擬授業を実施した。

A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣

平成 29（2017）年 3 月 15 日から 17 日にオーストリア共和国で開催された 2nd World Deaf Alpine Skiing Championships 2017 には、日本ろう者スキー協会よりメディカルスタッフの一員としてリハビリテーション学部の教員 1 名が随行し、優秀な成績結果に貢献した。

A-1-③ 実習施設への講師派遣

リハビリテーション学部では、「臨床実習施設サポートセンター」を設け、臨床実習施設からの講師依頼に対し、本学の教員を無償で派遣している。その主な内容は、1) 院内で行う勉強会への講師派遣、2) 院内職員が行う研究・学会発表等への相談・指導である。

また、臨床実習施設の新人職員教育およびその指導者のスキルアップに資するべく、年度初めに大阪府立男女共同参画・青少年センターに於いて「臨床理学療法セミナー」を開催・講師派遣し、臨床実習施設職員の多くの参加があり好評を得ている。平成 28（2016）年度の実績を【資料 A-1-5】にまとめた。これらることは臨床実習施設と「顔の見える関係」を築き、学生指導についてもより一層の連携を深めることに寄与している。看護学部では、大阪府看護協会および主な実習施設より依頼をうけ、リカレント教育を題材に講師を派遣することで実習施設との連携を強めている。また、大阪府看護協会との連携もできている。平成 28（2016）年度の実績を【資料 A-1-6】にまとめた。

A-1-④ 各種委員等による社会貢献

リハビリテーション学部では理学療法士・作業療法士の専門職教員に対する社会的要請に基づいた各種の取り組みがなされている。とりわけ介護保険法に基づいた介護認定審査会への委員派遣、障害者・障害児施設などにおける講演や指導、スポーツ傷害の予防やリハビリテーションに関する派遣などは他大学にはあまり例のない本学の特徴的活動といえる。その主なものを列挙すると天理市、交野市介護認定審査会委員、大阪市障害支援区分認定審査会委員、大阪府国民健康保険組合連合会介護保険給付費審査員会委員、大阪市障害者福祉・スポーツ協会理事、大東市バリアフリー基本構想協議会委員、大阪府作業療法士会会长、リハビリテーション教育評価機構（JCORE）評価委員などがある。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部は、高齢化社会におけるリハビリテーション需要の高まりによって病院・施設からの講師派遣などの要請が多い。臨床教育の場を拡大する意味もあって、出来る範囲の需要に応えていきたい。

看護学部は、四条畷駅のすぐ近くに立地する学部として、地域連携を推進し、社会評価される大学を目指すため、本学の物的・人的資源を社会に広く活用する努力は今後とも継続していく。また、実習病院との連携を図る意味も含め、施設や職能団体からの需要にはできるだけ応えていく。

[基準Aの自己評価]

大学が持つ本来の目的に、社会貢献が強調されるようになってきており、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献が求められている。本学では、医療専門職育成という、専攻分野における専門性を有し、幅広い教養を身に付けた人材を育成していくだけでなく、地域社会に対して地域のニーズを踏まえた教育研究を行なっていく必要がある。そこで、独自の基準として地域・社会貢献を挙げ、活動している。

本学の使命は、高度の科学性と技術性を備えた医療専門職を育成することにある。地域のニーズに応えた活動を行うことは、真に実践力を備えた専門職に必要な素養とは何かをより深く理解し、教育に生かすという点で、基準Aに掲げた地域・社会貢献を果たすということはよりもなおさず FD 活動の一環に連なるものである。

《エビデンス資料》

【資料 A-1-1】第15回 市民公開講座ポスター

【資料 A-1-2】四條畷学園大学学術講演会

【資料 A-1-3】介助犬の広場 in 北河内 ポスター

【資料 A-1-4】中学生向けのセミナー ポスター

【資料 A-1-5】平成28（2016）年度 臨床実習施設サポートセンター実績

【資料 A-1-6】平成28（2016）年度 実習指導関連病院講師派遣実績

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員および在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員および在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校および併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営および質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名および該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 (CAMPUS GUIDE2018)	両学部合冊
	2017 学部案内 リハビリテーション学部	
【資料 F-3】	2017 学部案内 看護学部	
	大学学則、大学院学則	
	四條畷学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 30 年度（2018 年度）入試 学生募集要項	両学部合冊
	平成 29 年度（2017 年度）入試 学生募集要項 リハビリテーション学部	
	平成 29 年度（2017 年度）入試 学生募集要項 看護学部	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2017（平成 29）年度 学生必携&履修の手引き リハビリテーション学部	
	2017（平成 29）年度 学生便覧 看護学部	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人 四條畷学園 平成 29 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人 四條畷学園 平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	四條畷学園大学 キャンパスマップ	
	四條畷学園大学 アクセスマップ	
	四條畷学園大学 キャンパスライフ キャンパスマップ（施設紹介）	
【資料 F-9】	法人および大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人 四條畷学園 規程一覧	
	四條畷学園大学 規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）および理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	資金収支計算書	
	消費収支計算書、事業活動収支計算書	
	貸借対照表	
	監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	リハビリテーション学部 シラバス	
	看護学部 シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	四條畷学園大学看護学部設置認可申請書	
1-1-2	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ 大学紹介/建学の精神・教育理念・教育方針：教育目標/3 つのポリシー：本学の特色	
1-1-3	四條畷学園創立 90 周年記念誌	
1-1-4	四條畷学園建学の思い	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
		資料なし
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	看護学部学科会議議事録	
1-3-2	FD (Faculty Development) 研修会等資料	
1-3-3	四條畷学園 長期ビジョン・中期計画 SG90-100Plan	
1-3-4	学位授与の方針（ディプロマポリシー）と教育課程（カリキュラム）の関係表	
1-3-5	理学療法学専攻カリキュラムマップ	
1-3-6	作業療法学専攻カリキュラムマップ	
1-3-7	リハビリテーション学部会議議事録	
1-3-8	四條畷学園大学教授会規程	
1-3-9	四條畷学園大学運営協議会規程	
1-3-10	四條畷学園大学スポーツ活動相談・指導室運用要領	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ 3 つのポリシー	
2-1-2	平成 29 (2017) 年度オープンキャンパスチラシ	
2-1-3	入試結果分析コメントを受けて次年度に向けた要望	
2-1-4	四條畷学園大学特待生規程	
2-1-5	平成 29 年度大学（リハビリテーション学部）事業計画	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	四條畷学園大学カリキュラム検討委員会規程	
2-2-2	世界作業療法士連盟 (WFOT:World Federation of Occupational Therapist) 基準	
2-2-3	四條畷学園大学入試委員会規程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	四條畷学園臨床心理研究所規程	
2-3-2	ICP のしおり	
2-3-3	大学生活支援カード	
2-3-4	四條畷学園大学教務委員会規程	
2-3-5	四條畷学園大学学修支援室利用要領（リハビリテーション学部）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
	資料なし	
2-5. キャリアガイダンス		

【資料 2-5-1】	リハビリテーション学部 実習ガイドブック	
2-5-2	四條畷学園大学就職委員会規程	
2-5-3	2016 年度就職活動ガイドブック 就職に関する心構え	
2-5-4	就職説明会資料	
2-5-5	看護学実習要領	
2-5-6	特別講義資料	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 28 (2016) 年大学授業評価アンケート集計結果	
2-6-2	国家試験合格率	
2-6-3	四條畷学園大学国家試験対策委員会規程	
2-6-4	教育達成度調査	
2-6-5	四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程	
2-6-6	就職先アンケートの結果報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	四條畷学園大学学生委員会規程	
2-7-2	ICP 利用件数報告	
2-7-3	四條畷学園大学保健室運営要綱	
2-7-4	四條畷学園大学保健室運用申し合わせ	
2-7-5	四條畷学園大学奨学金規程	
2-7-6	平成 28 (2016) 年自治会年間活動計画・予算案・クラブ一覧	
2-7-7	自治会年間計画、クラブ部員数	
2-7-8	学生生活実態調査	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	リハビリテーション学部教員の専門領域と担当科目	
2-8-2	看護学部教員の専門領域と担当科目	
2-8-3	教職員採用規程	
2-8-4	教員任用規程（大学）	
2-8-5	教員評価様式	
2-8-6	リハビリテーション学部における FD・SD 活動状況	
2-8-7	看護学部 FD・SD 活動状況	
2-8-8	教養教育検討会議資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ /大学紹介/交通アクセス	
2-9-2	四條畷学園大学・短期大学図書館管理規程	
2-9-3	学校法人四條畷学園危機管理マニュアル	
2-9-4	リハビリテーション総合研究所活動実績	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	就業規則	
3-1-2	事務組織・事務分掌規程	
3-1-3	大学事務室運営規程	
3-1-4	公益通報等に関する規程	
3-1-5	四條畷学園大学学生懲戒規程	
3-1-6	四條畷学園大学学生表彰規程	
3-1-7	四條畷学園内部監査規程	

3-1-8	内部監査計画書	
3-1-9	学校法人四條畷学園監事監査規程	
3-1-10	監事監査計画書、監事監査チェックリスト	
3-1-11	監査計画概要説明書（有限責任あずさ監査法人）	
3-1-12	監査結果概要報告書（有限責任あずさ監査法人）	
3-1-13	四條畷学園人権教育推進委員会規程	
3-1-14	四條畷学園人権教育基本方針	
3-1-15	全学人権研修会資料	
3-1-16	四條畷学園大学人権委員会規程	
3-1-17	人権セミナー資料	
3-1-18	ハラスメント防止等に関する規程	
3-1-19	ハラスメント防止ガイドライン	
3-1-20	四條畷学園大学倫理委員会規程	
3-1-21	四條畷学園大学動物実験委員会規程	
3-1-22	四條畷学園大学動物実験規程	
3-1-23	実験動物の飼育および保管並びに苦痛の軽減に関する基準	
3-1-24	動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	
3-1-25	四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程	
3-1-26	四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程	
3-1-27	四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範	
3-1-28	四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程	
3-1-29	四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
3-1-30	四條畷学園大学個人情報保護規程	
3-1-31	個人情報保護マニュアル	
3-1-32	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ プライバシー ポリシー	
3-1-33	四條畷学園情報システム運用管理規程	
3-1-34	パソコン利用のルール	
3-1-35	安全衛生委員会規程	
3-1-36	財務情報公開規程	
3-1-37	学校法人四條畷学園情報公開規程	
3-1-38	情報公開規程細則	
3-1-39	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ 学園ホームページ http://www.shijonawate-gakuen.ac.jp/	
3-1-40	大学ポートレート大学ホームページ http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529901000.html	
3-1-41	四條畷学園大学リハビリテーション学部紀要	
3-1-42	四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリホームページ https://shijonawate-gakuen.repo.nii.ac.jp/	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	常任理事会規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	四條畷学園大学学部教授会規程細則	
3-3-2	大学委員会規程一覧	
3-3-3	職務権限規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	校園長会議規程	
3-4-2	教頭会議規程	
3-4-3	事務連絡会議規程	

3-4-4	大学・法人本部連携会議規程	
3-4-5	平成 29 年度「年頭の挨拶」	
3-4-6	平成 29 年度全学教職員会議資料	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	四條畷学園事務職員人事評価規程	
3-5-2	四條畷学園自己研鑽奨励手当	
3-5-3	出張（研修）報告書、校園別出張（研修）報告書一覧、SD 研修会実施報告書	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	四條畷学園 中期計数計画	
3-6-2	平成 29 年度予算（案）について	
3-6-3	平成 29 年度予算原案	
3-6-4	資産運用規程	
3-6-5	消費収支計算書および事業活動収支計算書関係比率の推移	
3-6-6	貸借対照表関係比率の推移	
3-6-7	平成 28 年度「私立大学等改革総合支援事業」選定結果に係る内示について	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理規程	
3-7-2	経理規程施行細則	
3-7-3	固定資産及び物品管理規程	
3-7-4	固定資産取り扱いルール	
3-7-5	固定資産取得に関する取り扱いについて	
3-7-6	固定資産実査マニュアル	
3-7-7	文書取扱規程	
3-7-8	予算実績対比表	
基準 4. 自己点検・評価		
基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	四條畷学園大学自己点検・自己評価委員会規程	
4-1-2	平成 27・28 年度 校務分掌（平成 28 年 4 月 1 日付）	
4-1-3	平成 28 年度 看護学部各種委員会等名簿等	
4-1-4	大学ホームページ http://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ 自己点検報告書	
4-1-5	大学機関別認証評価受審体制	
4-1-6	大学・法人本部連携会議規程	
4-1-7	平成 28 年度自己点検報告書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 28 年度以降の大学・短大の広報体制（案）	
4-2-2	四條畷学園大学 IR 運用要領	
4-2-3	就職先アンケートの結果報告	
4-2-4	2016 年リハビリテーション学部学生実態調査アンケート結果	
4-2-5	2017 年度入試出願者と 2016 年オープンキャンパス/ウィークデイキャンパスビジット参加者との関連性について	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	四條畷学園大学運営協議会規程	

基準 A. 地域・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
A-1. 地域・社会貢献		
【資料 A-1-1】	第 15 回 市民公開講座ポスター	
A-1-2	四條畷学園大学学術講演会	
A-1-3	介助犬の広場 in 北河内 ポスター	
A-1-4	中学生向けのセミナー ポスター	
A-1-5	平成 28 (2016) 年度 臨床実習施設サポートセンター実績	
A-1-6	平成 28 (2016) 年度 実習指導関連病院講師派遣実績	